

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

「高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する
事務の執行について」

一宮市包括外部監査人

大島 嘉秋

目次

第1 外部監査の概要	1
1 監査の種類	2
2 監査の対象	2
(1) 監査対象期間	2
(2) 選定した特定の事件（テーマ）	2
(3) 選定した理由	2
3 監査の方法	3
(1) 監査の実施期間	3
(2) 監査の要点	3
(3) 監査の手続	3
4 包括外部監査人及び補助者	5
(1) 包括外部監査人	5
(2) 包括外部監査人を補助した者	5
(3) 利害関係	6
第2 監査対象の概要	7
1 一宮市の現状	8
(1) 一宮市の総人口と高齢者人口の推移	8
(2) 他の自治体と的高齢者人口等の比較	9
(3) 一宮市の労働力人口の推移	11
(4) 一宮市の介護サービス施設・事業所	13
(5) 一宮市の認知症サポーターの状況	14
(6) 監査対象とした事業の担当部署について	15
2 介護保険の状況	16
(1) 介護保険制度の概要	16
(2) 要介護認定制度について	16
(3) 介護サービスの種類	17
(4) 被保険者数の推移	19
3 一宮市における取組	20
(1) 第8期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）について	20
(2) その他の計画との関連	25
4 一宮市の高齢者に係る費用の分析	26
(1) 一宮市の高齢者福祉に係る費用	26
(2) 他の自治体と的高齢者福祉に係る費用の比較	28

5	監査対象とした事業	30
第3	監査の結果（総論）	34
1	第8期一宮市高齢者福祉計画の評価について【意見1】	35
2	福祉施設の統廃合について【意見2】	37
3	取引金額の課税非課税の認識について【意見3】	42
第4	監査対象の概要及び監査の結果（各論）	44
1	監査の結果【高年福祉課】	45
(1)	配食サービス事業委託料（N01）	45
(2)	緊急通報業務等委託料（N02）	47
(3)	生活支援ハウス運営事業委託料（N03）	51
(4)	老人保護施設措置扶助費（N04）	52
(5)	ねたきり高齢者等見舞金（N05）	53
(6)	福祉タクシー料金給付費（N06）	54
(7)	いきいきセンター費 施設修繕料（N07）	57
(8)	いきいきセンター費 いきいきセンター等指定管理料（N08）	59
(9)	いきいきセンター費 土地賃借料（N09）	59
(10)	いきいきセンター費 朝日西つどいの里陶芸小屋建物賃借料（N010）	60
(11)	いきいきセンター費 施設整備工事請負費（N011）	61
(12)	敬老会事業委託料（N012）	62
(13)	長寿祝報償費（N013）	62
(14)	高齢者作業センター指定管理料（N014）	64
(15)	高齢者生きがいセンター指定管理料（N015）	66
(16)	シルバー入浴浴場使用料（N016）	67
(17)	自動車運転管理業務委託料（N017）	69
(18)	地域包括支援センター委託料（N018）	72
(19)	認知症初期集中支援チーム派遣委託料（N019）	75
2	監査の結果【保険年金課】	80
(1)	後期高齢者医療保険料【歳入】（N020）	80
(2)	後期高齢者福祉医療費 医療給付費（後期高齢者福祉医療費助成事業）（N021）	81
(3)	後期高齢者医療健康診査受診券作成業務委託料（N022）	85
(4)	健康管理システム保守委託料（N023）	85
3	監査の結果【介護保険課】	86
(1)	第1号被保険者保険料【歳入】（N024）	86
(2)	介護サービス等諸費 居宅介護福祉用具購入費（N025）	88
(3)	介護サービス等諸費 居宅介護住宅改修費（N026）	91

(4)	介護サービス等諸費 介護予防住宅改修費 (N027)	96
(5)	特定入居者介護サービス費 (N028)	98
(6)	総合行政システム (介護保険系) 保守委託料 (N029)	101
(7)	総合収納システム業務委託料 (N030)	102
(8)	総合行政システム (介護保険系) 改修業務委託料 (N031)	102
(9)	認定調査委託料 (N032)	103
(10)	介護認定審査会委員報酬 (N033)	106
(11)	第1号被保険者保険料還付金 (N034)	107
4	監査の結果【施設往査】	108
(1)	地域包括支援センターまちなか	108
(2)	地域包括支援センターちあき	109
(3)	葉栗いこいの広場	110
(4)	朝日西つどの里	117
(5)	浅野いこいの広場	124
(6)	丹陽いこいの広場	127
(7)	高齢者生きがいセンター	129
(8)	木曽川いきいきセンター	132
	指摘意見まとめ一覧	133

第 1 外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 監査の対象

(1) 監査対象期間

令和 4 年度（自：令和 4 年 4 月 1 日 至：令和 5 年 3 月 31 日）

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について

(3) 選定した理由

我が国では令和 4 年版高齢社会白書にて、総人口に占める 65 歳以上人口の割合である高齢化率が 28.9%となり高齢社会が大きな問題となっている。一宮市においても、令和 5 年 1 月の全人口 380,201 人のうち、65 歳以上の高齢者は 103,428 人と高齢化率は 27.2%を占めており、高齢化が進んでいる状況である。

このように高齢化が進む中、一宮市では令和 3 年度から令和 5 年度を対象にした「第 8 期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）～思いやりライフ 21 プラン～」の中で、高齢者の介護予防、社会参加や生きがづくりといった総合的な計画を策定している。

高齢化が進み、高齢者が安心して暮らせる社会づくりの必要性が高まる一方で、令和 3 年度の一宮市の一般会計の歳出が約 1,414 億円であるのに対し、民生費（老人福祉費）は約 63 億円、介護保険事業特別会計は約 304 億円もの規模となっており、財政面で大きな影響を与えている。今後もますます高齢化が進む状況におかれ、高齢者福祉事業及び介護保険事業の重要性は、事業の質の面においても、財政負担の面においても高まっている。

以上のことから、高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について、経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか監査を行うことは、一宮市の今後の行財政運営にとって有用なものとなると判断し、これを選定した。

3 監査の方法

(1) 監査の実施期間

自：令和5年6月1日 至：令和6年2月12日

(2) 監査の要点

今回対象とした高齢者福祉事業及び介護保険事業は、各施策について高齢者の福祉に関する分野であるという性質から、経済的合理性のみで要否を検討することは妥当ではない。市の財政運営の観点から考えると、予算は限られている一方で、福祉に関する需要は多く、必要な事業に対して財源を分配する必要がある。このことから、合規性、公平性は勿論のこと、経済性の観点に、効率性及び有効性の観点も加えて検討することが重要であると考えた。以上より、監査の視点として、次のとおり設定している。

合規性

高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例、規則等に従い、適正に行われているか。

公平性

高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る財務事務の執行が、公平性の観点から問題なく適切に行われているか。

経済性、効率性、有効性

高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る財務事務の執行が、限られた予算の中で最大の効果を発揮する方法によって、経済的、効率的及び有効的に適正に行われているか。

(3) 監査の手続

監査の手続として「(2) 監査の要点」に示した事項を確認するため、以下の手続を実施した。

主な手続	実施時期
ア概括的ヒアリング	令和5年7月
イ個別の監査対象抽出	令和5年7～8月
ウ個別の書面・証憑閲覧及びヒアリング	令和5年7月
エ施設往査	令和5年9～10月

オ総括的評価	令和5年9～11月
カ報告書の作成	令和5年7月～令和6年1月

ア概括的ヒアリング

監査対象期間において市が実施した高齢者福祉事業及び介護保険事業の全てに関して、実態を把握するため及び個別の監査対象を抽出するための基礎的情報の収集を目的として概括的なヒアリングを実施した。

イ個別の監査対象抽出

高齢者福祉事業及び介護保険事業の中から、個別で監査対象とする事業について抽出を行った。なお、抽出した結果は、「第2 監査対象の概要 5 監査対象とした事業」参照。

ウ個別の書面・証憑閲覧及びヒアリング

イで抽出した個別の監査対象事業について、令和4年度の関連書類を閲覧し、追加でヒアリングを実施した。

なお、詳細は「第4 監査対象の概要及び監査の結果（各論）」に記述している。

エ施設往査

高齢者福祉事業に関連する施設のうち、8カ所に対して個別に施設往査を実施した。

個別対象とした施設は以下のとおりである。

NO	施設名
1	地域包括支援センターまちなか
2	地域包括支援センターちあき
3	葉栗いこいの広場
4	朝日西つどいの里
5	浅野いこいの広場
6	丹陽いこいの広場
7	高齢者生きがいセンター
8	木曾川いきいきセンター

なお、詳細は「第4 4 監査の結果【施設往査】」に記述している。

オ総括的評価

上記ウ又はエ（個別の書面・証憑閲覧及びヒアリング、施設往査）の実施を通じて、必要に応じて追加で資料閲覧及びヒアリングを実施することにより、実態の把握を行った。

カ報告書の作成

包括外部監査を通じて監査人が発見した事項について、指摘すべき事項、意見を付すべき事項に大別して記述した。なお、指摘すべき事項、意見を付すべき事項、それぞれの内容は以下のとおりである。

表記	区分	内容
【指摘】	指摘すべき事項	法令や規則等に違反している事項、不当な事項等
【意見】	意見を付すべき事項	自治体運営の公平性、経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項

なお、報告書中の数値について、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

4 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

大 島 嘉 秋 (公 認 会 計 士)

(2) 包括外部監査人を補助した者

利 行 淳 (公 認 会 計 士)

城 野 沙 織 (公 認 会 計 士)

宮 崎 翼 (公 認 会 計 士)

大 竹 理 子 (公 認 会 計 士)

左 近 裕 一 (公 認 会 計 士)

堀 健 太 朗 (公 認 会 計 士 試 験 合 格 者)

山 口 麻 未

(3) 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 一宮市の現状

(1) 一宮市の総人口と高齢者人口の推移

一宮市の過去5年間の人口推移は、【図表2-1-1】のとおりである。

【図表2-1-1】一宮市の人口推移（1月1日現在（前月末現在））

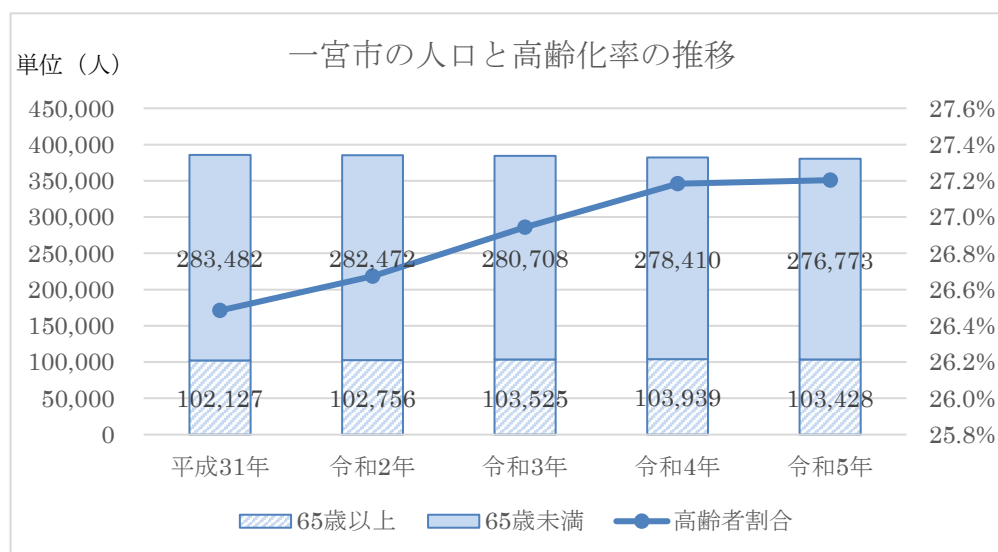
	総人口				
	総数(人)	65歳以上(人)	割合(%)	75歳以上(人)	割合(%)
平成31年	385,609	102,127	26.5	51,517	13.4
令和2年	385,228	102,756	26.7	53,440	13.9
令和3年	384,233	103,525	26.9	54,360	14.1
令和4年	382,349	103,939	27.2	55,387	14.5
令和5年	380,201	103,428	27.2	57,656	15.2

(出所：一宮市ウェブサイト人口・統計調査（市民課）

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shiminkenkou/shimin/1044325/jinkou/index.html>
より監査人が加工)

また、一宮市の人口と65歳以上の高齢者の割合（以下、「高齢化率」）の推移は【図表2-1-2】のとおりである。

【図表2-1-2】一宮市の人口と高齢化率の推移



(出所：一宮市ウェブサイト人口・統計調査（市民課）

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shiminkenkou/shimin/1044325/jinkou/index.html>

より 監査人が加工)

一宮市の人口総数は年々減少傾向にある一方で、高齢化率は年々上昇している。平成31年から令和5年にかけて、人口総数は385,609人から380,201人と5,408人(1.4%)減少しているが、65歳以上の総数は102,127人から103,428人と1,301人(1.3%)増加している。その結果、65歳以上の高齢化率は、平成31年の26.5%から27.2%と、5年間で0.7ポイント上昇している。令和4年から令和5年にかけては、65歳以上の人口は103,939人から103,428人へ若干減少しているものの、人口総数が382,349人から380,201人と、65歳以上の人口以上に減少していることから、高齢化率は若干上昇している。このように、一宮市において高齢化が進んでいることがわかる。

(2) 他の自治体との高齢者人口等の比較

令和4年度の愛知県、県内の政令指定都市及び中核市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）の高齢化比率と比較したものが【図表2-1-3】である。

【図表2-1-3】愛知県、県内の政令指定都市及び中核市の高齢化率の比較（令和4年度）

(単位：人)

	一宮市	名古屋市	豊橋市	岡崎市	豊田市	愛知県
総人口	380,201	2,294,256	370,761	384,422	417,221	7,497,521
65歳以上の高齢者数	103,428	572,599	97,238	92,860	102,064	1,919,716
高齢化率	27.2%	25.0%	26.2%	24.2%	24.5%	25.6%

(出所：一宮市ウェブサイト 人口・統計調査（市民課）

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shiminkenkou/shimin/1044325/jinkou/index.html>

名古屋市ウェブサイト 年齢別公簿人口

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-5-5-9-0-0-0-0-0-0.html>

豊橋市ウェブサイト 統計情報 人口・世帯数

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/45349.htm>

岡崎市ウェブサイト 統計ポータルサイト

http://webhp.city.okazaki.lg.jp/tokei-portal/toukei_search.asp?kensaku=1&jouken=%901%8C%FB

豊田市ウェブサイト Web統計とよた

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/tokei/1004630/index.html>

愛知県ウェブサイト 愛知県人口動向調査結果月報 各年齢別人口

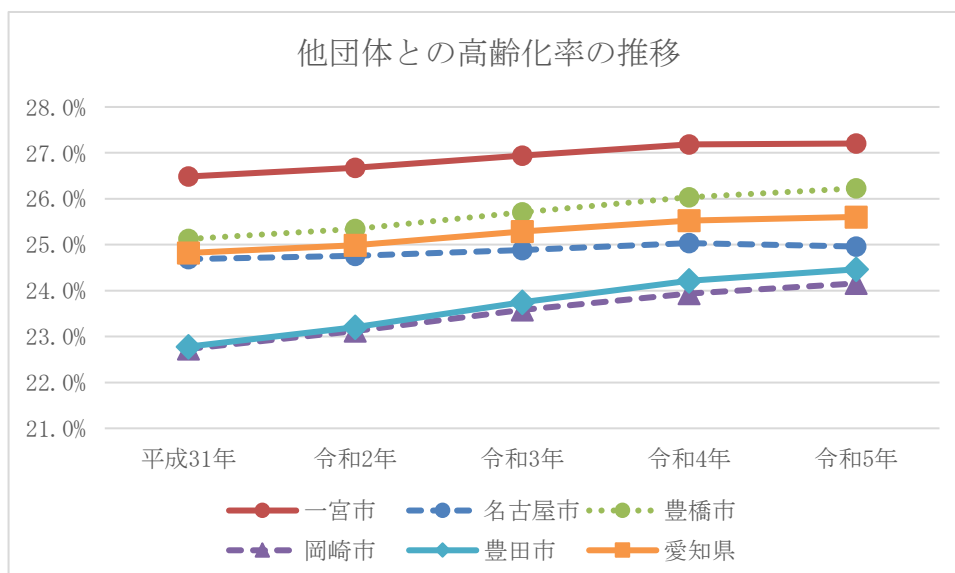
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/jinkolnew.html> より監査人が作成)

愛知県、県内の政令指定都市及び中核市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）の高齢化率を比較して、一宮市は高齢化率が最も高い水準となっていることがわかる。

また、高齢化率の推移をみると、どの団体も5年前の平成31年から令和5年は高齢化率が上昇していることがわかる。

【図表 2-1-4】他団体との高齢化率の推移

（1月1日現在（前月末現在）の人口 ※豊橋市は4月1日現在）



（出所：一宮市ウェブサイト 人口・統計調査（市民課）

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shiminkenkou/shimin/1044325/jinkou/index.html>

名古屋市ウェブサイト 年齢別公簿人口

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-5-5-9-0-0-0-0-0-0.html>

豊橋市ウェブサイト 統計情報 人口・世帯数

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/45349.htm>

岡崎市ウェブサイト 統計ポータルサイト

http://webhp.city.okazaki.lg.jp/tokei-portal/toukei_search.asp?kensaku=1&jouken=%901%8C%FB

豊田市ウェブサイト Web統計とよた

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/tokei/1004630/index.html>

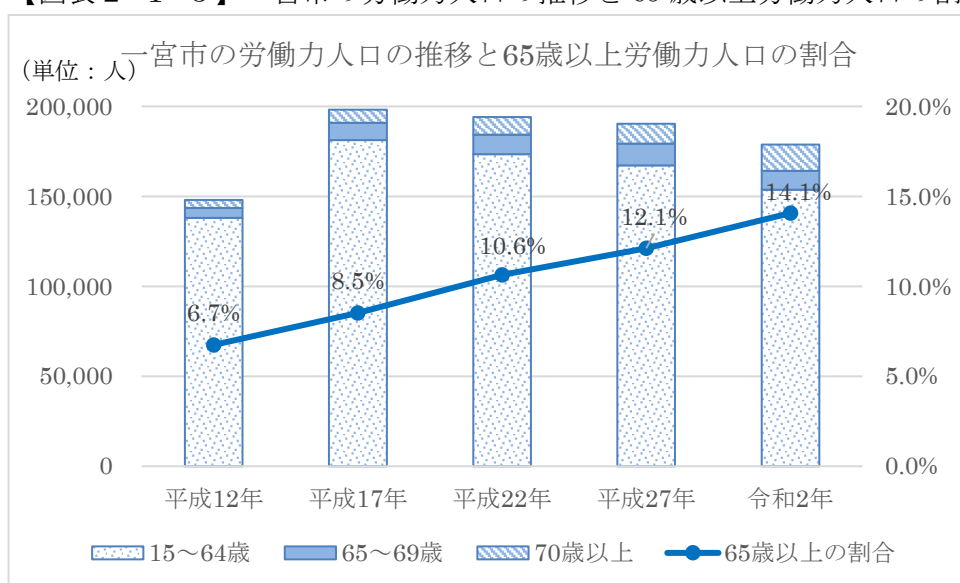
愛知県ウェブサイト 愛知県人口動向調査結果月報 各年齢別人口

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/jinkolnew.html> より監査人が作成)

(3) 一宮市の労働力人口の推移

直近の令和2年国勢調査によると、一宮市の労働力人口（労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者（就業者に該当せず、仕事をしていないが、仕事があればすぐ就くことができる求職者）」を合わせた人数）は178,883人である。その内訳は15歳以上65歳未満が153,717人、65歳以上70歳未満が10,548人、70歳以上が14,618人であり、労働力人口の14.1%が65歳以上の高齢者である。労働力人口の中で65歳以上の占める割合は、右肩上がり増加している。

【図表2-1-5】一宮市の労働力人口の推移と65歳以上労働力人口の割合

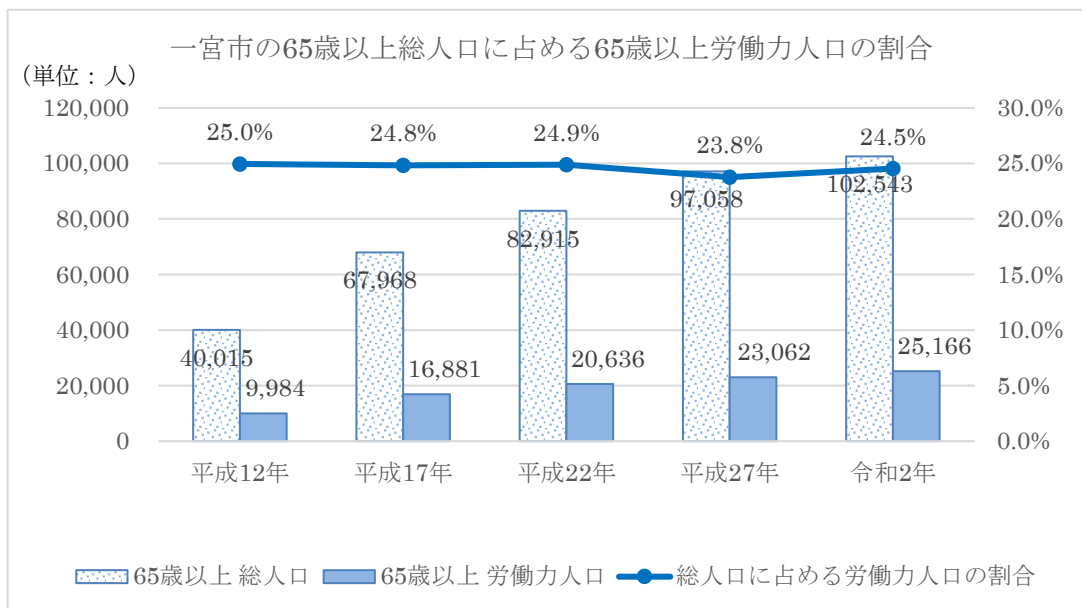


(出所：平成12年～令和2年国勢調査より 監査人が作成)

この右肩上がりの上昇は、65歳以上の高齢者自体の増加に起因していると考えられる。【図表2-1-6】が示すように、65歳以上の高齢者に関する総人口に占める労働力人口の割合は、平成12年から令和2年の間に大きな変動はなく、24%前後を横ばいに推移している。このことから、65歳以上労働力人口の割合が増え続けている大きな原因は、年々65歳を過ぎても働きたい人が増えてきているというよりも、分母である65歳以上人口の増加に伴って増加していることだとわかる。65歳以上の労働力人口が年々増加していることから、労働力人口においても高齢化が進んでいると考えられる。

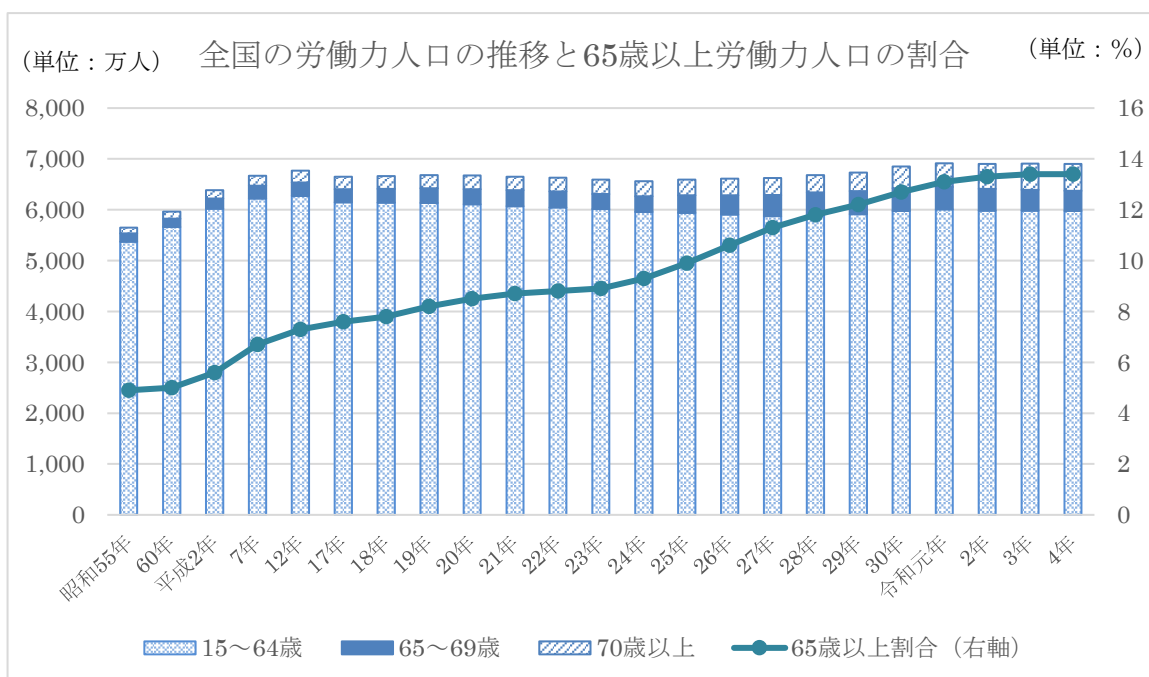
なお、65歳以上労働力人口の割合が増えている状況は一宮市だけでなく、【図表2-1-7】が示すように、全国でも同じ状況である。

【図表 2-1-6】一宮市の65歳以上総人口に占める65歳以上労働力人口割合の推移



(出所：平成12年～令和2年国勢調査より 監査人が作成)

【図表 2-1-7】全国の労働力人口の推移と65歳以上労働力人口の割合



(出所：内閣府「令和5年版高齢社会白書」より 監査人が作成)

(4) 一宮市の介護サービス施設・事業所

厚生労働省の公表した「令和3年介護サービス施設・事業所調査」によると、一宮市の介護サービス施設・事業所数は、【図表2-1-8】のとおりである。

【図表2-1-8】介護サービス施設・事業所数

	一宮市
介護保険施設数	24
居宅サービスの事業所数	426
介護予防サービスの事業所数	176
地域密着型介護老人福祉施設数	7
地域密着型サービスの事業所数	82
地域密着型介護予防サービスの事業所数	47

(出所：令和3年介護サービス施設・事業所調査より 監査人が作成)

これら施設・事業所数を65歳以上人口1万人当たりに換算し、県内の政令指定都市及び中核市と比較すると、【図表2-1-9】に示す通り、地域密着型サービスが若干低く示されている。

【図表2-1-9】65歳以上人口1万人当たりの施設・事業所数

	一宮市	名古屋市	豊橋市	岡崎市	豊田市
介護保険施設数	2.3	3.0	2.0	1.7	2.6
居宅サービスの事業所数	41.2	53.7	31.8	32.8	37.4
介護予防サービスの事業所数	17.0	21.6	14.4	15.0	19.8
地域密着型介護老人福祉施設数	0.7	0.5	1.1	1.4	1.3
地域密着型サービスの事業所数	7.9	13.1	12.9	9.7	10.8
地域密着型介護予防サービスの事業所数	4.5	5.7	4.3	3.6	5.0

(出所：令和3年介護サービス施設・事業所調査より 監査人が作成)

(5) 一宮市の認知症サポーターの状況

厚生労働省は、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）を基に認知症患者の将来見込みを公表し、2025年には高齢者（65歳以上）の5人に1人が認知症になると推計している。

人口の高齢化に伴い認知症患者が増え続ける中、厚生労働省は、全国で認知症サポーターの養成に力を入れている。認知症サポーターは、認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症患者やその家族に対してできる範囲で手助けし、地域の特性やニーズに応じて活動する役目を担っており、認知症患者が住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の構築を目指して養成されている。

一宮市における認知症サポーター等の養成状況は、令和5年9月30日現在で36,421名の認知症サポーターとキャラバン・メイトと呼ばれる認知症サポーター講座の講師135名が養成されている。なお、認知症サポーター講座とは、認知症サポーターになるために受講する講座である。

一宮市と県内の政令指定都市、中核市の養成状況をまとめると、【図表2-1-10】のとおりである。

【図表2-1-10】 認知症サポーター人数等の比較（令和5年9月30日時点）

（単位：人）

	一宮市	名古屋市	豊橋市	岡崎市	豊田市
認知症サポーター人数 （サポーター）	36,421	170,365	51,299	34,652	39,165
キャラバン・メイト人数 （メイト）	135	1,511	392	245	500
総人口に占める割合 （メイト+サポーター）	9.62%	7.49%	13.94%	9.08%	9.50%
メイト+サポーター1人当 たり担当高齢者人口	2.8	3.3	1.9	2.7	2.6

（出所：認知症サポーターキャラバン「サポーター養成状況の詳細」

<https://www.caravanmate.com/result/>より 監査人が作成）

(6) 監査対象とした事業の担当部署について

監査対象とした事業について、一宮市での担当部署と主な担当事業は次のとおりである。

【図表 2-1-11】 担当部署と主な担当事業

部署名	人員		主な担当事業
	正職員 (産休・ 育休者、 出向者を 除く)	非正規職員 (会計年度 任用職員 等)	
福祉部 高年福祉課	22 人	10 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者在宅福祉、高齢者の生きがいと健康づくり ・ 介護予防、認知症・在宅医療・高齢者虐待相談
福祉部 介護保険課	36 人	27 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の給付、介護保険事業計画等 ・ 介護保険に係る被保険者の資格の管理、介護保険料の賦課・徴収 ・ 介護保険の要介護認定・要支援認定 ・ 介護保険サービス事業者、介護保険施設の指定
市民健康部 保険年金課	55 人	31 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の加入・離脱の届け出、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費 ・ 特定健診 ・ 国民健康保険税 ・ 子ども・障害者・母子父子家庭等医療費、後期高齢者福祉医療費 ・ 後期高齢者医療保険 ・ 国民年金、老齢福祉年金、特別障害給付金

2 介護保険の状況

(1) 介護保険制度の概要

介護保険法（平成9年法律第123号）第1条によると、介護保険制度とは、高齢者等の介護を公的に保障することを目的とした制度である。具体的には、公費及び被保険者の保険料を財源として、介護が必要であると認定された被保険者に介護給付費の支給を行うものである。

（参考）介護保険法（平成9年法律第123号）第1条

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

被保険者には、第1号被保険者と第2号被保険者があり、それぞれの説明は次のとおりである。

第1号被保険者	市町村に住所を有する65歳以上の者
第2号被保険者	市町村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

介護保険制度における保険料の徴収方法は、次のとおりである。

	第1号被保険者	第2号被保険者
保険料の徴収方法	自治体が徴収	
	特別徴収	普通徴収
		医療保険者が徴収

(2) 要介護認定制度について

介護保険制度においては、病気による寝たきりや認知症等の症状により、介護が必要になった場合（要介護）、または日常生活の支援が必要になった場合（要支援）に介護サービスを受けることができる。

要介護、要支援の状態とは次の状態をいう。

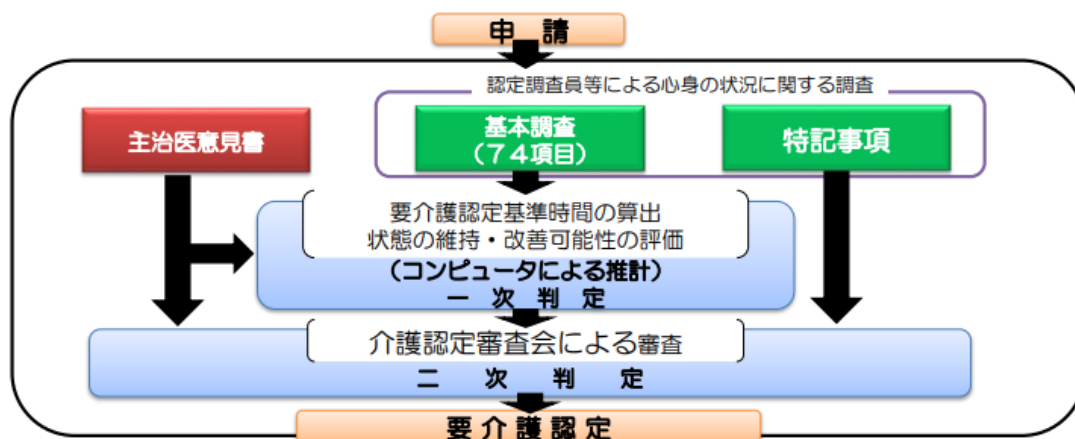
要介護	自分1人で日常生活を送ることが困難であり、誰かの介護が必要な状態。介護が必要な度合いに応じて、要介護1～要介護5に区分される。
-----	---

要支援	日常生活は自分で行うことができるが、一部支援が必要な状態をいう。支援が必要な状態に応じて、要支援1～要支援2に区分される。
-----	---

第1号被保険者は、要介護又は要支援の状態であると認定された場合に、介護保険サービスを利用することができる。第2号被保険者は、加齢が原因となる16種類の特定疾病（骨折を伴う骨粗しょう症、初老期における認知症等）にかかり、要介護又は要支援の状態であると認定された場合のみ、介護保険サービスを利用することができる。被保険者のうち、市町村窓口で申請し、介護認定審査会で上記のような要支援又は要介護の認定を受けたものが認定者となる。

具体的な要介護認定の流れは、【図表2-2-1】のとおりである。

【図表2-2-1】要介護認定の流れ



(出所：厚生労働省ウェブサイト「介護保険制度の概要」(令和3年5月)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000801559.pdf>)

市町村は、認定調査の一部（主に新規・変更）、一次判定、介護認定審査会の運営を行い、認定結果を申請者に通知する業務を担っている。

(3) 介護サービスの種類

介護サービスの中には、介護給付を行うサービスと予防給付を行うサービスがある。一宮市は中核市であることから、指定・監督を行うサービスは【図表2-2-2】のとおりとなる。

【図表 2-2-2】介護サービスの種類と例

介護サービス種類	具体的な例
介護給付を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービス（訪問介護等） ・通所サービス（通所介護等） ・短期入所サービス（短期入所生活介護等） ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ●施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 等 ●地域密着型介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 等 ●居宅介護支援
予防給付を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービス（介護予防訪問入浴介護等） ・通所サービス（介護予防通所リハビリテーション） ・短期入所サービス（介護予防短期入所生活介護等） ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ●地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 等 ●介護予防支援

（出所：厚生労働省ウェブサイト「介護保険制度の概要」（令和3年5月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000801559.pdf> を参考に監査人が作成）

(4) 被保険者数の推移

一宮市の人口に対する介護保険の第1号被保険者数の割合の推移は、次のとおりである。

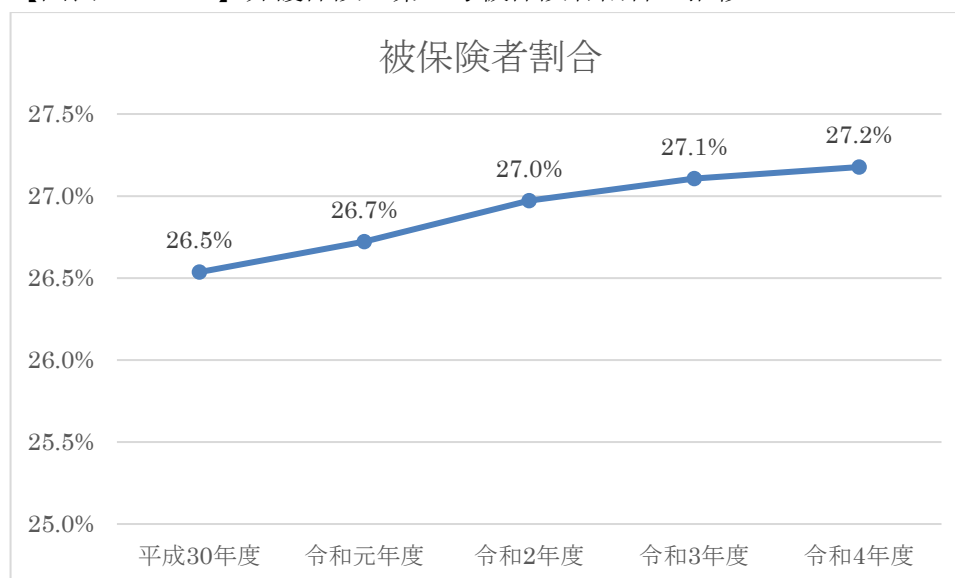
【図表2-2-3】介護保険の第1号被保険者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	385,609	385,228	384,233	382,349	380,201
被保険者数	102,325	102,940	103,633	103,641	103,326
被保険者割合	26.5%	26.7%	27.0%	27.1%	27.2%

(出所：一宮市提供資料より監査人が加工)

【図表2-2-4】介護保険の第1号被保険者割合の推移



人口に対する第1号被保険者の割合は年々増加しており、平成30年は26.5%であった割合が、令和4年度には27.2%まで上昇している。

また、第1号被保険者数に対する要介護・要支援の認定率の推移は、【図表2-2-5】である。

【図表2-2-5】認定者数の推移

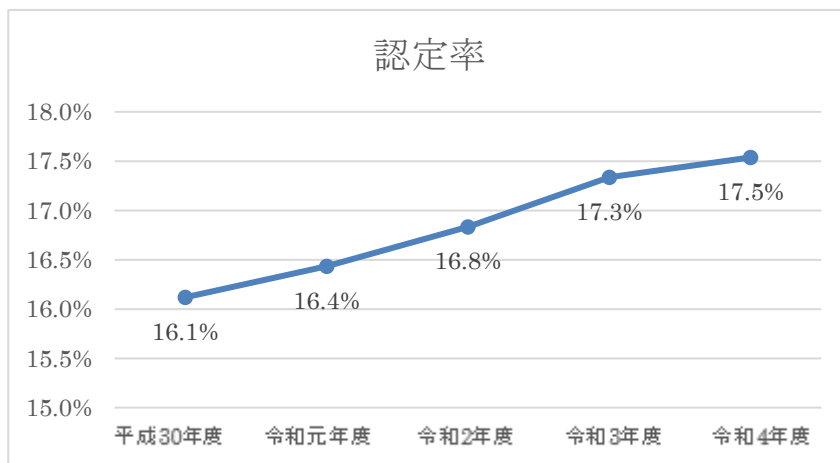
(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上の被保険者数	102,325	102,940	103,633	103,641	103,326

認定者数	16,494	16,918	17,444	17,967	18,121
認定率	16.1%	16.4%	16.8%	17.3%	17.5%

(出所：一宮市提供資料より監査人が加工)

【図表 2-2-6】 認定率の推移



(出所：一宮市提供資料より監査人が作成)

認定率についても年々上昇しており、平成 30 年度に 16.1%であったものが、令和 4 年度には 17.5%と、1.4 ポイント上昇している。

3 一宮市における取組

(1) 第 8 期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）について

一宮市では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、平成 30 年に「第 7 期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）」を策定し、様々な高齢者福祉施策を展開し、地域包括ケアシステムの整備・深化を進めてきた。

「第 7 期一宮市高齢者福祉計画」が令和 2 年度で計画期間が終了となったことから、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる新たな計画として、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第 8 期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）」（以下、「第 8 期一宮市高齢者福祉計画」）を策定している。

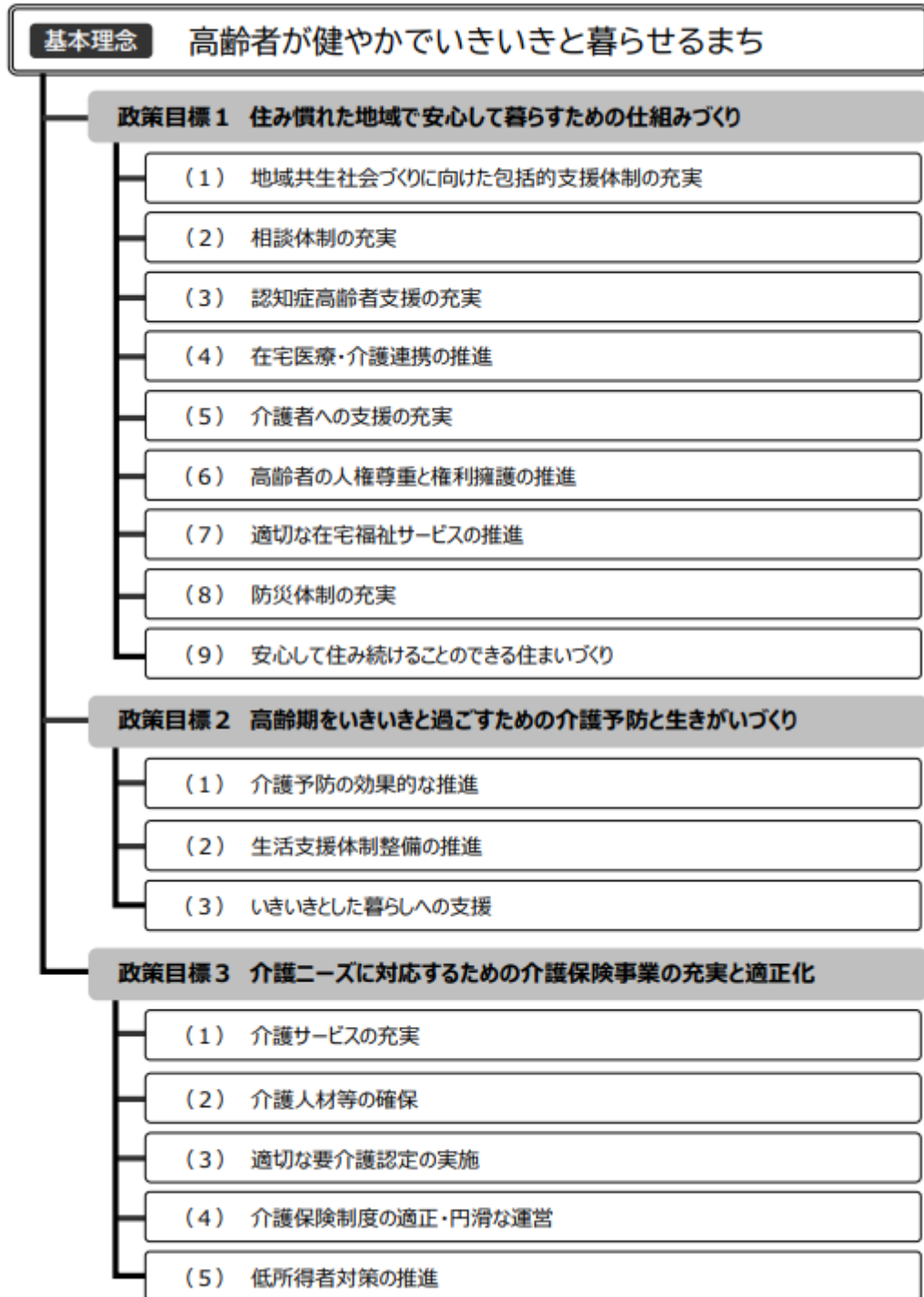
「第 8 期一宮市高齢者福祉計画」では、基本理念として「高齢者が健やかでいきいきと暮らせるまち」を掲げており、基本理念を支える 3 つの政策目標が定められている。

【図表 2-3-1】第 8 期一宮市高齢者福祉計画



(出所：一宮市ウェブサイト)

【図表 2-3-2】基本理念と政策目標



(出所：第8期一宮市高齢者福祉計画)

また、3つの政策目標を実現させるために、施策の展開が記載されている。

【図表 2-3-3】 3つの政策目標とそれぞれの展開

政策目標① 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり	
(1) 地域共生社会づくりに向けた包括的支援体制の充実	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの機能強化 ・ 地域ケア会議の充実
(2) 相談体制の充実	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市高年福祉課、地域包括支援センターの相談体制 ・ 介護相談員派遣事業 ・ 福祉総合相談窓口の設置
(3) 認知症高齢者支援の充実	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に対する理解促進・相談先の周知 ・ 認知症の予防と早期発見、適切な医療・介護の提供 ・ 認知症の方や家族への支援
(4) 在宅医療・介護連携の推進	
具体例	在宅医療・介護の連携
(5) 介護者への支援の充実	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭介護教室 ・ 家族介護用品給付事業
(6) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待防止及び対応の強化 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 日常生活自立支援事業
(7) 適切な在宅福祉サービスの推進	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり暮らし高齢者台帳登録事業 ・ 緊急連絡通報システム設置事業 ・ 配食サービス事業 ・ 寝具洗濯乾燥サービス事業 ・ 訪問理美容サービス事業 ・ ねたきり高齢者等見舞金支給事業 ・ 福祉タクシー料金助成事業 ・ 福祉有償運送事業 ・ 日常生活用具給付事業（愛の杖の給付） ・ 生活管理指導短期宿泊事業 ・ 地域における見守り支援体制の強化 ・ ホームヘルプサービス利用者負担金給付事業 ・ 社会福祉法人等生計困難者利用者負担軽減措置補助事業
(8) 防災体制の充実	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ たすけあい退避名簿（避難行動要支援者名簿）の整備 ・ 福祉避難所の推進 ・ 日常生活用具給付事業（火災警報器等） ・ あんしん、防災ねっと
(9) 安心して住み続けることのできる住まいづくり	

具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・生活支援ハウス ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・高齢者住宅等安心確保事業
政策目標②高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり	
(1) 介護予防の効果的な推進	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、生活支援サービス事業 ・一般介護予防事業
(2) 生活支援体制整備の推進	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備
(3) いきいきとした暮らしへの支援	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労支援、就労の場の確保 ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ・高齢者福祉施設運営事業 ・健康農園運営補助事業 ・老人クラブ補助事業 ・高齢者入浴助成事業 ・敬老事業
政策目標③介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化	
(1) 介護サービスの充実	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービスの充実 ・地域密着型サービスの充実 ・施設サービスの充実
(2) 介護人材等の確保	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職の魅力を伝える取り組み ・外国人介護人材の受け入れの支援 ・ICTの活用等による介護現場の効率化 ・介護人材の資質の向上及び職場定着支援
(3) 適切な要介護認定の実施	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な認定調査実施体制の確保 ・認定審査の平準化
(4) 介護保険制度の適正・円滑な運営	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費の適正化 ・介護保険制度の円滑な運営 ・介護サービス事業者との連携
(5) 低所得者対策の推進	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者に対する保険料の軽減 ・市の独自減免制度

(出所：「第8期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）概要版」より抜粋)

(2) その他の計画との関連

一宮市では市政運営の基本である「第7次一宮市総合計画」が平成30年度に策定されている。第7次一宮市総合計画の計画期間は、平成30年度から10年間である。

第7次一宮市総合計画では、5つのプランと28の施策を設けており、高齢者福祉に関連するものは、Plan1「健やかにいきる」の施策4「高齢者が安心していきいきと暮らせるよう支援します」が該当する。全体像は、【図表2-3-4】のとおりである。

【図表2-3-4】第7次一宮市総合計画における5つのプランと28の施策

プラン	施策
Plan 1 健やかにいきる	施策1 健康寿命の長いまちづくりに取り組みます
	施策2 安心して子育てができる環境をつくります
	施策3 適切な医療を受けられる体制を整えます
	施策4 高齢者が安心していきいきと暮らせるよう支援します
	施策5 障害者福祉の充実を図ります
Plan 2 快適にくらす	施策6 ごみを適正に処理し資源のリサイクルを推進します
	施策7 地球温暖化防止に取り組みます
	施策8 環境教育を推進します
	施策9 水と緑を活かしたまちをつくります
	施策10 良好な生活環境を確保します
	施策11 総合的な住宅対策に取り組みます
	施策12 公共交通網の整備を進めます
Plan 3 安全・安心を高める	施策13 歩行者や自転車安全に通行できる交通環境を整備します
	施策14 災害に強い社会基盤整備を進めます
	施策15 自主防災力の向上を図ります
	施策16 火災や救急に対する体制の強化を進めます
Plan 4 活力を生みだす	施策17 交通事故を減らす取組を進めます
	施策18 防犯対策を進めます
	施策19 既存産業や次世代産業の育成を支援します
	施策20 意欲を持って働けるよう就労支援を進めます
	施策21 女性の活躍できる環境をつくります
Plan 5 未来の人財を育てる	施策22 魅力があり持続的発展性のある農業を支援します
	施策23 幹線道路の整備を進めます
	施策24 子どもから青少年まで健全に育つ環境をつくります
	施策25 学校教育施設を整備します
	施策26 特色ある教育活動を実施します
	施策27 する・みる・ささえるスポーツ活動を支援

	します
	施策 28 歴史・文化に親しめる環境を整えます

(出所：第7次一宮市総合計画より抜粋)

第8期一宮市高齢者福祉計画は、第7次一宮市総合計画の施策を基に作成されたものであり、Plan 達成を目的とするものである。

4 一宮市の高齢者に係る費用の分析

(1) 一宮市の高齢者福祉に係る費用

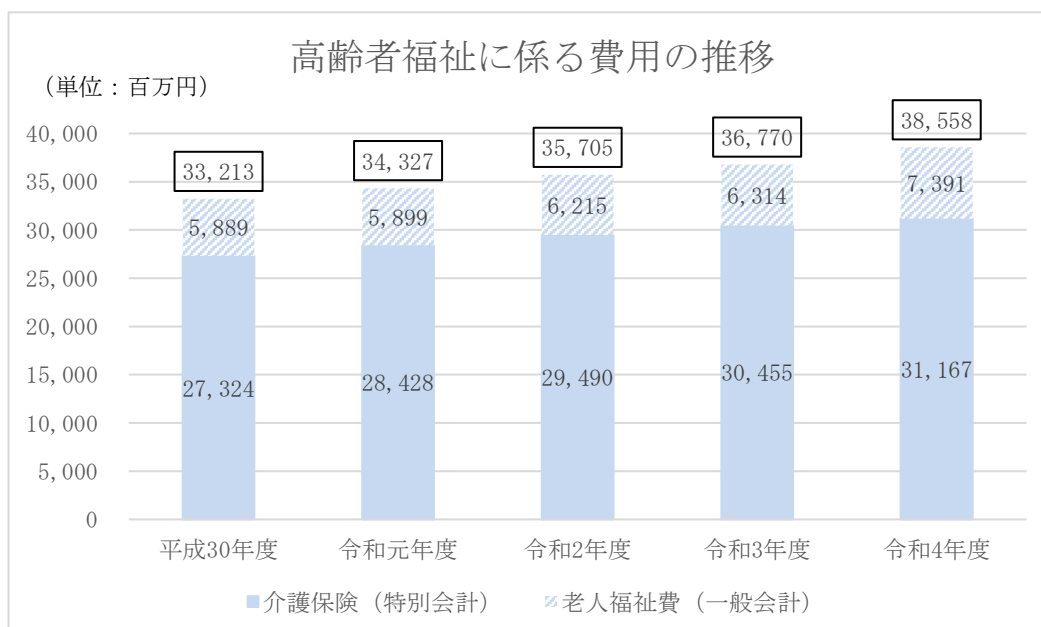
1 (1) の一宮市の総人口と高齢者人口の推移でも記載したように、一宮市は高齢者人口が増加しており、それに伴い、高齢者に係る市の費用も年々増加している。

なお、高齢者に係る費用として集計したのは、以下のとおりである。

一般会計	【款】民生費 【項】老人福祉費
特別会計	介護保険事業特別会計 歳出合計

特別会計における介護保険の歳出、一般会計における老人福祉費の歳出推移は【図表2-4-1】のとおりである。

【図表2-4-1】高齢者福祉に係る費用の推移



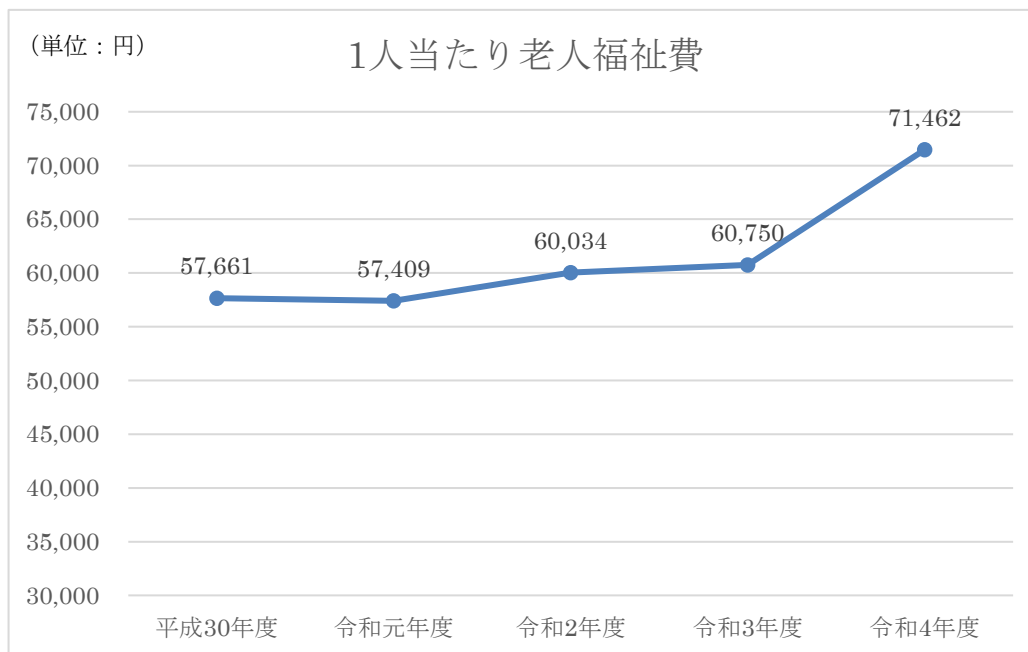
(出所：一宮市決算資料より監査人が作成)

一宮市の高齢者福祉に係る費用をみると、過去5年間の介護保険特別会計の歳出額

及び一般会計の老人福祉費はどちらも年々増加している。

65 歳以上の高齢者 1 人当たりの一般会計老人福祉費について過去 5 年間の推移は【図表 2-4-2】である。

【図表 2-4-2】高齢者 1 人当たり老人福祉費（一般会計）

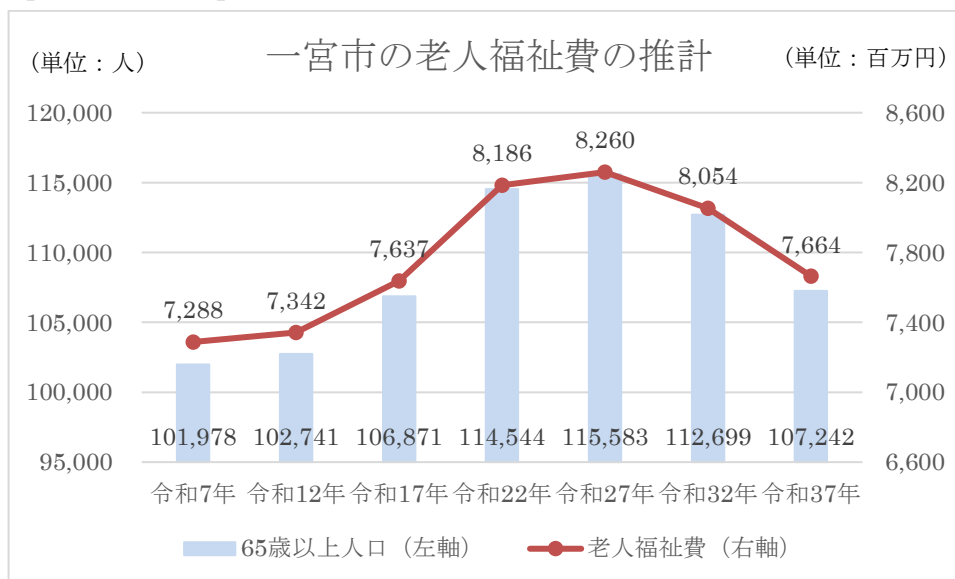


(出所：一宮市決算資料より監査人が作成)

令和 4 年度は社会福祉施設建設補助金や介護サービス提供体制確保事業補助金が多く発生したことにより、一般会計の老人福祉費が多く発生していた。その影響を除いても、1 人当たり老人福祉費は過去 5 年間増加傾向にある。また、一宮市の 65 歳以上の高齢者数は年々増加しており、今後も増加傾向にあると想定される。そのため、今後の一宮市の老人福祉費は増加し、財政負担が大きくなると考えられる。

直近令和 4 年度の 1 人当たり老人福祉費 71,462 円に、今後の 65 歳以上人口の推計を乗じた老人福祉費の予測は【図表 2-4-3】のとおりである。なお、65 歳以上の人口には、国立社会保障・人口問題研究所が算出している数値を利用した。

【図表 2-4-3】一宮市の老人福祉費の推計



(出所：国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を用いて監査人が集計)

今の1人当たり老人福祉費の水準で、今後の65歳以上の高齢者の推移を乗じると、令和27年をピークに、人口減少（とそれに伴う高齢者人口の減少）から老人福祉費の金額は減少するものの、ピークである約20年後の令和27年には今の老人福祉費と比較して一般会計では約10億円の増加になると推計される。

そのため、今後は高齢者福祉に関連する事業の必要性について、事業の効果を検討した上で、今以上に事業の取捨選択を行い、必要な事業に限りある財源を充当することが重要となる。

(2) 他の自治体との高齢者福祉に係る費用の比較

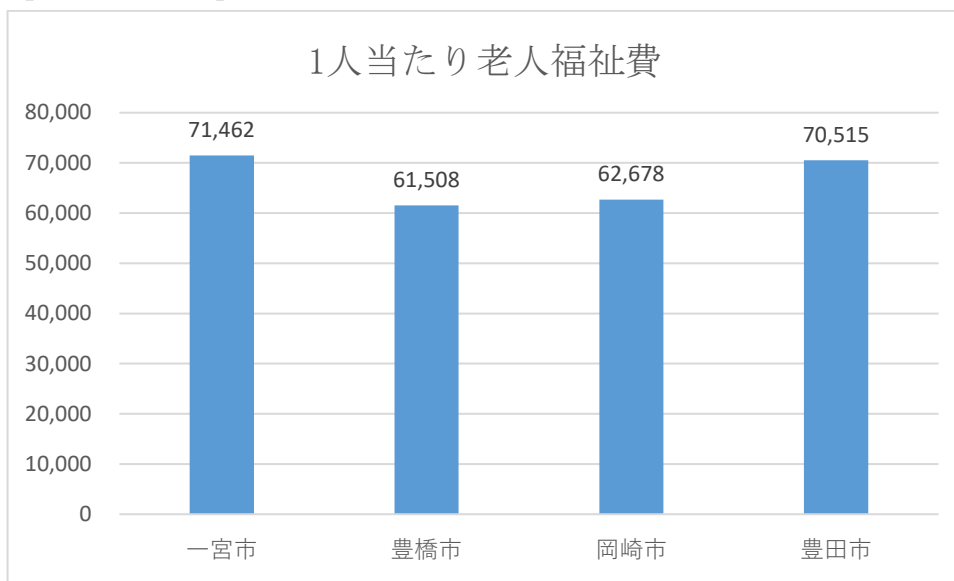
同じ県内の中核市である、豊橋市、岡崎市、豊田市と高齢者福祉に係る費用の比較を実施したものが、【図表 2-4-4】になる。なお、名古屋市については、政令指定都市であり規模が大きく異なるため、比較対象から除外している。

今回比較対象とした科目は以下のとおりである。

一宮市	一般会計>歳出>款：民生費>項：老人福祉費
豊橋市	一般会計>歳出>款：民生費>項：老人福祉費
岡崎市	一般会計>歳出>款：民生費>項：老人福祉費>目：老人福祉費 (※)
豊田市	一般会計>歳出>款：民生費>項：老人福祉費

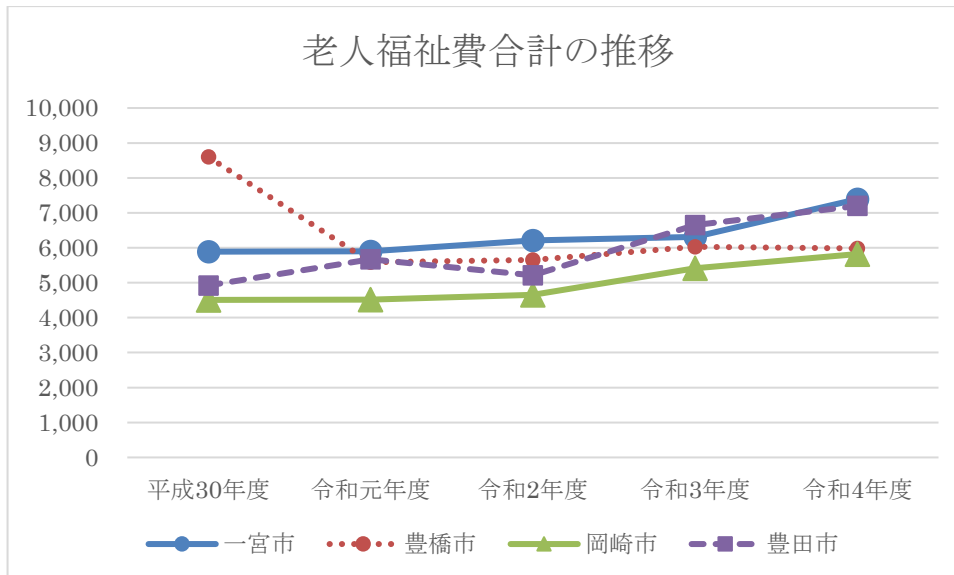
(※) 岡崎市の項：老人福祉費には、老人福祉総務費があり、そのほとんどが他会計への繰出金であったことから、対象とする費用から除外し、目：老人福祉費、老人福祉施設費のみ集計している。

【図表 2-4-4】 65 歳以上 1 人当たり老人福祉費（令和 4 年度） （単位：円）



令和 4 年度の 65 歳以上人口に対する 1 人当たり老人福祉費は、県内の他の中核市と比較して最も高い金額となっている。

【図表 2-4-5】 老人福祉費合計の推移 （単位：百万円）



(出所：監査人が作成)

平成 30 年度は、豊橋市において、東三河広域連合介護保険事業負担金と拠出金があったことから高くなっている。それ以外の年度は、令和 3 年度を除き一宮市の老人福祉費が高くなっている。

5 監査対象とした事業

高齢者福祉事業及び介護保険事業の全般についてヒアリングを実施した結果を踏まえ、一般会計における老人福祉費及び介護保険特別会計の予算科目を対象とすることとした。その中で、金額的な重要性及び、事業の重要性を勘案し、個別の監査対象とする事業を選定した。選定した事業は【図表2-5-1】のとおりである。

【図表2-5-1】対象事業一覧

担当部署：高年福祉課

NO	対象事業	会計区分
1	在宅老人援護事業費 委託料 配食サービス事業委託料	一般会計
2	在宅老人援護事業費 委託料 緊急通報業務等委託料	一般会計
3	在宅老人援護事業費 委託料 生活支援ハウス運営事業委託料	一般会計
4	在宅老人援護事業費 扶助費 老人保護施設措置扶助費	一般会計
5	在宅老人援護事業費 扶助費 ねたきり高齢者等見舞金	一般会計
6	在宅老人援護事業費 扶助費 福祉タクシー料金給付費	一般会計
7	いきいきセンター費 需用費 施設修繕料	一般会計
8	いきいきセンター費 委託料 いきいきセンター等指定管理料	一般会計
9	いきいきセンター費 使用料及び賃借料 土地賃借料	一般会計
10	いきいきセンター費 使用料及び賃借料 朝日西つどいの里陶芸小屋建物賃借料	一般会計
11	いきいきセンター費 工事請負費 施設整備工事請負費	一般会計
12	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費 委託料 敬老会事業委託料	一般会計
13	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費 報償費 長寿祝報償費	一般会計
14	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費 委託料 高齢者作業センター指定管理料	一般会計
15	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費 委託料 高齢者生きがいセンター指定管理料	一般会計
16	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費 使用料及び賃借料 シルバー入浴浴場使用料（※令和4年9月で事業廃止）	一般会計
17	地域支援事業費 介護予防・日常生活支援総合事業費 介護予防・生活サービス事業費 委託料 自動車運転管理業務委託料	特別会計
18	地域支援事業費 包括的支援事業・任意事業費 包括的支援事業費 委託料 地域包括支援センター委託料	特別会計
19	地域支援事業費 包括的支援事業・任意事業費 包括的支援事業費 委託料 認知症初期集中支援チーム派遣委託料	特別会計

担当部署：保険年金課

NO	対象事業	会計区分
20	後期高齢者医療保険料【歳入】	特別会計

21	後期高齢者福祉医療費 扶助費 医療給付費	一般会計
22	後期高齢者医療健康診査受診券作成業務委託料	一般会計
23	健康管理システム保守委託料	一般会計

担当部署：介護保険課

NO	対象事業	会計区分
24	保険料 介護保険料 第1号被保険者保険料【歳入】	特別会計
25	保険給付費 介護サービス等諸費 居宅介護福祉用具購入費 負担金、補助金及び交付金 居宅介護福祉用具購入費	特別会計
26	保険給付費 介護サービス等諸費 居宅介護住宅改修費 負担金、補助金及び交付金 居宅介護住宅改修費	特別会計
27	保険給付費 介護予防サービス等諸費 介護予防住宅改修費 負担金、補助金及び交付金 介護予防住宅改修費	特別会計
28	保険給付費 特定入居者介護サービス等費 特定入居者介護サービス費 負担金、補助金及び交付金 特定入居者介護サービス費	特別会計
29	総務費 総務管理費 一般管理費 委託料 総合行政システム（介護保険系）保守委託料	特別会計
30	総務費 総務管理費 一般管理費 委託料 総合収納システム業務委託料	特別会計
31	総務費 総務管理費 一般管理費 委託料 総合行政システム（介護保険系）改修業務委託料	特別会計
32	総務費 介護保険審査会費 認定調査等費 委託料 認定調査委託料	特別会計
33	総務費 介護保険審査会費 介護保険審査会費 報酬 介護認定審査会委員報酬	特別会計
34	諸支出金 償還金及び還付加算金 償還金、利子及び割引料 第1号被保険者保険料還付金	特別会計

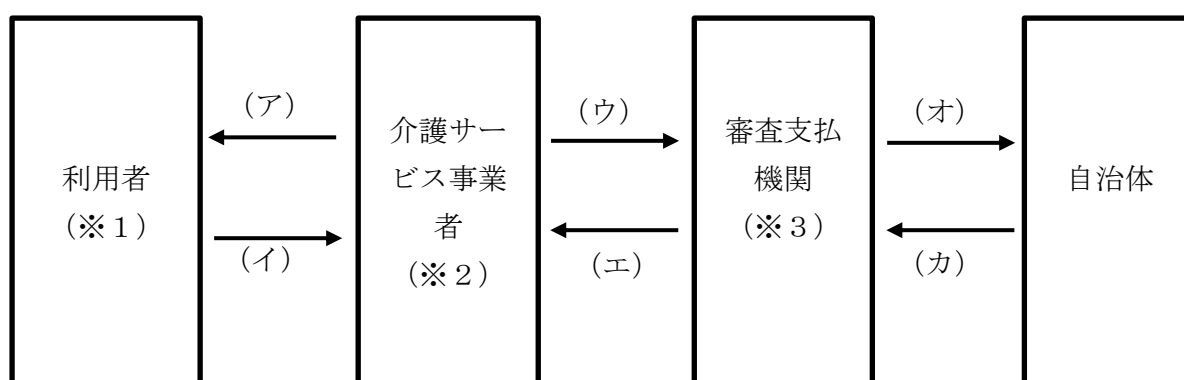
なお、以下の事業（主に介護保険事業特別会計）は、監査対象の抽出基準に照らすと個別の監査対象とするべきであったものの、事業内容の特性から、ヒアリング、及びサンプルで月を指定し、まとめて関連する証憑の確認を行うにとどめた。

保険給付費 介護サービス等諸費 居宅介護サービス給付費 負担金、補助金及び交付金 居宅サービス給付費
保険給付費 介護サービス等諸費 地域密着型サービス給付費 負担金、補助金及び交付金 地域密着型介護サービス給付費
保険給付費 介護サービス等諸費 施設介護サービス給付費 負担金、補助金及び交付金 介護老人福祉施設サービス給付費
保険給付費 介護サービス等諸費 施設介護サービス給付費 負担金、補助金及び交付金 介護老人保健施設サービス給付費
保険給付費 介護サービス等諸費 居宅介護サービス計画給付費 負担金、補助金及び交付金 居宅介護サービス計画給付費
保険給付費 介護予防サービス等諸費 介護予防サービス給付費 負担金、補助金及

び交付金 介護予防サービス給付費
保険給付費 高額介護サービス等費 高額介護サービス費 負担金、補助金及び交付金 高額介護サービス費
地域支援事業費 介護予防日常生活支援総合事業費 介護予防生活サービス事業費 負担金、補助金及び交付金 サービス事業費
地域支援事業費 介護予防日常生活支援総合事業費 介護予防生活サービス事業費 負担金、補助金及び交付金 介護予防ケアマネジメント費

(事業の流れ)

上記の給付費について、支給までの流れは以下のとおりとなっている。



(※1) 利用者：介護保険被保険者

(※2) 介護サービス事業者：在宅（居宅）サービス事業者、施設サービス事業者等

(※3) 審査支払機関：国民健康保険団体連合会等

- (ア)利用者は、介護サービス事業者と契約を行い、サービスの提供を受ける。
(イ)利用者は負担割合に応じた額を介護サービス事業者へ支払う。
(ウ)介護サービス事業者は、審査支払機関に対して、残りの費用（利用者の自己負担額分以外）について請求を行う。
(エ)審査支払機関は審査の上、残りについて介護サービス事業者へ支払いを行う。
(オ)審査支払機関は自治体に対して、公費負担分の通知を行う。
(カ)自治体から支払いが行われる。

なお、介護保険の財源としては、40歳以上の者が支払う介護保険料と、公費である国・県・市の負担分が2分の1ずつで構成されている。国、県、市の負担割合については、施設分とその他分によってその割合がそれぞれ定められている。

(市での事務)

公費負担分は、国保連から毎月の負担額について通知が送付される。市では、国保

連からの通知に従い、支払いを行っている。なお、国保連から送られてくる通知は、合計金額が記載された通知書とともに、各被保険者に対する金額が記載された明細書が添付されている。

(監査手続及び結果)

上述の歳出項目は、内容によって各項に区分して計上されているものの、国保連からの通知は、まとめて通知される。

そこで、サンプルとして令和4年7月分の給付費について、国保連からの通知、実際の支払い額、計上額に相違ないことを確認した。

当該過程において、誤りや是正すべきと考えられる事象は発見されなかった。

第3 監査の結果（総論）

1 第8期一宮市高齢者福祉計画の評価について【意見1】

一宮市の高齢者福祉に関する計画としては、第2 監査対象の概要で述べた第8期一宮市高齢者福祉計画がある。このような計画を遂行する上で最も重要なことは、計画を実行した結果を評価し、次につなげる、PDCA サイクルである。

一宮市の第8期一宮市高齢者福祉計画において、計画内の評価結果として第7期計画の目標達成状況が下記のとおり公表されている。

【図表3-1-1】第8期一宮市高齢者福祉計画の評価

4. 高齢者福祉施策の状況（第7期計画の目標達成状況）

第7期計画で掲げた政策目標達成のための評価指標についての目標達成状況は以下のとおりです。

(1) 政策目標1 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり

評価指標	平成30年度実績値	令和元年度実績値	令和2年度目標値
在宅医療・介護職員多職種連携研修開催回数 ^{*1}	6回	3回	13回
認知症サポーター養成講座の累積受講者数 ^{*2}	26,484人	30,450人	35,000人
地域包括支援センターへの相談者数	4,024人	4,037人	4,000人

*1・2：令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止した

(2) 政策目標2 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

評価指標	平成30年度実績値	令和元年度実績値	令和2年度目標値
転倒予防教室参加者数 ^{*1}	67,310人	63,025人	80,000人
地域リハビリテーション活動支援事業の派遣回数 ^{*2}	76回	81回	100回
地域の高齢者が出かけたい通いの場の数 ^{*3}	199か所	203か所	300か所

*1・2：令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止した

*2：地域ケア会議や地域の通いの場などにリハビリ職等を派遣した回数

*3：高齢者が気軽に参加できるおでかけ広場やふれあいいきいきサロンなど通いの場の数

(3) 政策目標3 介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化

評価指標	平成30年度実績値	令和元年度実績値	令和2年度目標値
65歳以上で介護サービスを利用している人の割合 ^{*1}	14.4%	14.9%	16.6%
要介護認定の適正化（認定調査状況チェック） ^{*2}	100.0%	100.0%	100.0%
ケアプランの点検	581件	452件	300件
住宅改修等の点検 ^{*3}	76件	111件	30件
医療情報との突合・縦覧点検	12か月	12か月	12か月
介護給付費通知 ^{*4}	12か月	12か月	12か月

*1：各年度9月に介護サービス（居宅、施設、地域密着型、あんしん介護予防事業）を利用した人の割合

*2：点検件数/認定申請件数

*3：住宅改修や福祉用具購入及び貸与の点検件数

*4：通知するサービス利用月数

（出所：一宮市ウェブサイト

https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/012/390/8keikaku_saisyu.pdf より抜粋）

公表されている第7期目標達成状況では、どの程度達成されていて、見直しは不要なのか、継続的に実施する事業なのか、事業に対する評価や今後の方向性などが不明確である。

例えば、豊橋市は、基準とする指標の実績数値の他に、主な成果や課題、評価と今後の方向性についても記載されている。

【図表3-1-2】豊橋市の評価結果

基本目標1 いきいきと暮らせる長寿社会の実現

I 健康づくりと介護予防の推進

主な事業名（取組み名）		
・健康マイレージ事業	・介護予防活動の支援	・シニアスポーツの振興
・介護予防教室の開催	・介護予防ボランティアの養成	など

主な成果
<ul style="list-style-type: none"> 健康マイレージ事業では、歩数の自動カウント機能やグループランキング機能等を搭載した歩数計アプリにより、歩くことへの動機づけを行い、2年間で5千人以上の利用者を増やしました。 介護予防教室の一環として、高齢者の口腔機能の維持や低栄養予防の啓発を進めるとともに、高齢者が自身の体力を把握する体力健診を2年間で8回実施し、177人が参加しました。 介護予防活動の支援として運動スタート応援講座を実施することにより、介護予防活動を自主的に行うグループが2年間で7つ立ち上がり、高齢者が継続的に運動に取り組むことができる場を増やすことができました。

主な課題
<ul style="list-style-type: none"> 介護予防ボランティアの養成として、介護予防体操の自主グループに対し指導を行うほどの国体操リーダーを2年間で36人を育成しましたが、今後、自主グループからの需要が高まるが見込まれるため、さらに担い手を確保していくことが必要です。 シニアスポーツの振興として、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、ベタンクのスポーツ大会を開催し、2年間で約1,400人の高齢者の参加があったものの、参加者が固定化されつつあることから、初心者でも参加しやすい大会運営などにより、シニアスポーツの普及をさらに進めていく必要があります。

指標名	基準値 H29	実績値 H30	実績値 R1	目標値 R2
65歳以上の要介護（要支援）認定率	14.9%	15.1%	15.1%	15.4%

評価
健康マイレージ事業、介護予防教室、介護予防活動の支援などで特に成果が上がっており、指標も目標を達成する見込みであることから、本施策は順調に進んでいます。
A

A…成果が上がっている B…概ね成果が上がっている C…あまり成果が上がっていない D…成果が上がっていない

今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 要介護等認定率が高まる後期高齢者になる前から気軽に介護予防に取り組むことができる環境を拡大します。 特に、介護予防活動を指導する担い手の育成に注力しつつ、介護予防に関する認知度の向上、介護予防に取り組む人の増加、普段から介護予防に取り組むことができる場の拡大にも一体的に取り組む、さらなる介護予防の推進を図ります。 継続してシニアスポーツの振興を図ります。

（出所：豊橋市ウェブサイト

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/80495/dai8kikeikaku.pdf> より抜粋）

一宮市でも、報告書内でそれぞれの目標に対する達成度合いや取組の結果による効果を測定し、適切な評価を行い公表することで、よりよい高齢者福祉計画にすることが望まれる。

2 福祉施設の統廃合について【意見2】

一宮市では、市内に 21 カ所のいきいきセンター、いこいの広場、つどいの里がある。市内在住の 60 歳以上（つどいの里は年齢制限なし）であれば利用することが可能な、高齢者のための福祉施設となっている。

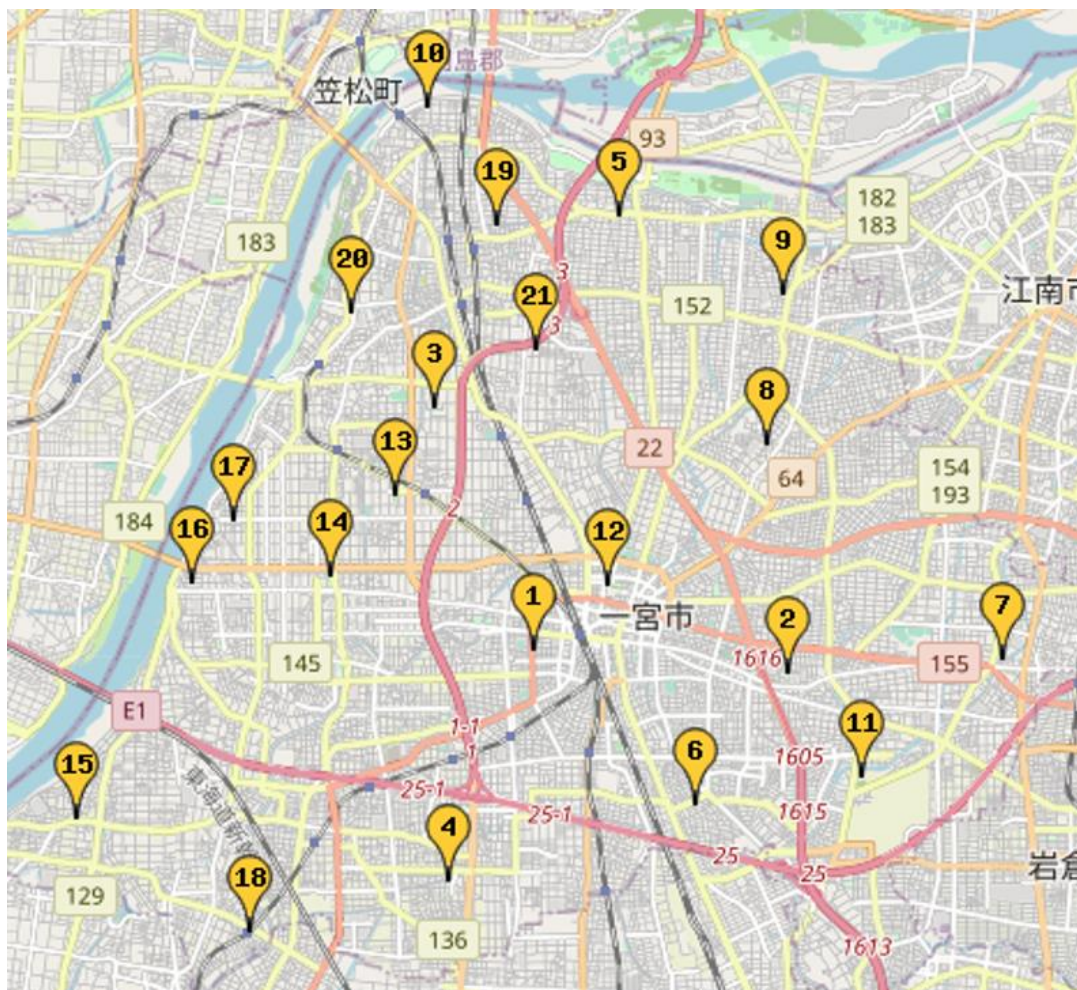
【図表 3-2-1】いきいきセンター一覧

NO	施設名	入浴時間	休館日	所在地
1	神山いきいきセンター	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	野口1丁目6番22号
2	浅野いこいの広場	入浴施設なし	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	浅野字八剣 67-1
3	奥いきいきセンター	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	奥町字八瀬割 28
4	萩原いきいきセンター	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	萩原町東宮重字蓮原 48
5	葉栗いこいの広場	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	光明寺字昼手 37-1
6	丹陽いこいの広場	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	多加木 3-5-11
7	千秋いこいの広場	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	千秋町佐野字下川田 48-1
8	時之島いこいの広場	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	時之島字杵先 8-1
9	浅井いこいの広場	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	浅井町前野字西藪 34
10	北方いこいの広場	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老の日は開館）12月28日～1月4日	北方町北方字新堤下 144
11	重吉いこいの広場	正午～午後4時	日曜日・祝日（敬老	丹陽町重吉字北屋

			の日は開館) 12月 28日～1月4日	敷 380
12	ますみいこいの広 場	入浴施設なし	第1・第3月曜日 12 月 28日～1月4日	真清田 1-2-30 (ス ポーツ文化セン ター内)
13	開明いこいの広場	入浴施設なし	日曜日・祝日 (敬老 の日は開館) 12月 28日～1月4日	開明字神明郭 4
14	三条つどいの里	入浴施設なし	月曜日 (祝日は開 館)・祝日の翌日 (土曜日・日曜日は 開館) 12月 28日～ 1月4日	三条字賀 11-1
15	朝日西つどいの里	入浴施設なし	月曜日 (祝日は開 館)・祝日の翌日 (土曜日・日曜日は 開館) 12月 28日～ 1月4日	上祖父江字下り江 8-1
16	起つどいの里	入浴施設なし	月曜日 (祝日は開 館)・祝日の翌日 (土曜日・日曜日は 開館) 12月 28日～ 1月4日	起字西茜屋 469-3
17	小信中島つどいの 里	入浴施設なし	月曜日 (祝日は開 館)・祝日の翌日 (土曜日・日曜日は 開館) 12月 28日～1 月4日	小信中島字中平 5
18	玉野つどいの里	入浴施設なし	月曜日 (祝日は開 館)・祝日の翌日 (土曜日・日曜日は 開館) 12月 28日～ 1月4日	玉野字渕ヶ巻 2
19	木曾川いこいの広 場	入浴施設なし	日曜日・祝日 (敬老 の日は開館) 12月 28日～1月4日	木曾川町黒田字北 野黒 165
20	木曾川西部いこい の広場	午後1時～午後 4時	日曜日・祝日 (敬老 の日は開館) 12月 28日～1月4日	木曾川町里小牧字 道路寺 45
21	木曾川いきいきセ ンター	正午～午後4時	月曜日 (祝日は開 館)、祝日の翌日 (土・日・祝日は開 館) 12月 28日～1 月4日	木曾川町門間字沼 間 35

(出所：令和4年度 福祉のしおりより抜粋)

【図表 3-2-2】 市内の高齢者福祉施設の所在地

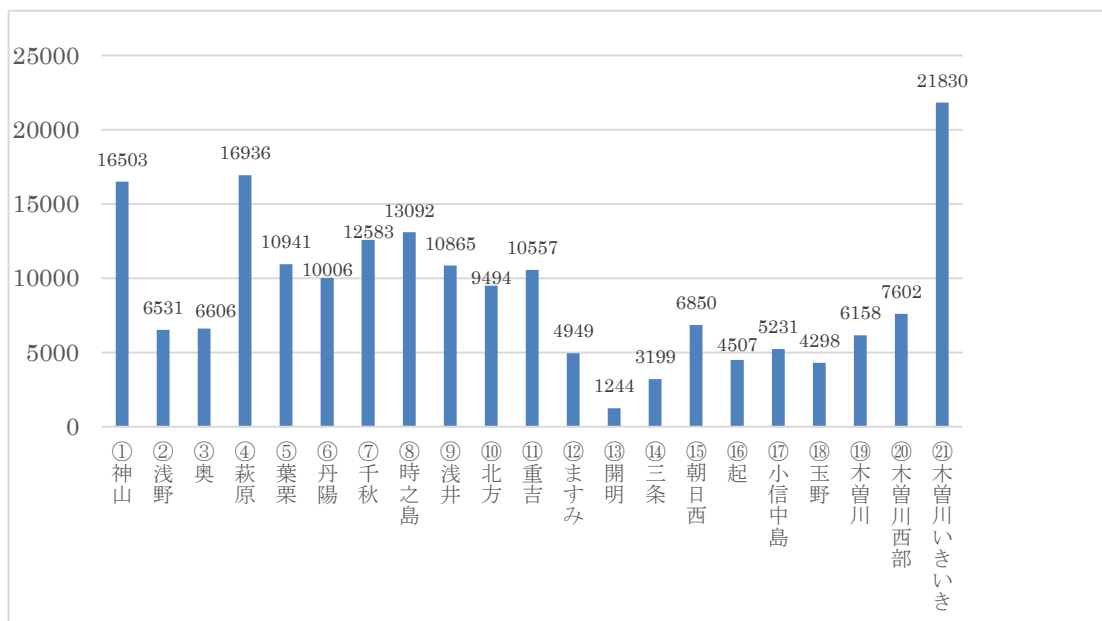


(出所：監査人にて作成 <https://tizu.cyou/sirusiizu/>)

なお、令和4年度における各施設の利用者の状況は【図表 3-2-3】のとおりである。

【図表 3-2-3】 各施設利用者の状況（令和 4 年度）

（単位：人）



（出所：実績報告書より監査人が集計して加工）

【図表 3-2-3】 のとおり、各施設の利用度にはばらつきがある。年間 10,000 人程度利用者がいる施設もあれば、半分の 5,000 人以下となっている施設も 5 施設あり、利用状況には偏りがある状況である。

県内の中核市における、市の高齢者福祉施設の状況は【図表 3-2-4】 のとおりである。

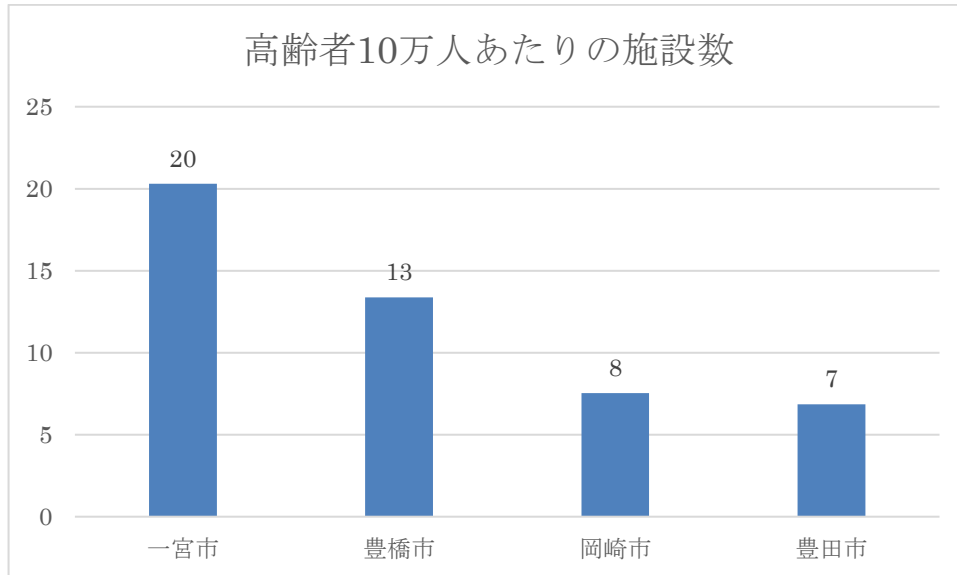
【図表 3-2-4】 高齢者福祉施設（県内の中核市）

団体名	高齢者福祉施設
一宮市	いこいの広場 12カ所 つどいの里 5カ所 いきいきセンター 4カ所 (合計 21カ所)
豊橋市	総合福祉センター 1カ所 地域福祉センター 4カ所 老人福祉センター 5カ所 老人憩いの家 3カ所 (合計 13カ所)
岡崎市	地域福祉センター 5カ所 高年者センター 1カ所 社会福祉センター 1カ所 (合計 7カ所)
豊田市	老人福祉センター 2カ所 福祉センター 1カ所 高齢者保養施設 3カ所 温浴施設 1カ所 (合計 7カ所)

（出所：各市ウェブサイトより監査人が集約）

【図表 3-2-5】 高齢者 10 万人当たりの施設数

(単位:軒)



(出所：監査人集計)

他の中核市と比較すると、一宮市の高齢者福祉施設の多さは一目瞭然である。

高齢者のための福祉施設は、高齢者の生きがいを創るために必要な施設であるが、施設運営には費用がかかる。特に、各高齢者施設とも、老朽化が進んでおり、今後、大規模な修繕も含めた維持管理費用が増加することも考えられる。

例えば、利用者数が年間 1,000 人程度と最も少ない開明いこいの広場については、車で 5 分（距離 1.9 km）の場所に三条つどいの里があることから、施設の統廃合も検討する余地があると言える。施設の統廃合を実施する代わりに、希望者には福祉タクシーの利用、i-バスのルート変更をすることで、従来の利用者の不便さを解消することも考えられる。利用者がいる以上、短期的な視点での統廃合は問題や弊害が生じる可能性もあるが、利用状況の推移等も含め、長期的な視点で隣接する施設や近隣の公民館等の施設との再編成を検討することが望まれる。

3 取引金額の課税非課税の認識について【意見3】

後述（第4 1 (19) 認知症初期集中支援チーム派遣委託料の指摘3）のとおり、認知症初期集中支援推進事業に係る委託契約について、非課税取引と考えられるところ課税取引として契約を締結していた事象が発見された。今回監査対象となった取引において、同様の事案がないか確認したところ、他に同様の誤りは発見されなかった。しかし、監査対象外となった事業における取引において、課税取引と非課税取引の区分が誤っている可能性も考えられる。

また、東海市、知多市では障害者相談支援事業を社会福祉法人などへ委託した際に、課税取引を非課税取引として扱った事案が新聞で報道されている（令和5年9月2日、中日新聞）。この事案は、今回一宮市で発見された事案とは逆に、自治体側が課税取引を非課税取引と誤認しており、受託事業者に修正申告が必要となったものであった。主な非課税取引として、以下の取引が挙げられる。

国税庁タックスアンサー No. 6201 非課税となる取引 より抜粋

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 土地の譲渡および貸付け(2) 有価証券等の譲渡(3) 支払手段の譲渡(4) 預貯金の利子および保険料を対価とする役務の提供等(5) 日本郵便株式会社などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡および地方公共団体などが行う証紙の譲渡(6) 商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡(7) 国等が行う一定の事務に係る役務の提供(8) 外国為替業務に係る役務の提供(9) 社会保険医療の給付等(10) <u>介護保険サービスの提供等</u>(11) <u>社会福祉事業等によるサービスの提供等</u>(12) 助産(13) 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供(14) 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け等(15) 学校教育(16) 教科用図書の譲渡(17) 住宅の貸付け |
|--|

（出所：国税庁ウェブサイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6201.htm>）

上記のとおり、介護保険サービスの提供等は、原則として非課税取引となるものである。一方で、一部例外として課税取引となるものも国税庁のウェブサイトでは公表されている。

課税取引、非課税取引の判断は煩雑なものであることは理解できるが、影響は外部に及ぶため、慎重な判断が必要である。

特に障害者福祉、介護福祉、保育に関連する事業を行う担当課は、非課税取引と課税取引を判断する頻度が多いと思われるため、適切な消費税課税区分で取引を行っているか現行年度と過去5年分を遡及し、不明な点がある場合は税務署へ相談するなどし、契約内容をよく確認されたい。

第4 監査対象の概要及び監査の結果（各論）

1 監査の結果【高年福祉課】

(1) 配食サービス事業委託料 (NO1)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>主に 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者（病弱な高齢者世帯も含む）で調理が困難な方に対して、昼食を最大で週 7 回（祝日含む）配達し、安否の確認を行うことを目的にした事業である。</p> <p>市内 12 業者（令和 5 年 4 月 1 日時点）に配食を委託している。</p> <p>利用者の負担金は以下のとおりである。</p> <p><普通食> 1 食につき 330 円</p> <p><特別食>（低カロリー食やきざみ食） 1 食につき 330 円～570 円</p>
事業の目的	ひとり暮らしの高齢者に対し、食生活の改善を通じた健康保持と安否確認を行うことを目的としている。
対象者	主に 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者（病弱な高齢者世帯も含む）で調理が困難な方

イ 予算と実績の比較

過去 3 年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	151,826,000	147,629,790	150,726,000
実績	148,168,020	147,629,790	149,899,860

(出所：市提供資料)

ウ 利用者の状況

過去 3 年間の利用者の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	2,537	2,687	2,907

(出所：市提供資料)

エ 監査の結果

あ. 検便の実施の有無の確認について【意見4】

(現状)

委託先に対し、契約書第8条において月に1回の検便の実施を求めているものの、市として実施されていることの確認が行われていないことが確認された。

高齢者等配食サービス事業委託契約書 (抜粋)

(検便)

第8条 乙は、配食サービス事業に従事する従業員に対し、月1回以上の検便を実施するものとする。

(意見)

委託先では、食材を扱っていることから検便を実施されていると思われる。契約書第8条でも月に1回以上の検便の実施を求めているが、市では委託先が実際に検便を実施しているかどうかの確認は行っていないとのことであった。

契約書にて検便の実施を求めている以上、契約書どおりに実施されているかどうかについて、実施状況を確認することは重要であると考え。したがって、市では検便実施の確認を行うことが望まれる。実態として、保健所等の確認をもって行われている場合には、その結果を提出させるなど、市として実施状況の確認の対応を検討されたい。

い. 利用者による配食サービスの実績確認の頻度について【意見5】

(現状)

配食サービスを実施した際、委託業者は利用者に実績を確認してもらいサインをもらっている。この確認は、月末に1カ月分をまとめて確認してもらう様式となっている。

(意見)

月次の確認であるため、利用者は様式上1カ月分の約20～30日分について確認し、サインをすることとなる。しかし、利用者は高齢者であることもあり、月1回の確認では配食実績を覚えておらず、正確な利用実績が反映されない可能性がある。

サインをもらうこと自体はそこまで煩雑ではないと考えられることから、日次での確認を実施することが望まれる。

う. 市による各業者の利用人数の把握について【指摘1】

(現状)

配食サービス業務を委託している業者からの、市に対する請求は翌月に行われている。請求状況について確認したところ、一部支払いが遅れているものがあった。遅れている理由について担当課に質問したところ、業者が一部の利用者に対する請求を漏らしていたとのことであった。請求漏れが生じた原因として、市が各業者の配食実績を把握していないことが挙げられる。

(指摘)

市が各業者の配食実績を把握していないことにより、過少請求又は過大請求が生じるリスクがある。市が全ての利用者の利用件数を把握しておくことは実務的にも煩雑であることから、市は各業者における利用者人数を把握しておき、業者から送付される配食実績報告の人数が整合していることを確認する必要がある。

(2) 緊急通報業務等委託料 (N02)

ア 事業の概要

事業の内容	高齢者が病気や緊急時において市が適切な事業運営ができると認め委託した業者の受付センターに通報することができる緊急通報対応事業を実施している。当該事業のうち、緊急通報装置の貸与、設置、保守管理及び受付センターの運営を委託している。 設置対象は、概ね 65 歳以上のひとり暮らしの方(病弱な高齢者世帯含む)であり、電話回線を保有している方には緊急通報装置を貸与、電話回線を保有していない方で、所得税非課税世帯の方には電話回線及び緊急通報装置を貸与する。 設置工事費、受付センターへの通報にかかる通話料は原則無料とし、公費負担となる。
事業の目的	病気や緊急時に、高齢者の安否の確認と迅速な対応を可能とする。
対象者	概ね 65 歳以上のひとり暮らしの方(病弱な高齢者世帯も含む)

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	41,955,000	42,588,000	43,375,000
実績	41,563,192	42,323,468	40,911,360

(出所：市提供資料)

ウ 利用者の状況

過去3年間の利用者の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	3,476	3,462	3,432

(出所：市提供資料)

エ 監査の結果

あ. 緊急通報システムの内容のウェブサイトでの公表について【意見6】

(現状)

一宮市のウェブサイトにおいての緊急通報システムの内容については、上記「ア 事業の概要」の「事業の内容」と同程度の記載しかされていない。そのため、緊急通報システムの詳細な内容（例として、緊急通報システムのサービス概要、実際の機器のイメージ、緊急通報装置の1つとして見通し距離50mをカバーし、離れたところから通報可能となる無線ペンダント送信機があること等）の記載がない。

【図表 4-1-1】 緊急連絡通報システム（一宮市ウェブサイト）

緊急連絡通報システム

ページID 1001011 更新日 令和3年4月2日 印刷

病気や緊急時に、市が適切な事業運営ができると認め委託した業者の受付センターに通報することができる緊急通報装置を貸与して、高齢者の安否の確認と緊急時の迅速な対応をします。

対象

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方(病弱な高齢者世帯も含みます)

内容

- 電話回線を保有している方には緊急通報装置を貸与
- 電話回線を保有していない方で、所得税非課税世帯の方には電話回線及び緊急通報装置を貸与

負担金

- 設置工事費は原則無料(工事によっては実費負担あり)
- 受付センターへの通報にかかる通話料は無料
- 電話回線を貸与された方は、受付センター以外への通話料や電話の基本料金は自己負担

申請方法

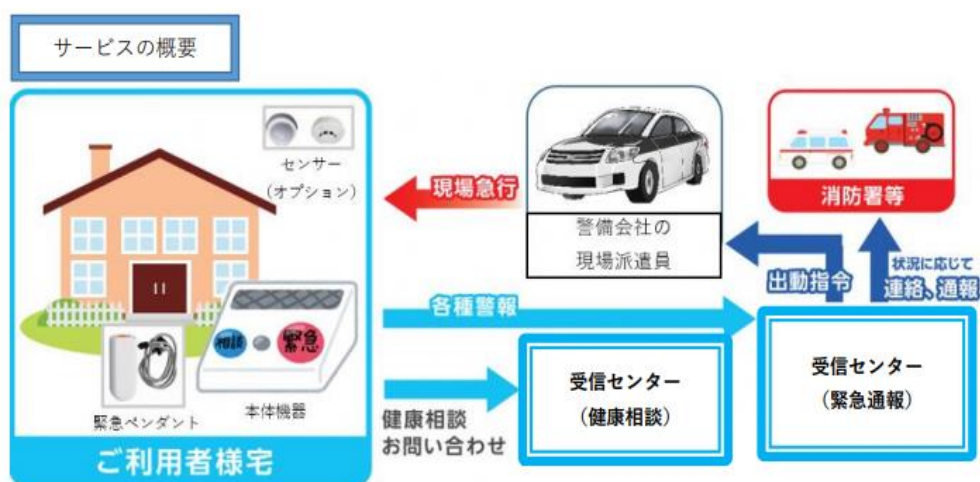
(出所：一宮市ウェブサイト（令和5年10月30日時点）

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/fukushi/kounenfukushi/kourei/1000146/1010613/1001011.html>)

(意見)

他団体においてはサービス概要を図解する、実際の機器の写真を記載するなど利用を検討している人がシステムの内容を理解できるようにしている。一宮市のウェブサイトにおいても、図表等を直接記載する又はPDFにまとめて添付し、理解促進に資する情報を提供することが望まれる。

【図表 4-1-2】 東京都中央区のウェブサイト



固定電話回線型式	
利用する回線	ご自宅の固定電話回線に繋ぐため、 <u>固定電話回線</u> が必要です。
本体機器と緊急ペンダント	 <p>緊急ペンダント 1台</p> <p>縦 cm × 横 cm</p>
利用者が負担する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税世帯 月額450円 ・ 非課税世帯 無料 ・ 生活保護等 無料

(出所：中央区ウェブサイト (令和5年11月1日時点)

「高齢者緊急通報システムのご案内」

https://www.city.chuo.lg.jp/documents/3431/kintsu_guide.pdf)

い. 無線型の導入の検討について【意見7】

(現状)

現在、緊急通報システムを利用する場合には必ず電話回線が必要となってお

り、電話回線がない場合は回線工事を行っている。他団体をみると機器本体のLTE回線を用いた「無線型式」を緊急通報機器として提供している団体がみられる。

(意見)

システムを利用しようか検討している人が少しでも利用しやすくなるように、「無線型式」の導入について将来的に検討することが望まれる。

【図表 4-1-3】東京都中央区のウェブサイト



(出所：中央区ウェブサイト (令和 5 年 11 月 1 日時点)

「高齢者緊急通報システムのご案内」

https://www.city.chuo.lg.jp/documents/3431/kintsu_guide.pdf)

(3) 生活支援ハウス運営事業委託料 (NO3)

ア 事業の概要

事業の内容	高齢者の施設のうち、生活支援ハウスを運営し、これを委託している。 生活支援ハウスは、生活環境や経済的理由などにより、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、住まいや交流の場を提供するため、運営される施設である。
事業の目的	日常生活が自立しているが住まいがない方に住まいを支援する。
対象者	60 歳以上の高齢者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	13,180,000	13,180,000	13,808,000
実績	13,180,000	13,180,000	13,808,000

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(4) 老人保護施設措置扶助費 (NO4)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>養護老人ホームへ入所措置した高齢者に係る費用について措置費として補助するものである。</p> <p>収入状況等により補助率が決定され、施設に対して支払われる。措置費の内容は、入所者の食費や被服費、光熱費等に支出される事業費と、職員の給料や事務用品費等に支出される事務費に区分される。</p>
事業の目的	<p>経済的に困窮している高齢者に対する養護老人ホームの入所についての補助を行う。</p>
対象者	<p>経済的に困窮している65歳以上の高齢者(ただし、実際に措置費として支給する先は入所先の養護老人ホーム)</p>

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	115,287,000	120,850,000	119,460,000
実績	112,766,703	118,893,590	111,583,716

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(5) ねたきり高齢者等見舞金 (N05)

ア 事業の概要

事業の内容	重度の介護が必要な方に対し、月額 3,000 円の見舞金を支給するものである。 年に 3 回、本人名義の口座に振り込まれる。
事業の目的	在宅ねたきり高齢者等の福祉の増進を図るために支給する。
対象者	次の 1、2 の両方に該当する方 1. 介護保険で要介護 4 または 5 と認定されている方 2. 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所していない方

イ 予算と実績の比較

過去 3 年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	43,128,000	40,971,000	39,948,000
実績	39,957,000	38,949,000	38,337,000

(出所：市提供資料)

ウ 対象者の状況

過去 3 年間の対象者の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対象者数	1,577	1,583	1,558

(出所：市提供資料)

エ 監査の結果

あ. 将来的な事業内容の検討について【意見 8】

(現状)

ねたきり高齢者等見舞金は、法令で実施が定められているものではなく、市が独自に実施しているものである。

県内の政令指定都市及び中核市について実施の状況を調査したものが、【図表 4-1-4】である。

【図表 4-1-4】ねたきり高齢者等見舞金の実施状況

市町村名	実施状況
名古屋市	実施なし
豊橋市	実施なし
岡崎市	実施あり（月額 5,000 円）
豊田市	実施なし ただし、介護者に対して「家族リフレッシュショートステイ利用費の助成」制度があり、支給限度額を超えたショートステイの利用料の一部助成を行っている。

（出所：各自治体ウェブサイト）

（意見）

岡崎市では、一宮市のようにねたきり高齢者の見舞金を実施しているが、その他 3 市では実施していない。

ねたきり高齢者に対するお見舞いという制度の趣旨は理解できるものの、今後、高齢化が進むにつれ対象者の増加が見込まれ、市の負担も増加するものと見込まれる。月額 3,000 円でどれほどの効果があるのかについては検討の余地がある。例えば、豊田市のように、介護者に対する制度に切り替えるなど、現在の事業の効果とその他の事業との比較についても今後検討することが望まれる。

（6）福祉タクシー料金給付費（N06）

ア事業の概要

事業の内容	<p>満 85 歳以上の高齢者及び身体障害者手帳 3 級以上、療育手帳 B 以上、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上などの方を対象に、タクシー料金を助成する事業である。</p> <p>一宮市と契約するタクシー会社のタクシーを利用した場合に、初乗運賃を年間 30 回まで助成するタクシー料金助成利用券を交付している。</p> <p>普通タクシーが利用できない常時寝たきりの方にはストレッチャーなどの設備を備えたリフト付福祉タクシーの当該助成券の交付をしている。</p> <p>なお、上記の福祉タクシー料金助成を受けており、かつ生活保護世帯または市民税所得割非課税世帯の方</p>
-------	--

	には、通院等で必要な場合に限り、年度中に再度申請を受け付け、追加で 30 枚交付している。
事業の目的	高齢者の方の外出補助を行う。
対象者	満 85 歳以上の高齢者及び身体障害者手帳 3 級以上、療育手帳 B 以上、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上などの方

イ 予算と実績の比較

過去 3 年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	9,596,000	9,664,000	36,836,000
実績	7,708,640	9,236,660	19,918,930

(出所：市提供資料)

ウ 交付者の状況

過去 3 年間の交付者の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付者数	2,642	2,938	8,426

(出所：市提供資料)

エ 監査の結果

あ. 利用済みタクシー料金助成利用券について【意見 9】

(現状)

乗客は、本人であることが確認できるもの(介護保険証、健康保険証など)をタクシー運転手に提示の上、タクシー料金助成利用券を提出することで利用することができる。

タクシー運転手は、当該助成券の提出を受けたとき、1 回につきタクシー料金のうち消費税及び地方消費税を含む初乗運賃を控除した金額を乗客に請求する。

当該助成券の不正利用が行われていないかの観点から、一宮市福祉タクシー料金助成事業契約書(委託業者との契約書)、福祉タクシー(リフト付福祉タクシー)料金助成利用券交付申請書並びに利用済み当該助成券を閲覧し、担当課に説明聴取を実施したところ、市で保管している業者から受領した利用済み当該助成券の中に、切り離されていないものが発見された。

【図表4-1-5】切り離されていないタクシー料金助成利用券



(出所：令和4年度に提出された利用済みタクシー料金助成利用券)

(意見)

タクシー料金助成利用券の使用方法を踏まえると、当該助成券を2枚同時に使用することはできず、通常であれば業者から受領する利用済み当該助成券は全て切り離された状態であると考えられる。

2枚同時に使用されている状況について担当課にヒアリングを行ったところ、どのような経緯で切り離されていない当該助成券を受領したのか、また、担当者が委託業者に理由を確認しているのかについては不明であるとの回答であった。

上記のような、不正利用につながる可能性のある状況が確認されないと不正利用が発見されないため、不正利用につながる可能性のある状況を認識した場合、適時業者に確認し、その顛末を記録しておくことなどのチェック体制の構築が望まれる。

(7) いきいきセンター費 施設修繕料 (NO7)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>市内に 21 カ所ある、いきいきセンター、いこいの広場、つどいの里の高齢者福祉施設に対する修繕費用である。</p> <p>これらの施設は、高齢者が集うことができる施設である。老人の健康増進、教養の向上等を目的とし、以下の内容の事業を実施し、運営を行っている。</p> <p>(1) 老人の生活、身上、健康等に関する相談 (2) 老人の生業及び就労についての指導 (3) 機能回復訓練の実施 (4) 老人クラブの運営についての援助及び指導 (5) 老人の健康増進を図るための栄養及び運動の指導 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p> <p>施設によっては、入浴施設を有している。施設の利用料は無料であるが、浴室利用のみ有料であり、1回当たり 100 円を支払う。</p> <p>利用者は市内在住の 60 歳以上の方であるが、つどいの里は若年者の方も利用可能である。</p>
事業の目的	高齢者福祉施設の壊れたものに対する修繕を行う。
修繕内容 (令和 4 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日西つどいの里 車止め・フェンス修繕工事 ・葉栗いこいの広場 受変電設備修繕工事 など

イ 予算と実績の比較

過去 3 年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	6,000,000	9,063,000	9,000,000
実績	5,723,663	9,029,900	8,912,684

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

あ. 印紙税の納税もれについて【意見 10】

(現状)

施設修繕に関する契約が適切に締結されているか確認するため、該当する契約書・請書を開覧した結果、下記の発見事項があった。

項目	件数
収入印紙が貼られていなかった請書	1件
収入印紙の金額が不足していた契約書	1件

(意見)

国等の作成した文書は非課税文書となる（印紙税法第5条第2号）が、国等と国等以外の者が共同作成した文書のうち、国等が保存するものは国等以外の者が作成したものとして課税文書とみなされる（同法第4条第5項）。

印紙税法 （抜粋）

（課税文書の作成とみなす場合等）

第四条 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

～略～

5 次条第二号に規定する者（以下この条において「国等」という。）と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者（公証人を除く。）が保存するものは国等が作成したものとみなす。

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

- 一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書
- 二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書
- 三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

～略～

そのため、国等の所持するものは課税文書に該当するのであれば印紙税の納付が必要と考えられる。

契約書等の課税文書作成に際し、適切な納税が行われていることを確認するため、印紙税額の一覧表を含む契約締結に関するチェックリストを作成等し、適切に運用することが望ましい。

(8) いきいきセンター費 いきいきセンター等指定管理料 (NO8)

ア 事業の概要

事業の内容	いきいきセンター、いこいの広場、つどいの里の運営に関する指定管理料である。
事業の目的	効果的かつ効率的な施設運営を実施するために指定管理料を支払う。
対象者	指定管理者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	203,763,000	197,581,000	214,546,000
実績	190,517,452	188,306,028	212,983,266

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(9) いきいきセンター費 土地賃借料 (NO9)

ア 事業の概要

事業の内容	いこいの広場、つどいの里の土地を借りて実施している高齢者福祉施設に係る賃借料である。
事業の目的	施設における土地賃借料を支払う。

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	19,073,000	18,999,000	18,998,000
実績	19,057,986	18,983,639	18,983,639

(出所：市提供資料)

なお、土地の賃借料は、3年ごとに見直しが行われており、直近で金額の見直

しを行ったのは令和3年度である。

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(10) いきいきセンター費 朝日西つどいの里陶芸小屋建物賃借料 (N010)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>朝日西つどいの里の建物賃借料である。</p> <p>つどいの里は高齢者福祉施設の1つであるが、利用者を高齢者に限定しておらず、市民であれば利用することができる。</p> <p>朝日西つどいの里には、市内の高齢者福祉施設唯一の陶芸施設が設置されている。平成29年度に設置されたが、それ以前は、朝日老人福祉センターに陶芸施設が設けられていた。朝日老人福祉センターが廃館することになり、同センターの陶芸クラブ活動の継続や、幅広い世代が利用可能にするため、朝日西つどいの里に併設されることとなったものである。</p> <p>朝日西つどいの里の陶芸施設は、平成29年11月から令和4年10月まで建設会社へ賃借料を支払い、支払いが完了すると無償譲渡を受ける契約となっていた。したがって、令和4年度は発生していた費用であるが、令和5年度以降は支払いが完了していることから賃借料は発生していない。</p> <p>現在は一宮市所有の施設となっており、指定管理者制度を利用して、管理・運営は一宮市社会福祉事業団が行っている。</p>
事業の目的	陶芸施設の建物賃借料を支払う。
対象者	陶芸施設の建設会社

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	6,452,000	6,452,000	3,226,000
実績	6,451,920	6,451,920	3,225,960

(出所：市提供資料)

令和4年10月で支払いが完了していることから、令和4年度は金額が半分程度になっている。

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった（ただし、朝日西つどの里については、現場視察の対象としており、その際に発見された指摘は4 監査の結果【施設往査】（4）参照）。

（11）いきいきセンター費 施設整備工事請負費（N011）

ア 事業の概要

事業の内容	いきいきセンター等の施設整備に係る大規模な工事請負費である。 （7）いきいきセンター費施設修繕料との違いは、大がかりな施設改修等にかかる工事か否かである。 いきいきセンター等は市内在住の高齢者（60歳以上）を対象とした高齢者のための福祉施設である。
事業の目的	施設の改修工事を行う。

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	—	54,595,000	48,138,000
実績	—	49,775,000	45,566,400

（出所：市提供資料）

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(12) 敬老会事業委託料 (N012)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>連区で実施している敬老会事業について、各連区の地域づくり協議会に委任しているが、丹陽町連区のみ連絡会がないことから、一宮市社会福祉協議会に敬老会事業の実施を委託している。</p> <p>丹陽町連区以外の地域づくり協議会への委託費用は、他の事業（敬老、こども等）も含めていることから別項目として計上されているが、丹陽町連区については、敬老会事業のみ一宮市社会福祉協議会へ委託しているため、別掲で敬老会事業委託料として計上されている。</p>
事業の目的	丹陽町連区における敬老会事業を実施する。
対象者	一宮市社会福祉協議会（支会）

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	2,663,000	2,736,000	2,670,000
実績	2,595,956	2,735,766	2,588,740

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(13) 長寿祝報償費 (N013)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>数え100歳以上の高齢者に対して、祝い品を贈呈する事業である。贈呈品の内容は、以下のとおりである。</p> <p>(数え100歳の高齢者) 商品券2万円</p> <p>(数え101歳以上の高齢者) 5,000円相当のカタログギフト</p>
-------	--

事業の目的	長年にわたり社会の進展に貢献した高齢者に対し、感謝の意を表すとともに、その長寿を祝福するために祝い品を支給する。
対象者	数え 100 歳以上の高齢者

イ 予算と実績の比較

過去 3 年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	2,922,000	2,723,000	2,817,000
実績	2,541,200	2,599,340	2,816,755

(出所：市提供資料)

ウ 対象者の状況

過去 3 年間の対象者の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対象者数	264	275	288

(出所：市提供資料)

エ 監査の結果

あ. 持続可能な制度への検討について【意見 11】

(現状)

上述したとおり高齢化が進むにつれて、対象者も増加傾向となっており、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて、約 10% 近く増加していることがわかる。

ここで、県内市の同事業の内容と比較したものが、【図表 4-1-6】である。

【図表 4-1-6】県内市との比較

市町村名	対象者	内容
一宮市	数え 100 歳以上	数え 100 歳 商品券 20,000 円 数え 101 歳以上 5,000 円相当 のカタログギフト
豊橋市	満 100 歳	50,000 円
豊田市	満 80 歳、90 歳、100 歳	満 80 歳、90 歳 5,000 円 満 100 歳 20,000 円
岡崎市	数え 88 歳、100 歳以上	一律 10,000 円
名古屋市	数え年 88 歳、100 歳	数え 88 歳 3,000 円

		数え 100 歳 30,000 円
稲沢市	数え年 88 歳、100 歳	数え年 88 歳 5,000 円 数え年 100 歳 20,000 円
岩倉市	満 80 歳、88 歳、99 歳、100 歳	満 80 歳 5,000 円 満 88 歳 10,000 円 満 99 歳 15,000 円 満 100 歳 20,000 円
北名古屋市	満 77 歳、100 歳	満 77 歳 記念品 満 100 歳 10,000 円

(出所：各市のウェブサイトより監査人が作成)

(意見)

県内市では、岡崎市が一宮市と同様に 100 歳以上全員を対象としているものの、その他の自治体は全て対象者を年齢で限定している。高齢者に対する敬意と労いを表し、長寿を祝うこと自体は理解できる。しかし、高齢化社会や医療の発達による長寿命化が進んでいる現状においては、対象者は今後も増加傾向にあると想定される。このような状況においても持続可能な制度となるよう、他の自治体を参考に、数え 100 歳以上の全員を毎年対象としていることや、内容について継続的に見直しを行うことが望まれる。

(14) 高齢者作業センター指定管理料 (N014)

ア事業の概要

事業の内容	<p>高齢者作業センターに対する指定管理料である。</p> <p>高齢者作業センターとは、シルバー人材センターに会員登録された 60 歳以上の高齢者に対して、短期的又は軽易な業務に関する就業の機会を確保し、組織的に提供することを目的としている。</p> <p>作業センターは、貴船高齢者作業センター、尾西高齢者作業センターの 2カ所がある。</p> <p>仕事の内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふすま、障子、網戸の張り替え ・内職作業 <p>といったものがある。</p>
事業の目的	高齢者作業センターに対する指定管理料を支払う。
対象者	指定管理者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	7,145,000	7,496,000	7,176,000
実績	6,947,212	6,914,537	6,990,273

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

あ. 高齢者作業センターの就労者数増加のための啓蒙活動について【意見12】

(現状)

高齢者作業センターの運営は、市は指定管理料を支払い委託している。高齢者作業センターの就労者数の推移は、【図表4-1-7】のとおりである。

【図表4-1-7】 高齢者作業センターの就労者数

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性	139	133	131
女性	98	93	98
合計	237	226	229

(出所：市提供資料)

高齢者数が増加しているにもかかわらず、高齢者作業センターの就労者数はほぼ横ばいとなっている。高齢者作業センターの担当者にヒアリングしたところ、仕事よりも人が少なく、仕事を割り当てるのが大変な時期もあるとのことであった。

(意見)

高齢者が集まる機会に高齢者作業センターの体験談を話す機会を設けるなど、今まで以上に高齢者作業センターへの登録を促す活動を行うことが望まれる。

(15) 高齢者生きがいセンター指定管理料 (N015)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>高齢者生きがいセンターの運営に対する指定管理料である。</p> <p>高齢者生きがいセンターは、市内に居住する 60 歳以上の者（ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない）を対象に、就業、地域交流等の生きがい活動の場を提供し、もって高齢者の福祉を増進することを目的として、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 高齢者の生きがいを高めるための就業機会の提供に関する事業</p> <p>(2) 高齢者と地域住民との世代間交流に関する事業</p> <p>(3) 高齢者の健康保持のための相談及び指導に関する事業</p> <p>(4) 高齢者の教養向上等に関する事業</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p>
事業の目的	高齢者生きがいセンターの運営に関する指定管理料を支払う。
対象者	指定管理者

イ 予算と実績の比較

過去 3 年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	8,069,000	7,910,000	8,192,000
実績	7,104,203	7,259,952	7,117,090

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

あ. 生きがいセンターでの相談事業の実施について【意見 13】

(現状)

高齢者生きがいセンターの指定管理を行うにあたり、事業の 1 つに「高齢者の健康保持のための相談及び指導に関する事業」がある。

高齢者生きがいセンターの担当者に確認したところ、「職員が悩み相談などを受けることはあるが、定期的に日時を決め積極的に相談事業を行っているわけではない。随時相談を受けているが、相談件数自体は多くない」との回答を得た。

(参考) 一宮市高齢者生きがいセンターの設置及び管理に関する条例

(事業)

第5条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う

- (1) 高齢者の生きがいを高めるための就業機会の提供に関する事業
- (2) 高齢者と地域住民との世代間交流に関する事業
- (3) 高齢者の健康保持のための相談及び指導に関する事業**
- (4) 高齢者の教養向上等に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(意見)

高齢者生きがいセンターは、高齢者が多く訪問する場所である。高齢者生きがいセンター内は、相談室もあることから、例えば月に一度、医師や看護師、保健師、管理栄養士などに依頼し、健康相談を受ける事業を行う、あるいは日時を決めて職員が相談を受ける時間を設けることを行うことについて検討されたい。

(16) シルバー入浴浴場使用料 (N016)

ア事業の概要

事業の内容	市内の公衆浴場で入浴できる入浴助成券を年9枚交付する。 高年福祉課において、対象者からの申請に対し助成券を発行する。申請者は、助成券を対象の浴場に持参し、1枚につき100円負担により入浴をすることができる。 助成券の使用枚数により浴場より市が報告を受け負担を行う。 なお、当該事業は令和4年9月末で廃止された。
事業の目的	高齢者の外出の機会を創出するとともに、生活意欲の向上及び健康保持を図り、社会福祉の増進に資するため、公衆浴場利用料の一部を負担する。
対象者	65歳以上の方

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	26,578,000	19,591,000	5,497,000
実績	22,081,080	17,279,360	5,496,120

(出所：市提供資料)

ウ 利用者の状況

過去3年間の利用者の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	6,565	5,347	2,999

(出所：市提供資料)

令和4年9月末で事業が廃止されたため、令和4年度の利用者は過去2年の半数程度となっている。

エ 監査の結果

あ. 助成券交付結果の供覧について【意見14】

(現状)

65歳以上の市民は、運転免許証等の身分証明書を担当課窓口へ提示するとシルバー入浴助成券を受領できる。窓口担当者は、身分証明書にて対象年齢であることを確認して当該助成券を交付し、システムへ入浴助成券番号を登録する。身分証明書を持たない市民は、シルバー入浴助成券交付申請書を記入し、窓口担当者による聞き取り調査を行った上で交付となる。

身分証明書をもって交付した者についてはその交付者数を、シルバー入浴助成券交付申請書による場合は申請書を上席者へ供覧している。

担当課へ供覧内容について質問したところ、身分証明書に基づく交付については、氏名等は記載せず人数のみの報告であることの回答を得た。しかし、報告人数に算出根拠資料の添付がない場合、上席者はその数字に誤りはないか、助成の対象となる条件を満たしているのかが判断ができない。

(意見)

上記のように、身分証明書に基づいて交付した者について、人数のみの報告で、その算出根拠資料の添付がない場合、上席者によるチェックが十分機能し

ているとは言い難い。氏名、生年月日、入浴助成券番号が記載された一覧をシステムから出力できるのであれば、供覧時に交付者の一覧を添付することが望まれる。これにより、報告人数に誤りはないか、交付要件を満たしているかの視点に加え、助成券が欠けなく連番で交付されているかの視点でもチェックできる体制を整えられる。

なお、当該助成制度は令和4年9月末で終了しているため、今後、類似の制度を実施する際には、上記内容に留意されたい。

(17) 自動車運転管理業務委託料 (N017)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>短期予防通所サービス用送迎バス、タクシーの運行に関する委託料である。</p> <p>(バス) 介護予防バス「すこやか号」の車両運行管理。 基本請負料及び基本管理時間、年間契約走行距離が定められている。年間契約走行距離を下回った場合は、燃料代相当額として基本請負料から控除する場合がある。</p> <p>(タクシー) 2業者と契約を締結し、介護予防事業タクシーの送迎業務を委託している。 契約金額は、</p> <p>(1) 迎車料金 1運行につき 120円 (2) 基本料金 走行距離 1.178kmまで 600円 (3) 従量料金 走行距離 1.178kmを超える走行距離 251mごとに 90円</p> <p>対象施設は、ききょう会館、中保健センター、北保健センター、尾西生涯学習センター、一宮スポーツ文化センター、木曾川いきいきセンターである。 1台当たり最大4名の相乗り式であり、利用者の自宅から施設までを往復するものである。</p>
事業の目的	介護予防事業に参加する高齢者の安全を十分に確保するために委託料を支払う。
対象者	短期予防通所サービスを利用する高齢者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	19,030,000	14,218,000	11,041,000
実績	15,482,710	10,514,930	10,521,490

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

あ. 契約距離に満たなかった場合の対応について【意見15】

(現状)

送迎バスについての基本請負料は、基本管理時間及び年間契約走行距離に対する請負業務を対象とすることが契約書で定められている。年間走行距離について、実際の年間契約走行距離を下回った場合の対応については、契約書第8条にて以下のように定められている。

車両運行管理請負契約書 (抜粋)

第8条2 基本請負料は、別に定める基本管理時間及び年間契約走行距離に対応する請負業務を対象とする。ただし、管理車両の契約期間における走行距離が年間契約走行距離を下回ったときは、年間契約走行距離から年間走行距離を差し引いた距離の燃料代相当額を最終実施月の基本請負料より控除することができるものとする。最終実施月の基本請負料から控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額を最終実施月前月より控除する。

燃料代相当額は次の計算式により算出した額とし、計算式に用いる管理車両の燃費および燃料単価は甲乙協議の上定める。

【計算式】

燃料代相当額 (円未満切り捨て)

= (年間契約走行距離 - 年間走行距離) ÷ 管理車両の燃費 × 燃料単価 (税込み)

なお、自動車税及び自動車継続検査 (以下「車検」という。) の法定費用 (重量税、自動車損害賠償責任保険料、検査登録印紙代) は含まない。

令和4年度の業務実績報告を確認したところ、年間契約走行距離が17,400kmであるのに対して、実際の走行距離は12,701kmであった。実際の走行距離が年間の契約走行距離を下回っている状況であるが、令和4年度には燃料代相当額の返還は求めている。

これについて、担当者に確認したところ、「あくまでも、契約書上は返還を求められることができる規定であり、コロナの影響で利用者が減っていることや、燃料単価が高騰していることから返還を求めなかった」とのことであった。

(意見)

今回、契約走行距離 17,400 km に対して実際には 12,701 km と約 70% 程度の稼働となっている。30% も契約距離が達成されていない状況にあることから、返還を求めることが望ましいと考えられる。また、本来はコロナの影響は別で考えるべきであり、委託料はきちんと精算をした上で、コロナによって事業者として経営が困難になる場合にはコロナに関連した補助を検討すべきであった。

当事業は、令和 5 年度から施設業者に送迎を委託する方向に変わるため、バス運行に関する同様の委託料は発生しないとのことである。ただし、今後類似の事業が発生した場合に、基本料金の他に逡増料金も設定し、一部は走行距離に応じて精算を行うことを検討されたい。

い. 燃料代相当額の返還を求めないと判断した根拠について【意見 16】

(現状)

上記意見に記載のとおり、令和 4 年度においては「コロナの影響で利用者が減っていることや、燃料単価が高騰している」ことから返還を求めている。この点、担当者に検討の結果の提示を求めたところ、特に検討した資料はないとの回答であった。今回の判断は、担当者を中心に担当部署として検討した結果であると考えられるが、検討した過程が不明であるため、当時どのように検討したのかが把握できなかった。

(意見)

例えば、燃料単価の高騰（年度当初と年度末の比較）や、万が一返還を求めるとした場合の金額などを総合的に判断し、返還しないとの結論とした、など担当課としての判断根拠及び意見を明確にし、その後の参考となるように根拠となった資料について一定期間保管しておくことが望まれる。

(18) 地域包括支援センター委託料 (N018)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>地域包括支援センターの施設の運営に対する委託料である。</p> <p>地域包括支援センターは介護保険法の規定に基づいて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するために設置される。</p> <p>市内に居住する概ね 65 歳以上の高齢者及びその家族を対象に、身近な地域で、高齢者の様々な相談の受付や、心身の状態に合わせた支援を提供する、総合的なサービス拠点である。</p> <p>一宮市の地域包括支援センターは 7 カ所あり、それぞれ担当地域が決められている。</p> <p>委託先は市内の医療法人等である。</p>
事業の目的	地域包括支援センターの円滑な運営を目的として委託料を支払う。
対象者	受託事業者

イ 予算と実績の比較

過去 3 年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	294,862,000	331,048,000	324,027,000
実績	290,593,413	321,355,812	312,872,535

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

あ. 実績報告書の提出状況について【指摘 2】

(現状)

地域包括支援センターの運営委託先に対して、実績報告書の提出を毎月求めている。各委託先との契約書では、実績報告書について翌月末日までに提出することが規定されている。

委託契約書 (抜粋)

(実績報告)

第 6 条 乙は、月ごとの業務実績報告書を作成し、翌月末日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託期間満了後30日以内に業務に関する年間業務実績報告書を提出し、その確認を受けなければならない。

令和4年度の毎月の実績報告書及び年間業務実績報告書を確認したところ、期限が守られていない委託先A社が発見された。A社は毎月の実績報告書の提出も期限を超えて翌々月に提出されており、年間業務実績報告書も委託期間満了後30日を超えて提出されていた。担当者に確認したところ、該当先には適切な期間に提出するように指導を行っているとのことであった。

(指摘)

契約書に記載されている以上、遵守すべき期限であり、他の委託先が適切な時期に提出していることからして、遵守することが厳しい日程というわけではないと考えられる。契約書に規定されている事項について遵守する必要性を、委託先に説明するとともに、適切な時期に提出させるよう引き続き指導を行うべきである。

い. 委託料における事務費分の設定基準について【意見17】

(現状)

地域包括支援センターの委託料は、人件費＋事務費で構成されている。現在、地域包括支援センターは7カ所あり、各施設の職員体制は5人体制が1施設、9人体制が3施設、10人体制が3施設となっている。

委託料のうち、事務費の積算基準について確認すると、9人～10人体制の6施設は1,240,000円、5人体制の1施設が半分の620,000円となっている。当該積算基準について、担当者に確認したところ、「半額となっている1施設は他の6施設と比較して規模や担当地域の人数が半分程度と位置付けている。金額については、開設当初に、消耗品費等を概算で算出して、委託先とも相談の上設定した金額である。」との回答を得た。

(意見)

事務費として想定されているものは、印刷費といった対象者や事業規模に比例するものもあれば、光熱費や（かかっている場合）家賃等の比例しない固定費もある。そのため、規模が半分程度であることから、事務費も半分とした市の判断基準は、その根拠が十分なものであるかは検討の余地があると言える。また、当時の積算根拠となった判断過程の資料については確認することができなかった。

開設当初の積算が、現在の状況に照らして妥当かどうか今一度検討するとと

もに、その判断根拠についてどのような過程で判断したものであるか明確にすることが望まれる。

う. 委託料の基準値の見直しについて【意見 18】

(現状)

い. の意見で述べたとおり、委託料は人件費＋事務費となっている。この点、直近の見直し年度について担当課に確認したところ、開設当初である平成18年度（一部施設はその後に開設している）に設定した金額であり、過去から変更したことはないとのことであった。

(意見)

開設から年数が経過しており、人件費の上昇や物価上昇もあることから、開設当初とは取り巻く環境も変化している。市では、現在各包括支援センターの担当者の意見を取り入れながら、適切な委託料の設定にむけて進めている最中とのことであった。予算との兼ね合いがあることも十分承知しているが、現在実施している話し合いを進め、委託料の見直しが必要でないか検討することが望まれる。なお、定期的な見直しを行いやすくするために、委託料の積算について、どのように積算したかを参考資料として保存することが望まれる。

え. 配置人員のチェックについて【意見 19】

(現状)

委託料のうち、人件費は各資格による単価に配置人員数を乗じたもので計算される。そのため、配置人員数は、委託料を算定するにあたり重要な情報である。毎月の配置人員について確認している書類は入手できなかったが、この点どのように確認しているか担当課に確認した。担当課では「人員に変更があった際は、変更届の提出が必須である。変更がない場合は月次で書面の報告は受けていない。ただし、各包括支援センターに市の職員が担当としてついており、業務上の連絡を密にとり、適宜現地にも足を運んでいる。そのため、変更ない場合に書類での確認を行っていないが、配置職員の状況について市の職員が十分に確認し、情報共有できている状況である」と回答を得た。

(意見)

上記のような状況であることから、監査上、毎月の人員数について市が確認している資料を閲覧することはできなかった。この点、配置人員数は、委託料算出の根拠となる重要な情報であり、市としては現状十分に把握できていると判断していても、誤っていた場合、又は万が一不正が起きた場合に、客観的な

資料がなく市はどのように確認していたのか、責任問題につながることも考えられる。毎月提出される実績報告書とともに、シフト表や人員配置図等の人員数が把握できるものの提出を求め、市として人員を確認していることを明確にすることを検討されたい。また人員数のチェックは、委託先に対して不正を牽制することにもつながると考えられる。

(19) 認知症初期集中支援チーム派遣委託料 (N019)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>認知症初期集中支援チームの運営に対する委託料である。</p> <p>認知症初期集中支援チームとは、認知症の早期対応の重要性を鑑み、各市町村に1つ以上が設置されている。当該支援チームは、認知症の専門家により構成される。専門家とは、認知症の専門知識を持つ看護師・精神保健福祉士などである。</p> <p>認知症または、その疑いのある方及び家族を訪問し、困りごとを伺い、一緒に解決策を考え、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の方とその家族を支援するものである。</p> <p>利用対象者は以下のとおりである。 市内にお住まいの40歳以上で、自宅で生活をされており、かつ認知症が疑われる方や、認知症の方で、次の1～3のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症疾患の診断を受けていない 2. 認知症疾患の臨床診断を受けたが、医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している 3. 何らかのサービスは受けているが、認知症による症状が強く、どのように対応したらよいか困っている
事業の目的	認知症に対する早期診断早期対応の体制を構築するために委託料を支払う。
対象者	受託事業者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	10,139,000	10,139,000	10,139,000
実績	10,138,985	10,138,985	10,138,985

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

あ. 委託契約に関する消費税の課税区分について【指摘3】

(現状)

一宮市認知症初期集中支援推進事業実施要綱より、当該支援事業は、認知症ケア等の実務・相談業務等に3年以上携わった経験のある保健師又は看護師及び精神保健福祉士又は社会福祉士に加え、認知症学会の定める専門医等でありかつ認知症サポート医が支援チームを構成し、当該構成員により認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援、自立生活のサポートが行われるものである。

認知症初期集中支援チーム派遣委託料について、認知症初期集中支援推進事業委託契約書を閲覧したところ、第4条(委託料)において当該委託料には消費税及び地方消費税が含まれている旨が明記されており、当該取引を課税取引として契約を締結していた。

(規範・基準)

国税庁ウェブサイトの質疑応答事例には、市町村が「包括的支援事業」を老人介護支援センターの設置者である法人以外の法人に委託した場合、その「包括的支援事業」が「消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等を定める件」(平成18年厚生労働省告示第311号)に定める事業として行われる資産の譲渡等に該当する場合には、社会福祉事業に類するものとして非課税となることが示されている。なお、認知症初期集中支援事業は、平成18年厚生労働省告示第311号の四ホに掲げる事業に該当する。

平成18年厚生労働省告示第311号(抜粋)

次に掲げる事業として行われる資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第二第七号ロに掲げるものを除く。)

(略)

四 その他介護を受ける老人又は養護者に必要な援助として行う次に掲げる事業

(略)

ホ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある介護を受ける老人に対する総合的な支援を行う事業

(指摘)

当該支援事業は保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する看護師、精神保健福祉士及び医師により、認知症早期における診断、相談、自立生活のサポート等の総合的な支援を行っており、上記厚生労働省告示第 311 号の四ホに規定される事業に該当していることから、当該委託契約は一般的には非課税取引と読み取れる。

担当者へ契約締結時に課税取引の検討を行ったかどうかについて質問したところ、当該事業を開始した平成 27 年度の記録がないため詳細は不明であるが、当時の担当者と受託事業者との間で課税取引と取り決め、現在まで継続しているとの回答を得た。

取引の課税区分誤りは、外部へも影響を与える。加えて、介護福祉に関する取引は非課税取引とされるものもあることから、慎重かつ適切な判断が求められる。契約にあたっては、消費税課税区分に留意するとともに、判断し難い取引が生じた場合は所轄の税務署へ相談するなどして、その適切性を慎重に確認すべきである。

い. 委託料における人件費の算定根拠について【意見 20】

(現状)

認知症初期集中支援推進事業精算書を閲覧したところ、精算書の人件費について、摘要欄に従事した者の職種及び人数の記載があるのみでその算定根拠が不明瞭であった。

受託事業者は、認知症初期集中支援推進事業委託契約書第 4 条第 3 項により契約期間満了時に、精算書及び事業報告書の提出が義務付けられている。

認知症初期集中支援推進事業委託契約書 (抜粋)

第 4 条 (委託料)

(略)

3 受託事業者は、この契約期間が満了したときは、速やかに事業報告書並びに精算書を市に提出しなければならない。

(略)

第6条 (遵守事項)

(略)

- 2 受託事業者は、この事業を適正かつ明確に執行するため、常に経理を明らかにしなければならない。

委託料額の実績は、【図表4-1-8】のとおり、直近の3年間は10,138,985円で同額である。

【図表4-1-8】過去4年間における委託料額(実績)の推移(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10,135,109	10,138,985	10,138,985	10,138,985

(出所:事業精算書を監査人が集計)

(意見)

従事者人数の報告のみでは実支出額の妥当性を確認するには情報が不十分であるため、人件費の算定根拠の報告を求めることが望ましい。人件費に加えて、管理費についても、実支出額の根拠となる請求書等の証憑書類の提出を求めることが望ましい。精算書の数値を鵜呑みにすることなく、その妥当性を検討することが望まれる。

受託事業者は常に経理を明らかにしていることから、支出の算定根拠を提出することは可能である。しかし、全ての根拠資料を求めることは、資料が膨大になるなど、事務負担が大きくなってしまふことが考えられる。負担を抑えつつ精算書数値の妥当性の検討に必要な情報を得る方法として、例えば、人件費の内訳(常勤職員と非常勤職)の記載を求めることや、いくつかの管理費科目の内訳の報告を求め、その中からサンプル的に根拠証憑の確認を行うことが考えられる。

算出の根拠が明らかになることで、実支出額の妥当性に対して裏付けが得られる。これに加え、業務実績と契約金額とが乖離した場合に、次年度以降における委託料額の見直しを図る根拠とできる。

う. 契約書の文言について【指摘4】

(現状)

認知症初期集中支援推進事業委託契約書の第5条第1項において、「前条第5項の規定により」と記載されているが、前条である第4条は3項までしかない。

【図表 4-1-9】 認知症初期集中支援推進事業委託契約書の抜粋

(委託料)

第4条 この契約に基づく委託料は、金10,138,985円（消費税及び地方消費税額を含む）とし、乙の書面による請求に基づき4月、7月、10月及び1月のそれぞれの末日までごとに、委託料の4分の1に相当する額を支払うものとする。

2 契約保証金は、一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号）第8条第8号の規定により免除する。

3 乙は、この契約期間が満了したときは、速やかに事業報告書並びに精算書を甲に提出しなければならない。

委託料額の確定)

第5条 甲は、前条第5項の規定により事業報告書の提出を受けたときは、10日以内に事業内容がこの契約内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定するものとする。

2 第1項の委託料の確定額は、事業実施に要した経費の実支出額と第4条第1項に定める委託料の限度額のいずれか低い額とする。

(指摘)

第5条は委託料額の確定に関する条文であり、委託料額を正確に定めるため、実際にはない条項ではなく、適切な条項を参照するよう条文の文言の見直しが必要である。

2 監査の結果【保険年金課】

(1) 後期高齢者医療保険料【歳入】(N020)

ア事業の概要

事業の内容	後期高齢者医療保険は、75 歳以上に加入が義務付けられる社会保険制度である。愛知県後期高齢者医療広域連合及び一宮市により運営される。 広域連合においては被保険者の認定、保険料の決定、医療の給付を実施し、市では被保険者への被保険者証の引渡し、保険料の徴収、被保険者からの申請受付などを実施する。
事業の目的	保険料の賦課徴収
対象者	被保険者

後期高齢者医療保険料の徴収方法は、普通徴収と特別徴収の2種類がある。

【図表 4-2-1】普通徴収と特別徴収

徴収方法	対象者	納付方法
特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> 年額 18 万円以上の公的年金を受給している 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の半分以下である 上記 2 つの条件を満たす者	年金から保険料分が差し引かれて支払われる。
普通徴収	上記の特別徴収に該当しない者	市が発送した納付書又は口座振替により納付する。

(出所：監査人作成)

イ 調定額と収納額の比較

過去 3 年間の調定額と収納額の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
調定額	4,281,174,579	4,300,709,916	4,525,562,617
収納額	4,264,560,663	4,286,005,099	4,506,702,256

(出所：市提供資料)

ウ 徴収対象者の推移

過去3年間の対象者の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	55,565	56,917	59,077

(出所：市提供資料)

上記のとおり、後期高齢者医療保険料の徴収対象者は増加傾向にある。

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(2) 後期高齢者福祉医療費 医療給付費（後期高齢者福祉医療費助成事業）(N021)

ア 事業の概要

事業の内容	医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の医療費（保険診療分）の自己負担額を全額助成する。
事業の目的	医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与する。
対象者	身体障害者手帳1～3級、精神障害者手帳1・2級、介護保険法の要介護4・5の認定を受けた者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	916,771,000	878,036,000	879,832,000
実績	808,946,205	806,378,488	802,015,966

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

あ. 受託事業者からの提出書類の保管について【指摘5】

(現状)

担当課は受給者証の印刷を外部業者へ委託している。

委託仕様書第8条に、委託先はプライバシーマーク登録証の写しを提出するものとされているが、受託事業者から提出された当該登録証が保管されていなかった。

委託仕様書（抜粋）

8 機密保持及び情報管理
～略～
(6) 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していることを確認するため、契約時にプライバシーマーク登録証の写しを提出するものとする。

（指摘）

保管がされていない理由について担当者へ質問したところ、受託事業者からデータで提出されたものの、データを保存する前に、データが添付されたメールを削除してしまっていたとの回答を得た。

受託事業者からの提出データは、適時に保存し、しかるべき期間、もれなく保管すべきである。

い. 個人情報取扱いに関する受託事業者の監督について【意見 21】

（現状）

受託事業者との契約ではその第29条において個人情報取扱特記事項を遵守しなければならないとされ、当該特記事項には、受託事業者における個人情報の取扱状況について、市は委託事業者に個人情報の取り扱いに関する報告や受託事業者への立会を求めることができる旨が記されている。

業務委託契約書

第29条
受託事業者は、業務の実施により知りえた個人情報の取り扱いについては、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

個人情報取扱特記事項（抜粋）

第12条（報告、資料の提出）
市は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託事業者に対し、**個人情報資料等の管理状況について説明もしくは資料の提出を求めることができる。**
第13条（取扱記録の作成）
受託事業者は、個人情報の適切な管理を確保するため、**個人情報等の管理状況**

を記録し、市が必要と認める場合に限り、市に報告しなければならない。

第14条～略～

第15条（個人情報資料等の返還等）

～略～

2 受託事業者は、個人情報等の消去又は廃棄に際し、市から立会を求められた場合は、これに応じなければならない。

受託事業者における個人情報の取扱いについて担当者に質問したところ、担当課から受託事業者への個人データの受け渡しはセキュリティ機能付き USB メモリを用いており、個人データの消去についてはデータ抹消予定日の報告を受けているが、個人情報取扱特記事項に記載しているような、個人情報の消去等に際して立会ったことがないとのことであった。立会を求めたことがない理由は、受託事業者の個人データ取扱いに疑義が生じたことがないとのことである。

（規範・基準）

個人情報の保護に関する法律第25条に、委託者は受託事業者への監督を行わなければならないと規定されている。

個人情報の保護に関する法律

第25条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（意見）

個人情報の保護に関する法律第25条に従うと、個人情報取扱事業者である担当課は、個人データの安全管理が図られるよう委託先である印刷業者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人データ抹消予定日の報告を受けることに加え、毎年の頻度でなくとも実際に個人データの消去又は破棄に際して立会うことで契約内容が確実に実施されていることを把握できる。また、受託事業者に対する牽制効果も期待できる。立会の実施等を検討し、受託事業者への監督を強化することが望ましい。

う．医療費の領収書原本の確認について【意見22】

（現状）

後期高齢者福祉医療費支給申請時には、医療費の領収書原本の提出が求められる。原本を提出できない場合は、担当課が領収書原本に担当課の確認印を押した上で、その写しを受理している。しかし、提出された領収書の中には、担

当課の確認印がなく、白黒印刷の領収書の写しのように思われるものが一部存在していた。

この領収書について担当者へ質問したところ、担当課の担当者は領収書発行者の押印をもって、その領収書が原本かどうかを判断しているが、原本であっても当該押印がない場合は、その発行者へ領収書の様式を問い合わせた上で、原本かその写しかの判断をしているとの回答を得た。なお、担当課の確認印がなく写しのように思われた領収書には、原本と判断した理由や問い合わせの記録は残っていなかった。

(意見)

発行者の押印がない領収書について問い合わせた際は、誰が・いつ問い合わせたのかに加え、その結果を記録し、責任の所在を明らかにするとともに、事後検証にも備えることが望ましい。

え. 領収書原本の押印について【意見 23】

(現状)

後期高齢者福祉医療費支給申請時には、領収書の添付が求められる。領収書添付に関する福祉医療助成制度に関する事務マニュアルによると、「原則原本、対象外が含まれているときは青色の申請済印を押し、コピーをとる」運用となっている。しかし、添付された領収書の中には、コピーに青色の申請済印が押されている領収書が存在していた。

(意見)

領収書原本に市の押印がなされていない場合、申請者が押印されていない原本を用いて複数回申請をする可能性が考えられる。福祉医療助成制度に関する事務マニュアルを遵守し、原本への押印を徹底することが望まれる。

お. 領収書の保管について【意見 24】

(現状)

後期高齢者福祉医療費支給申請に使用されていない領収書が保管されていた。

(意見)

氏名や医療に関する情報の記載された領収書は秘匿性が高く、情報漏洩リスクを可能な限り排除する必要がある。そのため、可能な限り不要な領収書は受領しないことや、やむを得ず受領せざるを得ない場合にも返却・廃棄のルールを整備しておくことが望ましい。

(3) 後期高齢者医療健康診査受診券作成業務委託料 (N022)

ア 事業の概要

事業の内容	後期高齢者医療健診に用いる健診受診券等の印刷、封入送付について、委託を行っている。
事業の目的	健診受診券を発行する。
対象者	後期高齢者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	1,028,000	1,074,000	1,174,000
実績	1,027,950	1,073,655	1,173,810

(出所：市作成資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(4) 健康管理システム保守委託料 (N023)

ア 事業の概要

事業の内容	一宮市の健康管理業務を処理する健康管理システムの保守委託に関する費用
事業の目的	健康管理システムの保守委託
対象者	受託事業者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	431,000	521,000	543,000
実績	430,815	520,420	542,024

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

3 監査の結果【介護保険課】

(1) 第1号被保険者保険料【歳入】(N024)

ア 事業の概要

事業の内容	介護保険は市が運営し、40歳以上に加入が義務づけられる社会保険制度である。 被保険者は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）に分けられる。介護保険料は第2号被保険者については医療保険者が徴収し、第1号被保険者については市が徴収する。
事業の目的	介護保険料の賦課徴収を行う。
対象者	第1号被保険者

第1号被保険者保険料の徴収方法は、普通徴収と特別徴収の2種類がある。

【図表4-3-1】普通徴収と特別徴収

徴収方法	対象者	納付方法
特別徴収	年額18万円以上の公的年金を受給している者	年金から保険料分が差し引かれて支払われる。
普通徴収	上記の特別徴収に該当しない者など	市が発送した納付書又は口座振替により納付する。

(出所：監査人作成)

イ 調定額と収納額の比較

過去3年間の調定額と収納額の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	6,270,406,965	6,806,477,257	6,789,432,454
収納額	6,192,468,046	6,725,759,882	6,711,182,000

(出所：市提供資料)

ウ 徴収対象者の推移

過去3年間の対象者の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	107,529	107,544	107,120

(出所：市提供資料)

エ 監査の結果

あ. 猶予制度の利用【意見 25】

(現状)

一宮市介護保険条例では、事情により保険料を納付できない場合保険料の猶予が認められ（同第9条）、また必要があると認められるものに対し保険料減免を行うことができるものとされている（同第10条）。

一宮市介護保険条例（抜粋）

(保険料の徴収猶予)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、納付義務者からの申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間を限って保険料の徴収猶予をすることができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍害、霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めること。

～略～

(保険料の減免)

第10条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

支払困難である旨の申し出があった際の対応について、担当課へヒアリングを行ったところ、猶予申請の案内をすることなく、減免申請を案内している状

況にあることが認められた。

(意見)

納付が難しい場合、条例上は猶予・減免の両制度が存在する。ここで、支払能力のある者に対してまで減免を認めると、保険料収入の減少につながることになる。

対象者の状況を確認し一時的収入減であると判断される場合など、短期間に保険料を納付できる状況になると判断される者については、徴収猶予の案内を行うべきであり、受付に際してその点注意が求められる。

い. 介護保険システムの権限【意見 26】

(現状)

市の利用する介護保険システムは、介護保険課の職員の多くがそのログインの権限を保有している。また、マスタメンテナンスに係る権限は一般職員と区分し、必要な数人に限り認められている。

介護保険システムの一般権限では、介護保険にかかる情報閲覧の他、介護保険料の減免などの修正入力を行うことが可能となっている。当該権限は、入力を必要としない区分のメンバーを含め付与されている状況にある。

(意見)

セキュリティの観点からは、入力権限は必要メンバーに絞り認めるべきである。システム改修等を必要とする場合にはその経済性も留意し当該課題を検討することが望まれる。

(2) 介護サービス等諸費 居宅介護福祉用具購入費 (N025)

ア 事業の概要

事業の内容	介護保険の認定を受けている人が、介護保険の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から、入浴や排泄等に用いる福祉用具（貸与になじまない性質のもの）を購入する場合に補助する。
事業の目的	居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、福祉用具の購入を補助する。
対象者	要介護認定を受けている被保険者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	31,524,324	31,491,000	30,489,000
実績	31,524,324	29,557,553	29,516,797

(出所：市提供資料)

ウ 支給件数の推移

過去3年間の支給件数の推移は以下のとおりである。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	1,250	1,208	1,132

(出所：市提供資料)

エ 監査の結果

あ. 支給申請書の様式について【意見27】

(現状)

申請者は、介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費受領委任払い事前承認申請書兼確認書（以下、事前申請書という。）による事前承認を受け、福祉用具を購入したのちに、事前申請書及び領収書とともに福祉用具購入費支給申請書（以下、支給申請書という。）を提出する。支給申請の際は、再度、事前申請書の提出をすることになる。

【図表 4-3-2】支給申請書様式

介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書

フリガナ			保険者番号	232033	
被保険者氏名			被保険者番号		
	生年月日	明・大・昭 年 月 日生	性別	男・女	負担割合
要介護度	要支援 1・2・要介護 1・2・3・4・5				
住所	〒		電話番号 ()		
福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者名	購入金額	購入日		
		円	年 月 日		
		円	年 月 日		
		円	年 月 日		
今年度給付履歴		給付金額	円		
福祉用具販売事業者名		介護保険事業者番号			
事業者住所					
福祉用具が 必要な理由					
居宅介護支援事業所等		担当者名			
(あて先) 一宮市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護・介護予防福祉用具購入費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 一宮市 _____ 氏名 _____ (電話 _____) (あて先) 一宮市会計管理者 支給決定金額については、_____ に受領委任しますので 下記口座へ振り込んで下さい。 委任者 氏名 _____					

注意・・・申請の際に、領収証及び福祉用具のパフレット等を添付して下さい。
 ・・・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載して下さい。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載して下さい。
 ・・・サービス計画に位置づけられている場合は、その添付により上記必要な理由の記載は省略できます。

(出所：一宮市ウェブサイト (令和5年11月1日時点)

https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page/001/009/911/fukusiyougu_syoukann.pdf)

(意見)

事前申請書と支給申請書には「福祉用具が必要な理由」の記載が求められているが、選択式ではなく記入式であり、事前申請書の記載欄いっぱい到手書きで記入し、さらに支給申請書にも同様の内容を手書きで記入されている申請者が多々見受けられた。ある程度の文章量で同じ内容を2度記載する様式は、申請者の負担になっていることが考えられる。

支給申請の際に事前申請書を合わせて提出するのであれば、支給申請書では

「事前申請書に同じ」にチェックマークを記入するような様式とし、申請者の負担軽減を図ることが望ましい。

(3) 介護サービス等諸費 居宅介護住宅改修費 (N026)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>高齢者が住み慣れた自宅でも安全に暮らし続けるために、改修費への補助として、給付費の支給を行うものである。</p> <p>具体的な対象となる住宅改修は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廊下や階段、浴室、トイレ、玄関まわり等への手すりの設置 2. 段差解消のための敷居の平滑化、スロープ設置、浴室床のかさ上げ等 3. 滑り防止及び円滑な移動のための床材の変更（畳・じゅうたん・板材等） 4. 扉の取り替え（開き扉・引き戸・折り戸等、ドアノブ交換等） 5. 洋式便座等への便器の取り替え 6. 上記の住宅改修に付帯して必要となる改修（下地補強、給排水設備工事、壁・柱・床材の変更等）
事業の目的	高齢者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の自立を支援する。
対象者	要介護認定を受けている高齢者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	77,638,000	77,734,000	75,008,000
実績	72,935,700	70,464,034	71,936,878

ウ 支給件数の推移

過去3年間の支給件数の推移は以下のとおりである。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	968	921	944

(出所：市提供資料)

エ 監査の結果

あ. 工事費用の相見積りについて【意見 28】

(現状)

居宅介護住宅改修費は、申請者が申請書及び領収書を提出することにより支払われる。申請内容は、トイレや廊下の手すりといった簡易的な工事から、段差の解消、階段からスロープへの変更、風呂やトイレの取替といった工事まで様々である。

申請書及び領収書等を確認したところ、提出される見積りは契約した一社のみであり、相見積りを提出している申請書は見受けられなかった。この点、担当者を確認したところ、制度案内時に相見積りの話をすることはあるが、特段提出などは求めているとのことであった。

(意見)

厚生労働省は平成 30 年 7 月 13 日「介護保険最新情報 Vol.664」により以下のとおり、相見積りの必要性を記載している。ケアマネジャー等が、相見積りをとるように説明することを促すものであり、申請の際に市へ提出することまでを求めるものではない。

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（抜粋）

2 住宅改修費の支給申請

～略～

また、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）は、**複数の住宅改修の事業者から見積りを取るよう、利用者に対して説明することとする。**

（出所：厚生労働省ウェブサイト（令和 5 年 11 月 1 日時点）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0717110817560/ksvol664.pdf>

したがって、相見積りが提出されていない現状に問題があるわけではないが、ケアマネジャーが相見積りをとるよう説明することを、市として積極的に促すことは重要である。例えば、介護住宅改修費の申請書を掲載しているウェブサイトなどで、ケアマネジャーに対して、相見積りの案内の徹底を依頼する文章を申請書と合わせて掲載するなどして、相見積りのお願いを徹底する啓蒙活動

を行うことが望まれる。


例えば、志木市では、ウェブサイトで以下のとおり掲載されており、市においても参考にされたい。

【図表 4-3-3】志木市ウェブサイト

住宅改修に係る見積書の参考様式及び参考例について

住宅改修の事前申請時に添付する見積書の参考様式及び記載例を作成いたしましたので、申請の際にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、参考様式で示している内容が満たされていれば、別の書式を使用しても結構です。

 [住宅改修見積書参考様式・記載例\[34KB xlsxファイル\]](#)

また、介護支援専門員は、複数の住宅改修を行う事業者から見積を取るよう利用者に説明をすることとされていますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

 [\(参考\) 介護保険最新情報No.664\[235KB pdfファイル\]](#)

(出所：志木市ウェブサイト (令和 5 年 9 月 15 日時点)

<https://www.city.shiki.lg.jp/site/kaigo-hoken/2874.html>)

い. 申請時の退院の確認について【意見 29】

(現状)

居宅介護住宅改修費は、事前申請書と支給申請書の 2 種類を提出する必要がある。事前申請は入院していても可能であるが、支給申請については、退院後に実際に居住していることが確認できなければ認められない。

令和 4 年度に提出された事前申請書についてもいくつか入院中に提出されているものがあつた。併せて支給申請書を確認したところ、付箋やメモで「〇月〇日に退院を確認」とコメントがあるものもあれば、何も記載されていないものもあつた。

この点、担当者に確認したところ、入院中に提出されたものについては、ケアマネジャーに聞き取りを行い、ケアマネジャーがついていない場合であれば、着工業者に退院し居住していることについて確認しているとのことであつた。

(意見)

担当者からの回答によると、入院中に事前申請書が提出されたものについては、全て支給申請書提出時に退院の事実を確認しているものと思われるが、確認した結果が記載されていないものもあるため、実際に退院しているのかどうか不明瞭のものがあつた。全てにおいて確認しているのであれば、確認した結

果を申請書に記載しておき、事実を明確にしておくことが望まれる。

う. 事前申請書の記載漏れについて【指摘 6】

(現状)

事前申請書には、着工予定日と完成予定日の記入欄がある。令和4年度の事前申請書を確認したところ、着工予定日や完成予定日が空欄のものが複数発見された。

(指摘)

着工予定日や完成予定日の記入の必要性を今一度検討し、記入に特段の意図がないのであれば、様式の不要な記載は削除することが望まれる。必要性があるのであれば、今一度申請時に記入の徹底を図るべきである。

え. 住宅改修支給申請書の様式の簡略化について【意見 30】

(現状)

一宮市では、支給を受けるために、申請者は事前に事前申請書と理由書、事後に支給申請書の合計3枚を提出する必要がある。

それぞれの申請書において改修の内容について詳細な記載が求められている。

(意見)

この点、同様の内容を記載するのであれば、理由書に記載箇所があることから、事前申請書や支給申請書では選択様式とするか、又は記載箇所を省略し、申請者やチェックする職員の負担軽減を図ることを検討することが望まれる。同一県内の豊橋市を含む東三河広域連合について、選択様式となっている申請書を【図表4-3-5】にて記載したため、参考にされたい。

【図表 4-3-4】一宮市の申請書の様式

・ 事前申請書兼確認書

・ 支給申請書

介護保険居宅介護・介護予防住宅改修事前申請書兼確認書

フリガナ	保険者番号			2	3	2	0	3	3									
被保険者氏名	被保険者番号																	
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	負担割合		割									
要介護度	要支援 1・2 ・ 要介護 1・2・3・4・5																	
住所	〒			電話番号			-											
住宅の所有者	本人との関係 ()																	
給付受領歴	有・無	給付金額	円															
改修の内容																		
業者名										改修予定費			円					
着工予定日										年月日			完成予定日 年月日					
(あて先)一宮市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護・介護予防住宅改修費の支給を申請します。 年月日 住所 一宮市 申請者 氏名																		

介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書

フリガナ	保険者番号			2	3	2	0	3	3
被保険者氏名	被保険者番号								
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	負担割合		割
住所	〒			電話番号			-		
要介護度	要支援 1・2 ・ 要介護 1・2・3・4・5								
住宅の所有者	本人との関係 ()								
改修の内容・箇所及び規模	業者名	着工日	年月日	完成日	年月日	改修費用	円	領収日	年月日
(あて先)一宮市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護・介護予防住宅改修費の支給を申請します。 年月日 住所 一宮市 申請者 氏名 (あて先)一宮市会計管理者 支給決定金額については、_____に受領委任しますので 下記口座へ振り込んで下さい。 委任者 氏名									

(出所：一宮市ウェブサイト)

3枚とも改修内容を記載する箇所がある

・ 住宅改修が必要な理由書 (2ページ目抜粋)

住宅改修が必要な理由書 (P2)			
(P1)の総合状況を確認し、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。			
活動	① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で改修の方針(…することによって…が改善できる)を記入してください。
排	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()
入	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()
外	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()
その他			<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()
			<input type="checkbox"/> 手すりの取り付け <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他

(出所：一宮市ウェブサイト)

【図表 4-3-5】住宅改修申請書例（東三河広域連合）

様式第 21 号 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修実施届出書 年 月 日

東三河広域連合長 様

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受けたいので、介護保険法施行規則第 75 条第 1 項・第 94 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

被保険者	フリガナ		被保険者番号																	
	氏名																			
	住所	〒																		
		電話番号(- -)																		
要介護度	申請中・要支援(1・2)・要介護(1・2・3・4・5)																			
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日																			
住宅改修の内容 (該当に○)	1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ()																			
工事施工業者	事業所名																			
	代表者名																			
	住所	〒																		
		電話番号(- -)																		
見積金額	金																			円
着工予定日	年 月 日																			
住宅の所有者: <input type="checkbox"/> 被保険者 <input type="checkbox"/> 被保険者以外(所有者が被保険者以外の場合は、次の項目に記入してください。) 別添の関係書類により、私の所有する住宅を改修することを承諾します。 ..住所..... ..氏名.....																				

(出所：東三河広域連合ウェブサイト <https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=230>)

(4) 介護サービス等諸費 介護予防住宅改修費 (N027)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>高齢者が住み慣れた自宅でも安全に暮らし続けるために、改修費への補助として、給付費の支給を行うものである。</p> <p>具体的な対象となる住宅改修は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廊下や階段、浴室、トイレ、玄関まわり等への手すりの設置 2. 段差解消のための敷居の平滑化、スロープ設置、浴室床のかさ上げ等 3. 滑り防止及び円滑な移動のための床材の変更
-------	---

	(畳・じゅうたん・板材等) 4. 扉の取り替え（開き扉・引き戸・折り戸等、ドアノブ交換等） 5. 洋式便座等への便器の取り替え 6. 上記の住宅改修に付帯して必要となる改修（下地補強、給排水設備工事、壁・柱・床材の変更等） （3）居宅介護住宅改修費とは、内容は同様であるが、対象者が要介護認定を受けた者か、要支援の認定を受けた者かの違いである。
事業の目的	高齢者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の自立を支援する。
対象者	要支援認定を受けている高齢者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	39,741,000	53,225,000	50,134,076
実績	37,943,223	45,535,947	50,134,076

(出所：市提供資料)

ウ 支給件数の推移

過去3年間の支給件数の推移は以下のとおりである。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	485	527	586

(出所：市提供資料)

エ 監査の結果

申請書、申請方法等、(3)居宅介護住宅改修費と同様であるため、指摘・意見については、(3)居宅介護住宅改修費参照。

(5) 特定入居者介護サービス費 (N028)

ア 事業の概要

事業の内容	非課税世帯で一定以上の資産を有していない被保険者を対象とし、介護保険施設に入居した場合（ショートステイ利用も含む）の食費や居住費（滞在費）の負担を軽減させる目的で支給する。
事業の目的	介護保険施設入居に対する負担を軽減する。
対象者	非課税世帯で一定以上の資産を有していない被保険者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	829,878,000	721,264,000	590,381,000
実績	809,407,494	680,646,962	571,831,045

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

あ. 介護保険負担限度額認定申請書の資産の確認について【意見31】

(現状)

申請者は介護保険負担限度額認定申請書を提出される際、資産の申告額について、通帳のコピー等の証憑を添付する。令和4年度の申請書を確認したところ、総合口座として普通預金・定期預金を開設しているにもかかわらず、普通預金のコピーのみが提出されているものが複数発見された。

この点、担当課に確認したところ、解約などで残高がゼロであると思われ、窓口にて提出された方には口頭で確認している場合もあるが、郵送の場合は、コピーが提出されていなければ、追加で定期預金がないことについては確認していないと回答を得た。

(意見)

資産の状況によっては、認定の可否が変わってくるものであるため、資産の額については慎重に確認するべきである。そのため、今後は、提出された書類から定期預金口座を開設していることが明確であれば、窓口にて定期預金の預入額がゼロ又は解約済みであることを口頭で確認した場合にはその旨を提出書類等へ記録する、郵送の場合には、定期預金残高がないことを申請者に問い合わせることが望まれる。

い. 更新時の提出書類の確認範囲について【意見 32】

(現状)

申請時に提出が必要な書類は、申請書及び資産に関する書類（2カ月以内に記帳した預金通帳、有価証券等に関する書類及び借用書等）である。

更新申請時は、市から提出用紙が郵送されるため、申請者は必要書類を返送するか窓口へ持ち込む。その後、担当課が提出書類を確認する。資産に関する書類は、預金や有価証券の動きや申請時の残高を確認している。

更新申請で提出された預金通帳については、2カ月以内に記帳した預金通帳残高がわかるページの提出を求めている。提出書類の中には、申請時の預金残高が一行のみ記載されたページの提出となり、一定期間の預金取引の記録が確認できない場合があった。

(意見)

通帳の一定期間の取引記録を確認することで、資金移動が把握でき、申告のあった資産以外の資産の存在を推測できる。例えば、申請日付近で多額の資金移動があれば、移動資産の移動先や用途を問い合わせることができる。

窓口での提出であれば、担当課は預金残高合計額以外のページを確認できる。しかし、郵送による提出の場合、取引を確認できる範囲が提出されたページに限られてしまい、申請者が所有する資産を網羅的に把握することができなくなる。また、預金残高が記載されたページのみ提出を求める状況は、申請者が恣意的に範囲を狭めることも可能となる。

例えば直近預金残高を含んだ見開き2ページ分の提出を求めるなど、申請日付近でまとまった金額の移動や支出がないか確認し資産の合計額を確認できるように、申請書類の提出範囲を見直すことが望ましい。

う. 資産に関する書類の聞き取り内容の記録について【意見 33】

(現状)

申請者から提出された資産に関する書類について、まとまった預金の引き出しがあった場合はその用途について聞き取りを行い、記録を残している。

申請書の資産の金額に、申請日付近の預金引出し額を加えると基準額を超える場合があったが、聞き取り内容の記録が残されていないものが見受けられた。

(意見)

申請日付近の預金引出し額を加えると基準額を超えるが認定した場合は、聞き取り内容を記録し、その判断の経緯を残しておくことが望まれる。

え. 市民への情報提供について【意見 34】

(現状)

介護保険負担限度額認定の申請時に、認定をするか否かの判断のため、現預金等の金額を申請書に記載する必要がある。一方で、一宮市のウェブサイトにもどのような種類の資産が現預金等に該当するのかについて明確に記載されているものがなかった。

【図表 4-3-6】一宮市のウェブサイト

介護保険負担限度額認定申請書 (介護保険)

ページID 1009915 更新日 令和5年5月22日 印刷 

書類の説明

介護保険負担限度額認定申請を行い認定されると、「介護保険負担限度額認定証」が発行されます。認定証をご利用の介護保険施設（ショートステイも含む）に掲示することで、食費や居住費（滞在費）が引き下げられます。2つ目のファイルが記入例です。

(注) 預貯金等の分かる書類（通帳の「表紙裏」・「残高が分かるページ」の写し、有価証券の写し等）を必ず添付してください。

- 申請の2カ月以内に記帳した上で写しを取ってください。
- 複数の通帳がある場合は全て必要になります。

(注) 2ページ分ダウンロードし、コピーなどで両面の様式に直してご使用下さい。

(出所：一宮市のウェブサイト (令和5年9月28日時点)
<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/dl-list/shinseisho/1046031/1009889/1009915.html>)

(意見)

現預金等の金額は、介護保険負担限度額認定の判断基準となりうるものであるため、漏れなく正確な金額を把握する必要がある。そのためには市民の理解が不可欠であり、市としても明確に情報を提供する必要がある。

他の自治体のウェブサイトでの公表例として、例えば、岡崎市では、介護保険負担限度額認定申請書の記載要領について記載したページがあり、下記の図のように現預金等の範囲を確認できる。市においても、これら他の自治体の例を参考に、ウェブサイト上で、市民に対する情報公開の観点からも、市民に対してより明確に情報提供を行うことが望まれる。

【図表 4-3-7】岡崎市のウェブサイト

【預貯金等の範囲】 対象とする預貯金等については、以下のとおりです。

複数ある場合はそのすべてについて、写しを添付してください。

配偶者「無」の場合は、被保険者本人の名義のみ、配偶者「有」の場合は、夫婦いずれの名義でも写しが必要です。夫婦以外のかたの写しは必要ありません。

種類	対象	確認方法
預貯金（普通・定期） 【写しの必要な箇所】 ①表紙の裏面、②普通預貯金の直近残高、③定期預貯金の直近残高	○	通帳の写し（複数ある場合はすべての通帳。申請日の2か月前までに記帳したもの。インターネットバンキングは、口座残高ページの写しも可）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀など	○	購入先の銀行など口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証明、残高証明など
不動産（家屋、土地など）	×	—
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財・ゴルフ場会員権など）	×	—

（出所：岡崎市のウェブサイト（令和5年9月28日時点）

https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1183/1139/p002243_d/fil/0308hutangendo-kisairei.pdf

（6）総合行政システム（介護保険系）保守委託料（N029）

ア 事業の概要

事業の内容	介護保険系の総合行政システムに関する保守委託
事業の目的	システムに関する保守委託

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	10,379,000	10,379,000	10,379,000
実績	9,475,745	10,378,280	10,378,280

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(7) 総合収納システム業務委託料 (N030)

ア 事業の概要

事業の内容	総合収納システムに関する業務委託料
事業の目的	システムに関する業務委託

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	1,114,000	1,198,000	1,198,000
実績	1,024,927	1,168,133	1,154,529

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(8) 総合行政システム (介護保険系) 改修業務委託料 (N031)

ア 事業の概要

事業の内容	介護保険系の総合行政システムに関する改修業務委託
事業の目的	システムに関する改修業務委託

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	16,467,000	13,275,000	1,760,000
実績	16,467,000	13,274,800	1,760,000

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(9) 認定調査委託料 (N032)

ア 事業の概要

事業の内容	<p>要介護認定をするためには、被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項についての調査が必要である。</p> <p>当該認定調査の一部について、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、指定市町村事務受託法人その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（指定居宅介護支援事業者等）又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託している事業である。</p>
事業の目的	要介護認定のため委託する。
対象者	指定居宅介護支援事業者等、介護支援専門員

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	20,530,000	23,244,000	22,738,000
実績	14,317,942	14,658,199	21,292,249

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

あ. 請求書の様式について【指摘7】

(現状)

認定調査委託業者が使用する請求書様式第5に日付欄が設けられていないにもかかわらず、市で保管している認定調査委託業者から受領したとされる請求書を確認したところ提出される月毎に同じ日付が記載されていた。

請求書様式第5に日付欄が設けられていないため、認定調査委託業者から受領した請求書に対し担当課が形式的に請求書の受領日を記載していたためである。

【図表4-3-8】一宮市認定調査委託料請求書様式

様式第5												
年 月分認定調査委託料請求書												
(訪問調査用)												
(あて先) 一宮市長												
法人等住所												
法人(事業所)名												
代表者職・氏名												
(事業所名: _____)												
下記のとおり請求します。												
金額	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>円</td></tr></table>											円
										円		
(振込口座)												
金融機関名	銀行・信用金庫・農業協同組合											
支店名	支店											
口座番号	預金種別 普通・当座											
口座名義人	フリガナ											
(内訳) 別紙実績表のとおり												
訪問調査 () 件 × 円												

(出所：一宮市のウェブサイト (令和5年10月27日時点)

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/dl-list/shinseisho/1046031/1009889/1033507.html>)

【図表 4-3-9】 実際の認定調査委委託料請求書

118

様式第5

R3 年 9 月分認定調査委託料請求書
(施設調査用)

(あて先) 一宮市長 令和4年 5月10日

法人等住所 [REDACTED]
法人(事業所)名 [REDACTED]
代表者職・氏名 [REDACTED]
(事業所名) [REDACTED]

下記のとおり請求します。

金額 [REDACTED] 円

(振込口座)

金融機関名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
口座名義人	[REDACTED]

(内訳) 別紙実績表のとおり

施設調査 ([REDACTED]) 件 [REDACTED] 円

(出所：一宮市で保管されていた請求書)

(指摘)

契約書において、請求書の受領日から30日以内に支払うと定められているため、認定調査委託業者からの請求書の受領日を正確に把握する必要がある。

正確な請求書の提出日を把握する必要がある中で、請求書様式に日付欄を設けていないことは業務管理上適切であるとは言えず、請求書様式の見直しが必要である。

い. 認定調査委託業者による請求書発行遅滞について【意見 35】

(現状)

認定調査日と請求書の受領日が乖離している状況が散見されていることについて担当課に質問したところ、業者に対して催促はしているものの、催促に関する明確なルールが定められていないとの回答を得た。

(意見)

認定調査の委託件数が多い業者については基本的に継続的な調査委託となるため月次請求書を受領している。そのため、委託件数の少ない業者が請求書の発行遅滞を起こす傾向にあり、請求書の発行遅滞に関する一業者当たりの委託料は少ない。

しかし、中には半年以上遅滞している業者もあり、長期的な請求書の発行遅滞が積み重なると年度予算管理上の問題を引き起こす可能性もあるため、請求書を発行していない業者に対する催促を行うための明確なルールを定めることが望まれる。

(10) 介護認定審査会委員報酬 (N033)

ア 事業の概要

事業の内容	介護認定審査会は、被保険者の要介護度の審査、判定を行うものである。委員は、医師や歯科医師、社会福祉士等で構成されている。 委員は毎月複数回行われる審査会にて、要介護度の判定を行う。委員に対して、市は報酬として日額23,400円を支払っている。
事業の目的	要介護度の判定のため、適切かつ公平な審査を行う。
対象者	介護認定審査会委員

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	49,725,000	49,725,000	54,666,000
実績	48,882,600	48,484,800	50,310,000

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

(11) 第1号被保険者保険料還付金 (N034)

ア 事業の概要

事業の内容	第1号被保険者が介護保険料を納付した後、年度途中に市外へ転出した場合や、前年度所得が減少した場合の課誤納保険料について、市が被保険者に対して還付を行うものである。
事業の目的	過誤納保険料の還付
対象者	第1号被保険者

イ 予算と実績の比較

過去3年間の予算と実績の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	6,531,000	4,860,000	4,860,000
実績	4,697,200	4,311,600	4,424,100

(出所：市提供資料)

ウ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

4 監査の結果【施設往査】

(1) 地域包括支援センターまちなか

ア施設の概要

所在地	一宮市松降1丁目2-18
市との契約形態	委託
事業内容	総合的なサービス拠点として、身近な地域で高齢者に関する様々な相談を受け付け、心身の状態に合わせた支援を提供する。 介護保険制度で要支援1、要支援2と認定された方と、あんしん介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）において事業対象者と判定された方の介護予防プラン等を作成する。 また、市の福祉サービスの紹介や申請代行に加え、地域の様々なサービスを紹介する。

【図表4-4-1】施設外観



(出所：地域包括支援センターまちなかパンフレット)

イ 監査の結果

あ. 市からの貸与備品の管理について【指摘8】

(現状)

地域包括支援センターまちなか及び地域包括支援センターちあきの両施設に

において、市からの貸与品であるパソコン4台、プリンター1台及びルーター一式について備品台帳の登録番号が記載された市の備品管理ラベルが貼付されていなかった。備品管理ラベルが貼付されていないことについて担当者へ質問したところ、上記備品は全てリースであるため、市の備品管理番号では管理していないこと、複数台あるパソコンは番号ラベルを貼付して管理していること、プリンターとルーターは1台ずつであることから製造時に貼られる品番と製造番号ラベルで管理していること、当該備品のリース期間が満了し、市へ所有権が移転した後は市の備品管理ラベルを貼付する予定であることについて回答が得られた。なお、上記リース品以外の貸与備品については市の備品管理ラベルが貼られていた。

(指摘)

市の物品と委託先の物品を明確に区分して管理されていない場合、委託先が誤って市からの貸与品を処分してしまう可能性も考えられる。市からの貸与備品であることを明らかにする点及び件数管理の点から、件数が少ないリース品についてもパソコンと同様に市のラベルを貼付し番号管理するべきである。担当者の異動等が生じて安定して管理されるよう、統一的に適用すべきである。

(2) 地域包括支援センターちあき

ア施設の概要

所在地	一宮市千秋町塩尻字山王1 (千秋病院内)
市との契約形態	委託
事業内容	<p>総合的なサービス拠点として、身近な地域で高齢者に関する様々な相談を受け付け、心身の状態に合わせた支援を提供する。</p> <p>介護保険制度で要支援1、要支援2と認定された方と、あんしん介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）において事業対象者と判定された方の介護予防プラン等を作成する。</p> <p>また、市の福祉サービスの紹介や申請代行に加え、地域の様々なサービスを紹介する。</p>

【図表 4-4-2】施設外観



(出所：Google Map)

イ 監査の結果

地域包括支援センターまちなかと同内容の指摘・意見であったため、(1) 地域包括支援センターまちなかを参照。

(3) 葉栗いこいの広場

ア 施設の概要

所在地	一宮市光明寺字豊手 37-1
市との契約形態	指定管理
事業内容	健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場の提供、その他市長が必要と認める事業を実施する。
利用対象者	市内に在住する満 60 歳以上の方

【図表 4-4-3】施設外観



(出所：監査人が撮影)

イ 監査の結果

あ. 個人情報の管理について【指摘 9】

(現状)

葉栗いこいの広場では、毎月 2 回、医師を招いて利用者を対象とした健康相談を行っている。施設内には、健康相談専用の部屋が設けられており、相談日以外は施錠し、施設関係者による清掃の他は、施設利用者が出入りできないよう管理されていた。

当該相談室内には、相談者の相談記録が鍵付きの棚に保管されていたが、当該棚は施錠されておらず、その鍵は棚の鍵穴に刺したままで、入室さえできれば自由に記録を閲覧可能な状態であった。また、訪問日当日は、部屋の鍵はかかっていたものの、窓は開いており、外からの侵入も可能な状態であった。当該個人情報の管理者について指定管理者へ質問したところ、相談記録や鍵を含め健康相談室内の管理は、健康相談を委託している医師及び看護師が行っているとの回答が得られた。

【図表 4-4-4】 葉栗いこいの広場 相談室キャビネット



(出所：監査人が撮影)

(指摘)

相談日以外の時間は部屋自体が施錠されるため、医師は棚の施錠をしていないのかもしれないが、相談室の鍵は指定管理者が管理していること、清掃や換気のため医師及び看護師の不在時に管理者以外の者が当該相談室へ入室する機会もあることから、個人情報を保管する棚が未施錠な状況は適切ではない。

施設内の個人情報が適切に取り扱われるよう、指定管理者は、個人情報を保管する棚は施錠し、鍵は刺したままにせず、適切な場所へ保管するよう、当該医師及び看護師を指導すべきである。

い. 寄贈品の管理について【指摘 10】

(現状)

担当課は、寄贈品についても備品台帳へ記録し、現物には備品台帳の登録番号が記載されたラベルを貼付して備品管理を行っている。

葉栗いこいの広場では、寄贈を受けた将棋盤 2 台について、備品台帳に掲載がなく、また備品台帳を紐づける備品管理ラベルが貼付されていなかった。

(指摘)

購入、所管換え、寄贈にかかわらず取得した備品は備品台帳に登録する運用となっていることから、上記 2 台についても備品台帳に登録し管理するべきである。整備した制度が形骸化することを防ぐため、制度は適切に運用する必要がある。

う. ベランダの補修について【意見 36】

(現状)

葉栗いこいの広場の2階にはベランダが設置されているが、経年劣化によりそのタイルが剥がれていた。

【図表 4-4-5】 葉栗いこいの広場 2階ベランダ



(出所：監査人が撮影)

(意見)

施設利用者がベランダへ出ることはなく、利用者の安全を直接脅かすものではないが、タイルの破損部分から雨漏りにつながることを考えられる。大きな改修が必要となる前に修繕工事を行い、予防保全に努められたい。

え. 倉庫内の物品整理について【意見 37】

(現状)

倉庫内に使われていない物品が散見された。当該物品を保管している経緯について担当課へ質問したところ、介護保険法が改正される以前から、当施設で介護予防事業を行っていた際に使用された物品であり、指定管理者の所有物ではないため、使用されないまま現在まで保管しているとの回答を得た。

【図表 4-4-6】 葉栗いこいの広場 2階倉庫内



(出所：監査人が撮影)

(意見)

拾得物の管理のように、一定程度の保管期間を設け、所有者が現れなければ適宜処分することが望まれる。使い道がなく不要なものは処分する、他に転用できるものがあれば活用するなどして、倉庫内に長期的に滞留している物品を整理することが望ましい。

お. 施設利用者の拡大について【意見 38】

(現状)

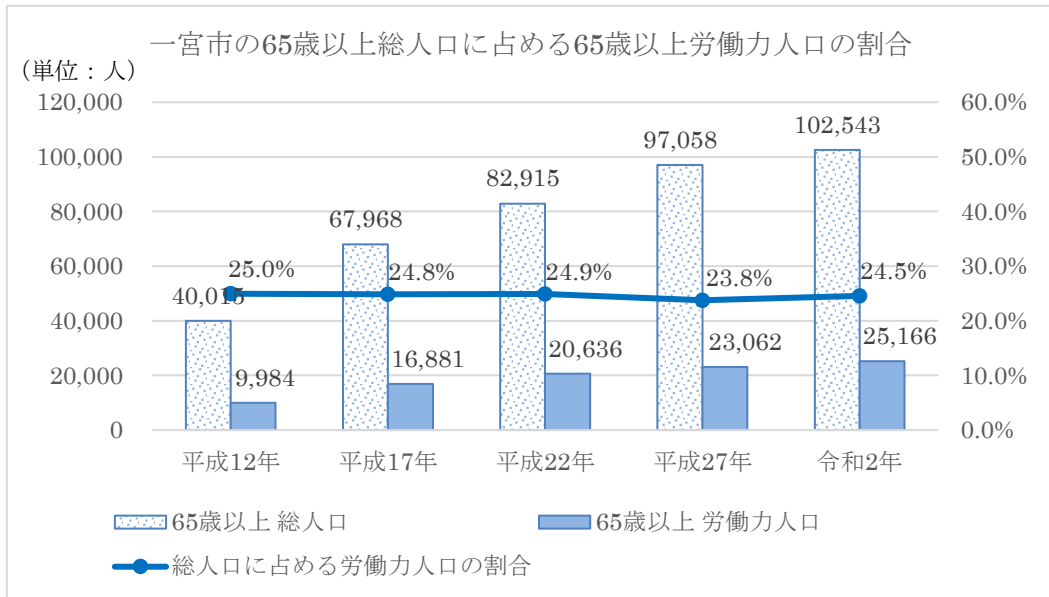
当該施設利用者の年齢について指定管理者へ質問したところ、利用対象は市内在住の 60 歳以上であるが、実際の利用者は 80 代以上の方が多く、高齢者施設の高齢化が進んでいるとのことであった。

一宮市葉栗連区の人口は、令和 5 年度 10 月 1 日現在において 16,249 人である。そのうち、80 歳以上は 1,122 人、60 歳以上 80 歳未満は 2,234 人である。80 歳以上の高齢者が施設利用者の中心ということは、想定している対象者の 3 分の 2 の者に対しては、施設を利用したい気持ちを持ってもらえていない状況である。

この理由として、定年を過ぎても働いている高齢者が増えていることが考えられたため、利用対象者の就労状況を確認することにした。

第 2 1 (3) の労働力人口の分析では、65 歳以上総人口に占める 65 歳以上の労働力人口の割合に大きな変動はなかった。

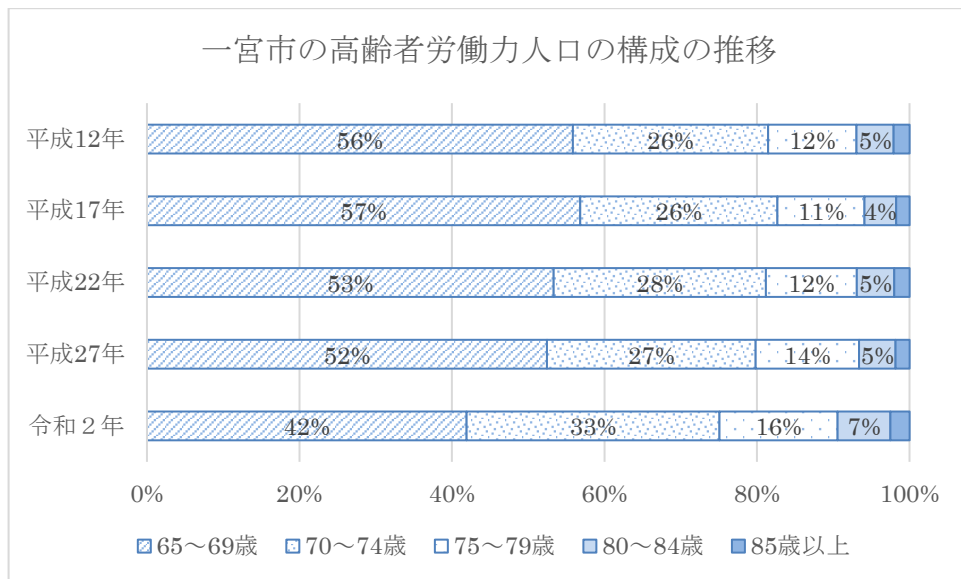
【図表 4-4-7】一宮市の 65 歳以上総人口に占める 65 歳以上労働力人口の割合



(出所：平成 12 年～令和 2 年国勢調査より 監査人が作成)

高齢者労働力人口の構成の推移は、【図表 4-4-8】が示す通り、現在に近づくほど、65 歳以上 69 歳以下が占める割合が 10 ポイント減り、70 歳以上の労働力人口の割合が、全体的に増加している。

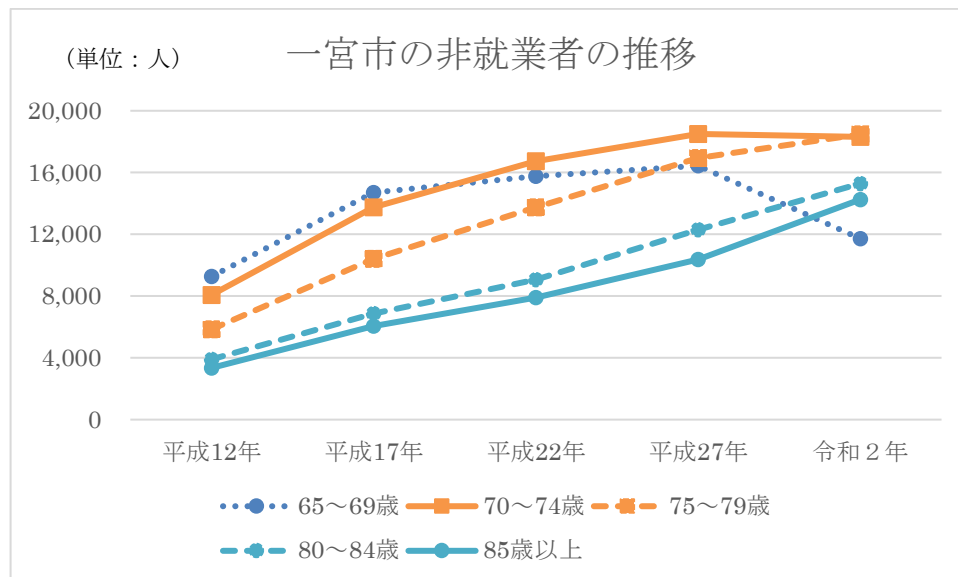
【図表 4-4-8】一宮市の高齢者労働力人口の構成の推移



(出所：平成 12 年～令和 2 年国勢調査より 監査人が作成)

また、高齢者の各年代における非就業者数（総人口－就業者人口）は、【図表4-4-9】が示す通り、65歳以上69歳以下の世代は平成27年から令和2年にかけて減少しているが、70歳以上の年代は軒並み右肩上がり増加している。

【図表4-4-9】一宮市の非就業者の推移



(出所：平成12年～令和2年国勢調査より 監査人が作成)

以上のことを踏まえると、対象年齢の人口は増え続けているにもかかわらず、利用者数が伸び悩んでいる状況は、施設の在り方と現在の高齢者のニーズにずれが生じている部分があるのではないかと考えられる。また、従来の施設のイメージが80歳未満の元気な高齢者を遠ざけていることも一因ではないかと考えられた。

(意見)

施設の有効利用の観点から、様々な年代の高齢者の利用促進を図ることが望ましい。

若い年齢層の高齢者の利用を促す方法として、彼らの趣味と重なるような分野や、高齢者のイメージを払拭するイベントを開催することが考えられる。例えば、体を動かすことを目的とすると、ヨガ、フラダンス、太極拳、社交ダンスなどが挙げられる。認知症を予防し頭を使うことを目的とすると、語学、フラワーアレンジメント、カメラ教室などが挙げられる。また、施設を起点としたウォーキングを開催し、その後、入浴施設を利用してもらう、休息に利用してもらうなど、施設に来てもらうきっかけとなるイベントを開催することも考えられる。

(4) 朝日西つどいの里

ア施設の概要

所在地	一宮市上祖父江字下り江8-1
市との契約形態	指定管理
事業内容	市民の福祉の向上を図る介護予防拠点施設として、市民が要介護状態にならないよう予防するための事業および健康増進のための事業を実施する。
利用対象者	利用制限なし

【図表4-4-10】施設外観



(出所：Google Map)

イ 監査の結果

あ. 物品の管理について【指摘11】

(現状)

朝日西つどいの里に併設されている陶芸室内の備品について、下駄箱以外の備品が市の備品台帳へ登録されていなかった。登録されていない理由について担当課へ質問したところ、所管換えしたもののその手続きが完了していないものや、旧尾西市から引継いだ備品のうち尾西市の備品台帳に登録されていなかったものは合併後の一宮市の台帳へ登録されていないとの回答が得られた。また、指定管理者へ備品の实地棚卸の実施の有無と実施方法を質問したところ、市から提供された備品台帳をもとに毎年度12月に实地棚卸を実施し、備品台帳に記載のない備品は書き出して市へ報告しているとの回答を得た。

【図表 4-4-11】 朝日西つどいの里 陶芸室の所管換え手続きが未完了の机と管理ラベルがない秤



(出所：監査人が撮影)

【図表 4-4-12】 朝日西つどいの里 陶芸室の管理ラベルのない電気釜



(出所：監査人が撮影)

【図表 4-4-13】 朝日西つどいの里陶芸室 管理ラベルはあるが台帳登録がない土練り機



(出所：監査人が撮影)

(指摘)

陶芸室の物品を適切に管理するために、備品台帳に登録すべきものと登録が不要なものを整理し、登録が必要な備品はもれなく登録し、管理ラベルを貼付すべきである。また、毎年の実地棚卸において、備品登録されていないものの報告があった場合には、現物を確認し、備品台帳への登録を行うべきである。

い. 陶芸室の利用団体における使用状況について【指摘 12】

(現状)

陶芸室は朝日西つどいの里に併設する施設として平成 29 年に建設された。団体利用が原則であるが、利用団体に年齢制限はなく、利用方法は団体利用申請書を市へ提出することによる。

当該施設の利用団体は 1 団体のみであったが、この団体は、施設内に団体の所有する書籍、陶芸用の粘土や釉薬および仕掛中の作品が置かれ、写真（【図表 4-4-14】）のように施設内を占有している状況であった。

【図表 4-4-14】朝日西つどいの里 陶芸室内に置かれている、利用団体の所有物の写真



(出所：監査人が撮影)

この団体は、施設の一部または全部を占有して利用する場合に提出する「特別利用許可申請書」を提出していたが、限られた期間について申請されており、常時占有することを記入した申請内容ではなかった。

(規範・基準)

一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第1項によると、占有する場合、特別利用許可申請書の提出が必要である。

一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例施行規則

第3条(特別利用)

つどいの里の施設の全部又は一部を占有して利用しようとする者は前条第1項の規定にかかわらず、一宮市つどいの里特別利用許可申請書を利用しようとする日の7日前までに、市長に提出しなければならない。

(指摘)

当該団体は特別利用許可申請書を提出しているものの、当該申請書に記載し、承認されている期間は実際に施設内で作業する期間であり、施設の利用状況を適切に反映した期間での申請内容となっていない。したがって、上記の写真に

あるような状態で利用団体が当該陶芸室を占有できる根拠がない。中長期にわたり施設を占有するのであれば、実情に沿った期間を記載した上で、市長の承認を得るべきである。

う．陶芸室の特定の団体による利用状況について【指摘 13】

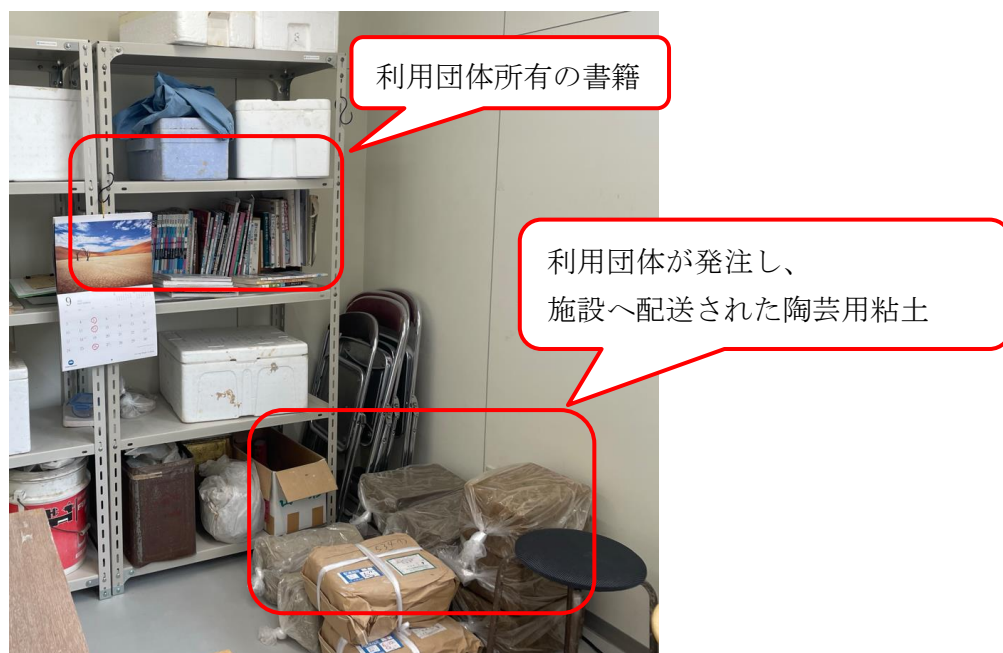
(現状)

当該施設の利用料金は無料である。例外として、陶芸作品の焼き上げに電気釜を使用するため、これにかかった電気料金は、後日、担当課から利用者に請求される。

当該施設の利用者実績は上記「指摘. い」に記載した1団体である。当団体以外の施設利用は、担当課の主催する親子陶芸室や七宝焼教室のイベント時のみである。当イベントでは陶芸室を使わず、隣の会議室で作業を行い、焼き上げ時のみ窯を使用するとのことである。市のイベント時に陶芸室を使わない理由について担当課へ質問したところ、利用団体の作成中の作品等が置いてあり、作業スペースが少ないことや、作品等を壊してしまっただけのためとの回答を得た。

公共の施設であるにもかかわらず、電気釜の電気料金を負担するのみで1団体が施設全体を常時占有している現状は、利用希望者に公平な利用の機会が与えられているか、公共施設の利用の在り方として適切なのかという観点から疑問が残る。

【図表 4-4-15】 朝日西つどいの里 陶芸室内に置かれている、利用団体の所有物 2



(出所：監査人が撮影)

【図表 4-4-16】 朝日西つどいの里 陶芸室内に置かれている、利用団体の所有物 3



(出所：監査人が撮影)

(指摘)

1つの団体の占有が中長期にわたっていることで、他の利用希望者の利用を阻むのであれば、当該団体と他の納税者との負担の公平性を確保するため、当該団体には受益相応の負担を求めるべきである。

もしくは、施設の利用ルールを明確に定め、市民に公平に利用の機会が与えられる運用とするべきである。例えば、ふじみ野市やさいたま市の陶芸施設では、持ち込まれた材料・道具類は使用のつど持ち帰ることを利用上の注意事項として運営しているため、参考とされたい。

【利用上の注意】

- 作陶・窯の利用の際は「指導者」または「電気窯の経験者」の付き添いでご利用ください。
- 使用后、電動ろくろの付着物はふき取ってください。また、飛び散った粘土がないか周囲をご確認ください。
- 粘土・釉薬・道具類は、使用のつどお持ち帰りください。
- 一度納入された使用料は、お返しできませんのでご注意ください。
- 利用日当日は、利用時間の10分前から総合インフォメーションカウンターで受付を開始します。利用許可書兼領収書をご提示の上、部屋の鍵を受け取ってください。
- 利用時間（準備と片付けも含む）および定員を守ってご利用ください。定員にはお子様も含まれます。
- 施設の利用が終了したら原状に回復し、係員による点検を受けた後、退出してください。
- お部屋内での飲食・喫煙はできません。また、ゴミはお持ち帰りください。
- 施設・設備の損傷および滅失した時は、損害を弁償していただきます。

(出所：さいたま市 プラザノース陶芸アトリエ、利用上の注意)

5 利用に際しての注意事項

(1) 利用許可書の提示

利用当日、利用者(主催者)は必ず管理事務室(受付)で「利用許可書兼納付書兼領収書」を提示してください。

提示後、利用する施設の鍵を貸出します(施設等によっては、施設の開閉に係員が行う場合があります。)

(2) 利用時間の厳守

利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。時間内にすべてが行えるように無理がないスケジュールを計画してください。

(3) 定員の厳守

定員を超えての利用はできません(P7参照)。乳幼児も定員に含まれます。

(4) 終了点検と鍵等の返却

① 利用が終わりましたら、貸出備品はすべて所定の位置に返却する等、原状回復し、「施設利用チェック表」の各項目を確認し、「部屋の鍵」と併せて管理事務室までご持参ください。

② 持ち込まれた材料、用具、機材等は、必ずお持ち帰りください。

③ 利用者による施設の原状回復が行われない場合は、管理者がこれを行い要した費用は利用者の負担とします。

(出所：ふじみ野市 ふじみ野ステラ・イースト、利用に際しての注意事項)

(5) 浅野いこいの広場

ア 施設の概要

所在地	一宮市浅野字八剣 67-1
市との契約形態	指定管理
事業内容	公園の集会場としても使用している。 1階と2階に部屋があり、1階は有料、2階は無料で貸し出しを行っている。 そのほかコピー機や公衆電話の利用料を徴収している。
利用対象者	市内在住の60歳以上の方

イ 監査の結果

あ. 現金実査について【指摘 14】

(現状)

徴収した現金は施設内金庫に入れられ、月末にまとめて市が回収をしている。現金残高は月末の回収の段階で一致を確認しているものの、適宜現金実査は行われていない。

(指摘)

現金はそれ自体に盗難のリスクがあり、また入出金時の誤りなどのリスクもある。所持している現金は少額であるものの、現金実査が1カ月間されないとすると、残高差が発生した場合の原因把握も困難となる。

現金の横領や紛失を防ぎ、適切に管理するためにも月次では無く、日次や入出金都度などによる適宜の現金実査を行う必要がある。

い. 避難経路の点検について【指摘 15】

(現状)

緊急時の2階からの避難経路として避難用の階段が建物に取り付けられているものの、点検されておらず、錆びている状態であり、使用できるか不明な状態であった。

また、階段が取り付けられている壁についても剥がれ落ちている部分があり、安全性から利用が差し控えられている状況にある。なお、階段を降りた先も草が生えており、緊急時の避難に利用できない可能性がうかがわれる。

(指摘)

2階からの避難経路としては、屋内の階段と、当該非常階段の2つがあるが、

現状では屋外の非常階段は利用できる状況にはない。緊急事態に備えて避難階段や壁について点検を行う必要がある。

【図表 4-4-17】 非常階段の現状 1



全体的に、錆がひどく経年劣化が進んでいる

(出所：監査人が撮影)

【図表 4-4-18】 非常階段の現状 2



(出所：監査人が撮影)

【図表 4-4-19】 非常階段の現状 3



(出所：監査人が撮影)

う. 使用料の算定根拠について【指摘 16】

(現状)

浅野いこいの広場は1階の会議室については使用料を徴収しているものの、2階集会室は無料で貸し出しをしている。理由について、担当者にヒアリングを行ったところ、慣習的に実施しており、詳細は残っていないが、以下の理由が考えられるとの事であった。

浅野いこいの広場は浅野公園内に設置される施設であり、浅野公園集会場と合わせて運営されている。これは、都市公園法施行令第16条において規定される、公園施設内にある建築物内に設置される社会福祉施設であると整理できる。

このため、主として1階の会議室を団体に貸し出す際には一宮市都市公園条例に基づく使用料（下表参照）が設定され使用料を徴収している。また2階集会室や1階の一部の施設を社会福祉施設として用いる場合には使用料を徴収していない。

【図表 4-4-20】 浅野公園(集会場)の料金

区分	単位	使用料
1階	午前9時から午後0時30分まで	550円
	午後1時から午後4時30分まで	550円
	午後5時から午後9時まで	900円

2階	午前9時から午後0時30分まで	1,200円
	午後1時から午後4時30分まで	1,200円
	午後5時から午後9時まで	2,000円

(出所：一宮市都市公園条例別表第8)

(指摘)

現状に記載のとおり、浅野いこいの広場は公園施設及び社会福祉施設いずれの機能も有する施設であると言える。しかし、当該施設ではこれらの料金体系区分は意識されることなく慣例上分類され徴収されている。また、当該施設の位置づけが明確化されていない。

この結果、従来から利用料を取っている団体の中にも高齢者団体であるため利用料を支払う必要のない団体が発見された。

これは現状の料金体系上と矛盾のある徴収になっており、慣習的な徴収では無く、現状の料金徴収体系上の位置づけを明確にした上で徴収すべきである。

(意見)

なお、複数の事業目的により1つの施設を設置する複合化は、公共施設管理の観点から、昨今重要な課題となっている。複合化した場合の料金設定や規程整備の在り方を検討する上でも、当該情報整理は有益であると考えられるため、汎用的に整理されることが望まれる。

(6) 丹陽いこいの広場

ア 施設の概要

所在地	一宮市多加木3丁目5-11
市との契約形態	指定管理
事業内容	レクリエーション等に利用されている。浴場や公衆電話、コピー機で現金を徴収している。
利用対象者	市内在住の60歳以上の方

イ 監査の結果

あ. 備品管理について【指摘17】

(現状)

資産が適切に管理されているかの観点から、備品台帳を閲覧するとともに、説明聴取並びに実査を行い、その管理状況を確認した結果、備品台帳に記載されていないながら、備品管理ラベルが貼られていない備品(例：バスケットゴール)

があった。

(指摘)

市の備品と指定管理者の備品を明確に区分して管理されていない場合、指定管理者が誤って市からの貸与品を処分してしまう可能性も考えられる。そのため、市からの貸与物品については、漏れなく市の備品管理ラベルを貼付し、管理する運用を徹底すべきである。

【図表 4-4-21】 備品管理ラベルが貼付されていなかった備品



(出所：監査人が撮影)

い. 倉庫内の物品について【意見 39】

(現状)

倉庫内に使われていない物品が散見された。倉庫の場所をとっており、まだ利用ができそうなものもあった。当該物品を保管している経緯について担当課へ質問したところ、介護保険法が改正される以前から、当施設で介護予防事業を行っていた際に使用された物品であり、現指定管理者の所有物ではないため、使用されないまま現在まで保管しているとの回答を得た。

(意見)

拾得物の管理のように、一定程度の保管期間を設け、所有者が現れなければ適宜処分することが望まれる。使い道がなく不要なものは処分する、他に転用

できるものがあれば活用するなどして、倉庫内に長期的に滞留している物品を整理することが望ましい。

【図表 4-4-22】丹陽いこいの広場 倉庫内



(出所：監査人が撮影)

(7) 高齢者生きがいセンター

ア 施設の概要

所在地	一宮市木曾川町黒田字西沼 51 番地
市との契約形態	指定管理
事業内容	原則 60 歳以上の方に、働く場所、地域交流等の生きがい活動の場を提供
利用対象者	原則 60 歳以上の方

【図表 4-4-23】 施設外観



(出所：監査人が撮影)

イ 監査の結果

あ. 屋上の修繕について【意見 40】

(現状)

施設について確認を行ったところ屋上の床が一部へこんでおり、雨水がうまく排水されていない箇所があった。

【図表 4-4-24】 高齢者生きがいセンター屋上



排水されず水が溜まっている

(出所：監査人が撮影)

(意見)

担当者にヒアリングを行ったところ、修繕については他施設との兼ね合いがあり、現時点では該当箇所について修繕が実施される予定はないとの回答を得た。施設利用者が屋上に出ることはなく、利用者の安全を直接脅かすものではないが、排水不良により雨漏りにつながることが考えられる。大きな改修が必要となる前に修繕工事を行い、予防保全に努められたい。

い. 備品台帳の記載項目について【意見 41】

(現状)

資産が適切に管理されているかの観点から、備品台帳を閲覧するとともに、担当課へ説明聴取並びに実査を行い、その管理状況を確認した結果、下記の発見事項があった。

備品台帳には、取得番号、取得日、処理状態、品名、規格、取得金額の項目が設けられていたが、規格については 122 件中 6 件しか記載されておらず、また、備品台帳には保管場所の記載項目もないことから、備品台帳を閲覧しても資産がどこに保管されているのか担当課も読み取れない状況にあった。

(意見)

盗難や紛失を早期発見するためにも資産の保管場所を特定できるようにしておくことは、資産管理責任を果たす上で当然に求められるものである。

事後的にでも情報を補完し、資産の適正な保管確認ができるような、備品台帳を整備しておくことが望まれる。

う. 備品の廃棄について【意見 42】

(現状)

備品台帳に記載されている資産が実在するか、また、施設にある資産が適切に備品台帳に記載されているかの観点から実査を行った結果、長期間使用不能な状態にあるが、廃棄手続きが行われず備品台帳に残ったままになっているものが 2 件発見された。

品名	物品番号
業務用掃除機	1003280558
多機能電話機	1003202031

(意見)

備品台帳の作成目的は、価値のある資産を適切に管理することである。そのため、売却・使用することのできない資産が備品台帳に記載されていることは資産管理上望ましくない。

不要な資産が備品台帳に記載されていると、施設の資産価値を誤認してしまう可能性や、備品台帳に記載されている以上、実査の対象となり、不要な管理コストが現に生じる。

売却・使用することのできない資産は、一定の時期に現物廃棄を実施した上で、備品台帳から削除しておくことが望まれる。

(8) 木曾川いきいきセンター

ア 施設の概要

所在地	一宮市木曾川町門間字沼間 35
市との契約形態	指定管理
事業内容	高齢者のための福祉施設
利用対象者	市内在住の 60 歳以上の方

【図表 4-4-25】施設外観



(出所：監査人が撮影)

イ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見とすべき事項は発見されなかった。

指摘意見まとめ一覧

監査の結果、全体および各事業に対して、指摘 17 件、意見 42 件にかかる事項が発見された。

NO	対象事業	区分	指摘意見
1	全体	意見 1	第 8 期一宮市高齢者福祉計画の評価について
2	全体	意見 2	福祉施設の統廃合について
3	全体	意見 3	取引金額の課税非課税の認識について
4	配食サービス事業委託料	意見 4	検便の実施の有無の確認について
5	配食サービス事業委託料	意見 5	利用者による配食サービスの実績確認の頻度について
6	配食サービス事業委託料	指摘 1	市による各業者の利用人数の把握について
7	緊急通報業務等委託料	意見 6	緊急通報システムの内容のウェブサイトでの公表について
8	緊急通報業務等委託料	意見 7	無線型の導入の検討について
9	ねたきり高齢者等見舞金	意見 8	将来的な事業内容の検討について
10	福祉タクシー料金給付費	意見 9	利用済みタクシー料金助成利用券について
11	いきいきセンター費 施設修繕料	意見 10	印紙税の納税もれについて
12	長寿祝報償費	意見 11	持続可能な制度への検討について
13	高齢者作業センター指定管理料	意見 12	高齢者作業センターの就労者数増加のための啓蒙活動について
14	高齢者生きがいセンター指定管理料	意見 13	生きがいセンターでの相談事業の実施について
15	シルバー入浴浴場使用料	意見 14	助成券交付結果の供覧について
16	自動車運転管理業務委託料	意見 15	契約距離に満たなかった場合の対応について
17	自動車運転管理業務委託料	意見 16	燃料代相当額の返還を求めないと判断した根拠について
18	地域包括支援センター委託料	指摘 2	実績報告書の提出状況について
19	地域包括支援センター委託料	意見 17	委託料における事務費分の設定基準について
20	地域包括支援センター委託料	意見 18	委託料の基準値の見直しについて
21	地域包括支援センター委託料	意見 19	配置人員のチェックについて
22	認知症初期集中支援チーム派遣委託料	指摘 3	委託契約に関する消費税の課税区分について
23	認知症初期集中支援チーム派遣委託料	意見 20	委託料における人件費の算定根拠について
24	認知症初期集中支援チーム派遣委託料	指摘 4	契約書の文言について
25	後期高齢者福祉医療費 医療給付費	指摘 5	受託事業者からの提出書類の保管について
26	後期高齢者福祉医療費 医療給付費	意見 21	個人情報取扱いに関する受託事業者の監督について
27	後期高齢者福祉医療費 医療給付費	意見 22	医療費の領収書原本の確認について

NO	対象事業	区分	指摘意見
28	後期高齢者福祉医療費 医療給付費	意見 23	領収書原本の押印について
29	後期高齢者福祉医療費 医療給付費	意見 24	領収書の保管について
30	第1号被保険者保険料【歳入】	意見 25	猶予制度の利用
31	第1号被保険者保険料【歳入】	意見 26	介護保険システムの権限
32	介護サービス等諸費 居宅介護福祉用具購入費	意見 27	支給申請書の様式について
33	介護サービス等諸費 居宅介護住宅改修費	意見 28	工事費用の相見積りについて
34	介護サービス等諸費 居宅介護住宅改修費	意見 29	申請時の退院の確認について
35	介護サービス等諸費 居宅介護住宅改修費	指摘 6	事前申請書の記載漏れについて
36	介護サービス等諸費 居宅介護住宅改修費	意見 30	住宅改修支給申請書の様式の簡略化について
37	特定入居者介護サービス費	意見 31	介護保険負担限度額認定申請書の資産の確認について
38	特定入居者介護サービス費	意見 32	更新時の提出書類の確認範囲について
39	特定入居者介護サービス費	意見 33	資産に関する書類の聞き取り内容の記録について
40	特定入居者介護サービス費	意見 34	市民への情報提供について
41	認定調査委託料	指摘 7	請求書の様式について
42	認定調査委託料	意見 35	認定調査委託業者による請求書発行遅滞について
43	地域包括支援センターまちおか / 地域包括支援センターちあき	指摘 8	市からの貸与備品の管理について
44	葉栗いこいの広場	指摘 9	個人情報の管理について
45	葉栗いこいの広場	指摘 10	寄贈品の管理について
46	葉栗いこいの広場	意見 36	ベランダの補修について
47	葉栗いこいの広場	意見 37	倉庫内の物品整理について
48	葉栗いこいの広場	意見 38	施設利用者の拡大について
49	朝日西つどいの里	指摘 11	物品の管理について
50	朝日西つどいの里	指摘 12	陶芸室の利用団体における使用状況について
51	朝日西つどいの里	指摘 13	陶芸室の特定の団体による利用状況について
52	浅野いこいの広場	指摘 14	現金実査について
53	浅野いこいの広場	指摘 15	避難経路の点検について
54	浅野いこいの広場	指摘 16	使用料の算定根拠について
55	丹陽いこいの広場	指摘 17	備品管理について
56	丹陽いこいの広場	意見 39	倉庫内の物品について
57	高齢者生きがいセンター	意見 40	屋上の修繕について
58	高齢者生きがいセンター	意見 41	備品台帳の記載項目について
59	高齢者生きがいセンター	意見 42	備品の廃棄について